

目次

目次

巻頭言	1
1. 事業概要	2
1-1 背景	2
1-2 事業実施計画	2
1-3 事業実施体制	3
1-4 事業理念	3
1-5 参考資料	3
2. 平成26年度活動状況	11
2-1 組織体制	11
2-2 平成26年度事業実施概要	14
2-3 平成26年度事業実施計画の点検・評価	15
2-3-1 大学間申合せ	19
2-3-2 開講科目	20
2-3-3 システム基盤の運用	21
2-4 ワーキンググループ設置と検討課題	22
2-4-1 共同教育実施モデル検討WG	25
2-4-2 コンテンツ開発検討WG	39
2-4-3 教育の質保証等検討WG	48
2-4-4 非常勤講師の手続きの簡素化に関するWG	63
2-4-5 キャリア教育科目検討WG	70
2-4-6 専門科目検討WG	71
2-4-7 システム検討WG	74
2-5 委員会報告	75

目次

2-5-1 企画委員会	80
2-5-2 運営委員会	84
2-5-3 外部評価委員会	85
2-6 シンポジウムの開催	95
2-7 スキルアップ研修会	124
2-8 広報活動	125
2-9 総括	128
2-10 平成27年度事業実施計画	134
3. 関係規則等	136
3-1 大学連携e-Learning教育支援センター四国規則	136
3-2 大学連携e-Learning教育支援センター四国運営委員会規程	138
3-3 大学連携e-Learning教育支援センター四国企画委員会規程	139
3-4 大学連携e-Learning教育支援センター四国外部評価委員会規程	140
3-5 各大学分室規則等	141
3-5-1 徳島大学分室	141
3-5-2 鳴門教育大学分室	147
3-5-3 愛媛大学分室	151
3-5-4 高知大学分室	152
連絡先情報	154

巻頭言

巻頭言

本報告書は、平成25年度に四国国立5大学（香川大学、徳島大学、鳴門教育大学、愛媛大学、高知大学）で行われた『四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施』事業の活動状況をまとめたものです。

本事業は、国立大学改革強化推進補助金で採択された「四国5大学連携による知のプラットフォーム形成」事業を構成するひとつであります。特に、本事業は、四国のe-Learning基盤を活用して「四国地区における5国立大学連携構想」の中の大学教育を共同実施することによって、連携大学全体の教育の質の向上を図ることを目指しています。その実現のために、四国の国立5大学（香川大学、徳島大学、鳴門教育大学、愛媛大学、高知大学）が相互に連携し、基幹校である香川大学に大学連携e-Learning教育支援センター四国を設置するとともに、他の4大学にセンター分室を設置し、事業を推進しております。

平成25年度は、事業実施フェーズとしては準備期として位置付けられております。今年度の実施内容として、大学教育の共同実施に向けての課題の検討、共同実施の運用方法の立案、運用実施に向けての規程や連携大学間で必要な協定などの整備・制定、さらに、大学教育の共同実施のためのICT基盤整備を実施してきました。

上記の取り組みにおいてご尽力いただいている大学連携e-Learning教育支援センター四国および分室のスタッフの皆様、企画・運営委員の皆様、各大学で本事業を支えていただいている各部局・事務の皆様、さらには、外部評価委員の皆様、この場をお借りして心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

本事業はまだ始まったばかりであり、まだまだ乗り越えて行かなければならない問題も山積していると考えます。これらの問題を丁寧に解決・クリアしていきながら、大学教育を共同実施することによって、連携国立5大学全体の教育の質の向上を図るよう取り組んでまいりますので、引き続き『四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施』事業による各種活動に対してご理解とご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

香川大学 理事・副学長(教育担当)

藤井 宏史

1. 事業概要

1. 事業概要

「四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」事業は、四国のe-Learning基盤を活用して「四国地区における5国立大学連携構想」の中の大学教育を共同実施することによって、連携大学全体の教育の質の向上を図るものである。そのため、四国の国立5大学（香川大学、徳島大学、鳴門教育大学、愛媛大学、高知大学）が相互に連携し、香川大学に大学連携e-Learning教育支援センター四国を設置するとともに、他の4大学にセンター分室を設置し、事業を推進する。

1-1 背景

我が国の地方国立大学は、教育研究機関として、地域に根ざし、世界に発信することが求められている。四国の5国立大学は、四国そしてそれを構成する4県に立地する大学として、四国地方の知的基盤を豊かにするとともに、地域社会に貢献できる人材を輩出することを重要な使命としている。

一方で、四国の国立5大学は、学部構成、教員数とその専門分野、そして設備面から、大規模な国立大学と比べて十分な教育研究機能を果たせていない面がある。しかし、この点は、5大学が相互に連携し、それぞれの人材や得意とする教育・研究分野を共有・補完することで、教育の質の向上を図ることができると考える。

そこで、大学教育の共同実施のための母体として、大学連携e-Learning教育支援センター四国を香川大学に設置するとともに、他の4大学にセンター分室を設置する。そのe-Learning基盤を活用して「四国地区における5国立大学連携構想」の中の大学教育を共同実施することにより、連携大学全体の教育の質の向上を図る。

1-2 事業実施計画

平成26年度から大学教育を共同実施する。そのため、平成24～25年度を準備期、平成26～27年度を試行期、平成28～29年度を拡充期として、平成30年度より大学教育の共同実施を定常化させる。

特に、本事業報告の平成26年度を含む試行期では、大学教育の共同実施に向け、各分室が主査となるワーキンググループを発足し、諸課題について検討することが計画されている。ワーキンググループの中で教育の質保証やコンテンツ開発の仕組みの枠組みを定め、e-Learningコンテンツや開講科目の質を担保することを計画している。また、大学間における共同実施の協定を定める等大学教育の共同実施の基盤整備を進めることが計画されている。

1. 事業概要

1-3 事業実施体制

大学教育の共同実施を行う部局として、基幹校の香川大学に大学連携e-Learning教育支援センター四国を設置する。また、各大学にセンター四国分室を設置する。センター四国及び分室は、主に、以下の業務を行うものとする。

- (1) 大学教育・大学院教育の共同実施に向けた組織体制の整備に関すること
- (2) 四国地区国立大学で相互補完した教養・専門教育コンテンツ群の開発に関すること
- (3) 共同実施による教育プログラムの開発に関すること
- (4) オープンコンテンツ開発に関すること
- (5) 遠隔会議・遠隔講義システム等のシステム基盤強化に関すること
- (6) 共同実施の運用モデルの確立に関すること

1-4 事業理念

我が国の地方国立大学は、教育研究機関として、地域に根ざし、世界に発信することが求められている。四国の5国立大学は、四国そしてそれを構成する4県に立地する大学として、四国地方の知的基盤を豊かにするとともに、地域社会に貢献できる人材を輩出することを重要な使命としている。

本事業では、e-Knowledgeコンソーシアム四国（eK4）で蓄積されたe-Learning基盤を強化した教育の共同実施を行うための母体として、大学連携e-Learning教育支援センター四国（センター四国）を設置する。センター四国では、大学間連携により、それぞれの人材や得意とする教育・研究分野を共有・補完するコンテンツを開発することで、教育の質の向上を図る。科目選択の幅が広がることによって、履修者の興味や学習ニーズにあった科目履修が可能となる。また、各大学の状況（時間割など）に依存しない教育プログラムの開発により、学生にとっては、四国のどこに居ても、いつでも何度でも受講できる共同実施の運用モデルを確立する。

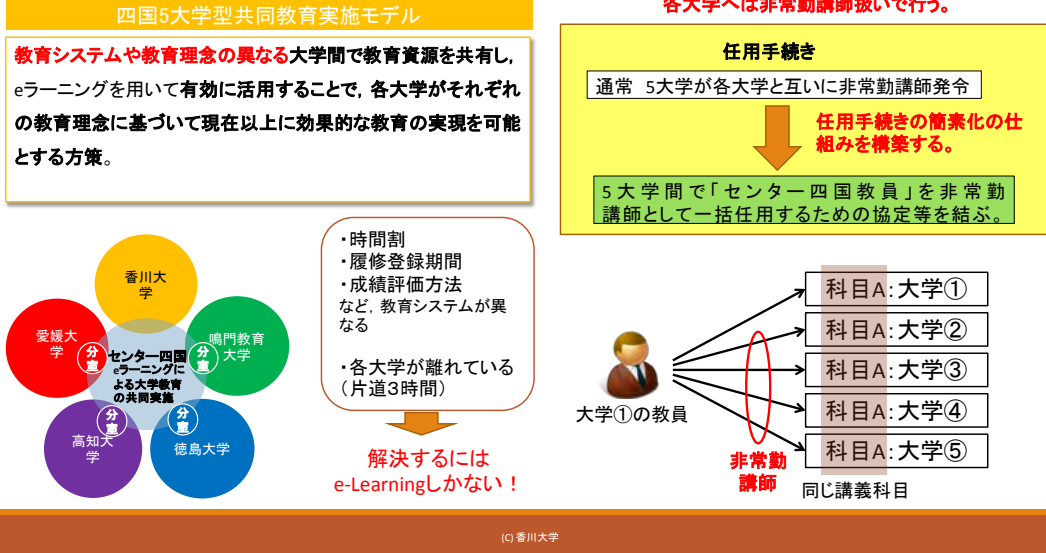
1-5 参考資料

次ページから、事業概要の参考資料を掲載している。本事業およびセンター四国に関する最新の情報は以下のWebサイトを参照されたい。

<http://chipla-e.itc.kagawa-u.ac.jp/>

1. 事業概要

四国5大学型共同教育実施モデルの実現方法



事業の到達目標

各大学が持っている教育資源を共有し、eラーニングを用いて有効に活用することで、現在以上に効果的な教育を実現

1. 共同実施の仕組み

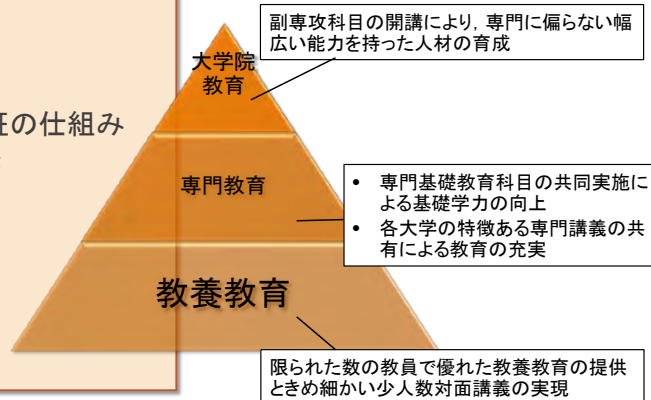
- 共同実施科目の開講 50科目
- 大学連携によるコンテンツの共同開発

2. e-Learning活用講義法と質保証の仕組み

- 効果的なe-Learning活用講義法の開発
- フルe-Learning講義の教育の質保証
- 多人数クラス(数百人レベル)の実現
- 学生と教員の双方向性の実現

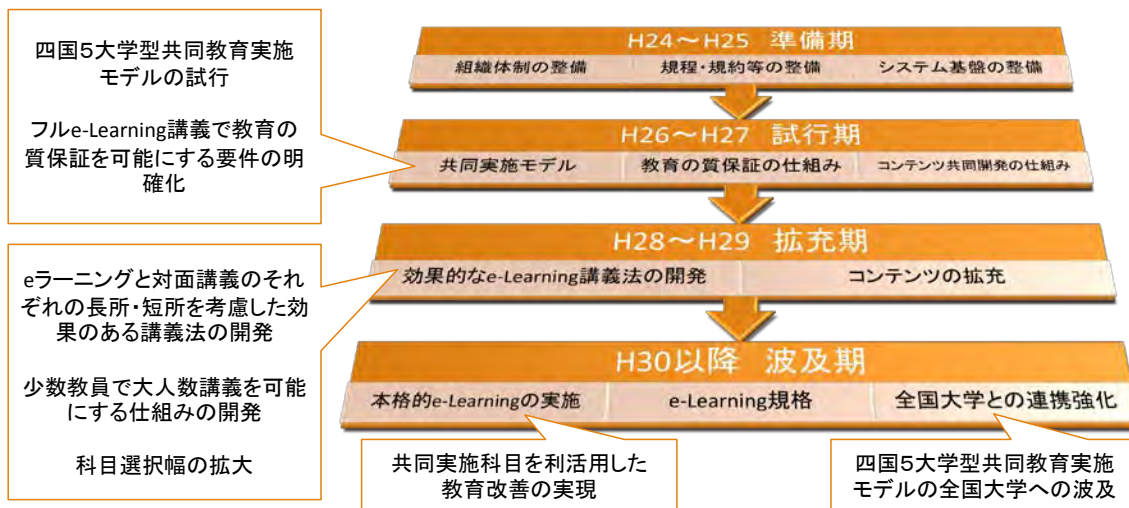
3. 継続的な運用の仕組み

- 補助金終了後の運用体制の整備



1. 事業概要

事業全体スケジュールと将来像



(C) 香川大学

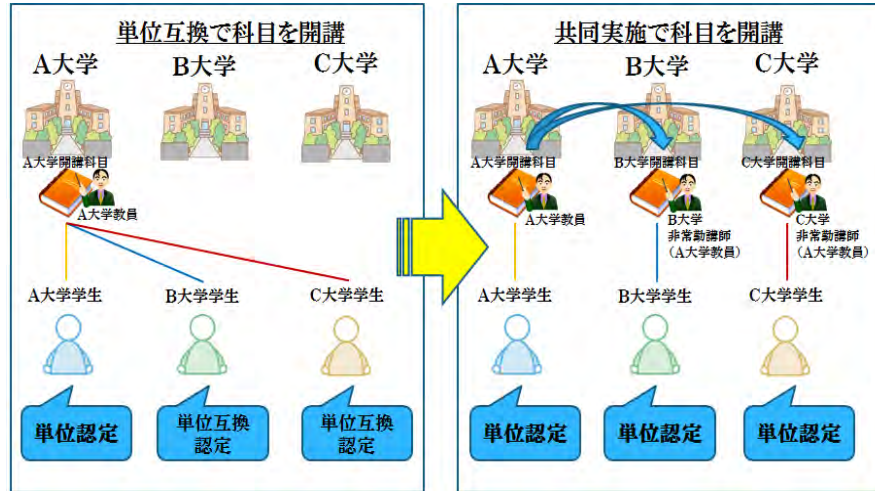
H26年度開講科目一覧(単位互換)

開講大学	開講科目名	担当教員	学期
香川大学	地域コンテンツと知財管理	村井 礼	後期
	香川を学ぶ	岩城 暁大	後期
	情報のいろは	林 敏浩	後期
徳島大学	知の探訪	金西計英 他	後期
	地震・火山災害を防ぐ	西山賢一	後期
	気象災害を防ぐ	西山賢一	後期
高知大学	「モラエスの徳島」～グローバル化と異邦人～	宮崎隆義	後期
	サイエンスリテラシーの化学	立川 明	後期

(C) 香川大学

1. 事業概要

四国5大学型共同教育実施モデルの利点



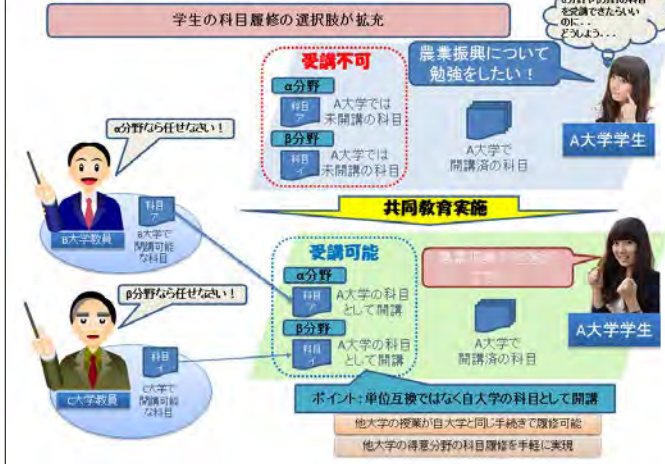
(C) 香川大学

四国5大学型共同教育実施モデルの利点

得意分野の補完

5大学が相互連携し、**得意分野の教育・研究を共有・補完**することで大学教育の質を向上

四国5大学型共同教育実施モデルのメリット[学生視点]



(C) 香川大学

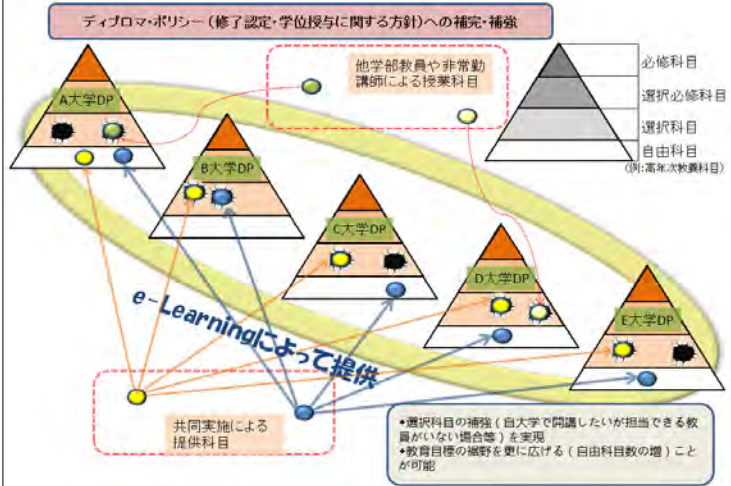
1. 事業概要

四国5大学型共同教育実施モデルの利点(学生目線から)

得意分野の補完

5大学が相互連携し、**得意分野の教育・研究を共有・補完**することで**大学教育の質を向上**

四国5大学型共同教育実施モデルのメリット[大学視点]



(c) 香川大学

四国5大学型共同教育実施モデルのメリット



他大学の授業が自大学と同じ手続きで履修可能

他大学の得意分野の科目履修を手軽に実現

専用掲示板等により他大学の学生との交流の輪を拡大

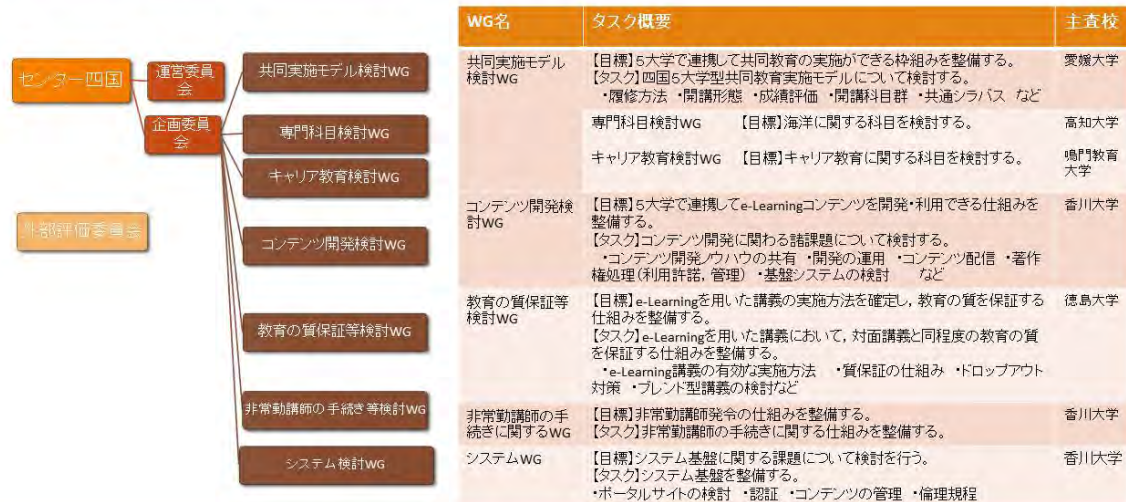
ICT教育の普及促進(学生・教職員の意識改革)

非常勤講師の相互発令等により事務手続きを簡素化

(c) 香川大学

1. 事業概要

センター四国の組織体制およびWGの概要



(C)香川大学

1

事業報告シンポジウムの開催

四国の5国立大学(徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学)が取り組む共同教育実施モデルによる科目がe-Learningで2015年度より開講されます。そこで、下記の要領でセンター四国における2014年度の事業報告と情報交換を目的としたシンポジウムを開催致します。特別講演では、北海道大学情報基盤センターの重田勝介准教授をお招きし、大学連携e-Learningにおける諸課題についての話題提供と情報交換を行います。

項目	概要
開会挨拶	長尾 省吾 <香川大学長> 藤井 宏史 <香川大学 教育担当理事>
特別講演	「e-Learningと双方向遠隔授業を活用した大学間教育連携」 北海道大学 重田勝介 准教授
事業報告シンポジウム	「大学連携教育の共同実施について」 林 敏浩 大学連携e-Learning教育支援四国 センター長 「大学教育の共同実施のためのワーキンググループ報告」 センター四国各WG主査
閉会挨拶	林 敏浩



(C)香川大学

1. 事業概要

H26年度事業実施計画

組織体制の整備 四国5大学型共同教育実施モデルの運用

- 運用体制の整備
- 開講科目, 履修方法, 成績評価方法等の決定
- 教員の取扱(非常勤講師の手続き簡素化)の決定

コンテンツの開発 平成27年度以降の開講に向けたコンテンツの蓄積

- コンテンツの共同開発の仕組み作りとガイドラインの策定
- LMSによるコンテンツ配信の実施

教育の実施 e-Learning講義の実施・ノウハウ蓄積

- 平成26年度は単位互換による暫定実施
- 教育の質保証の仕組み作りとガイドラインの策定

その他 e-Learningの啓蒙・普及・成果公開

- スキルアップ研修会2回
- 事業報告シンポジウム1回

共同実施の基盤整備および実施上の課題解決

(C) 香川大学

1. 事業概要

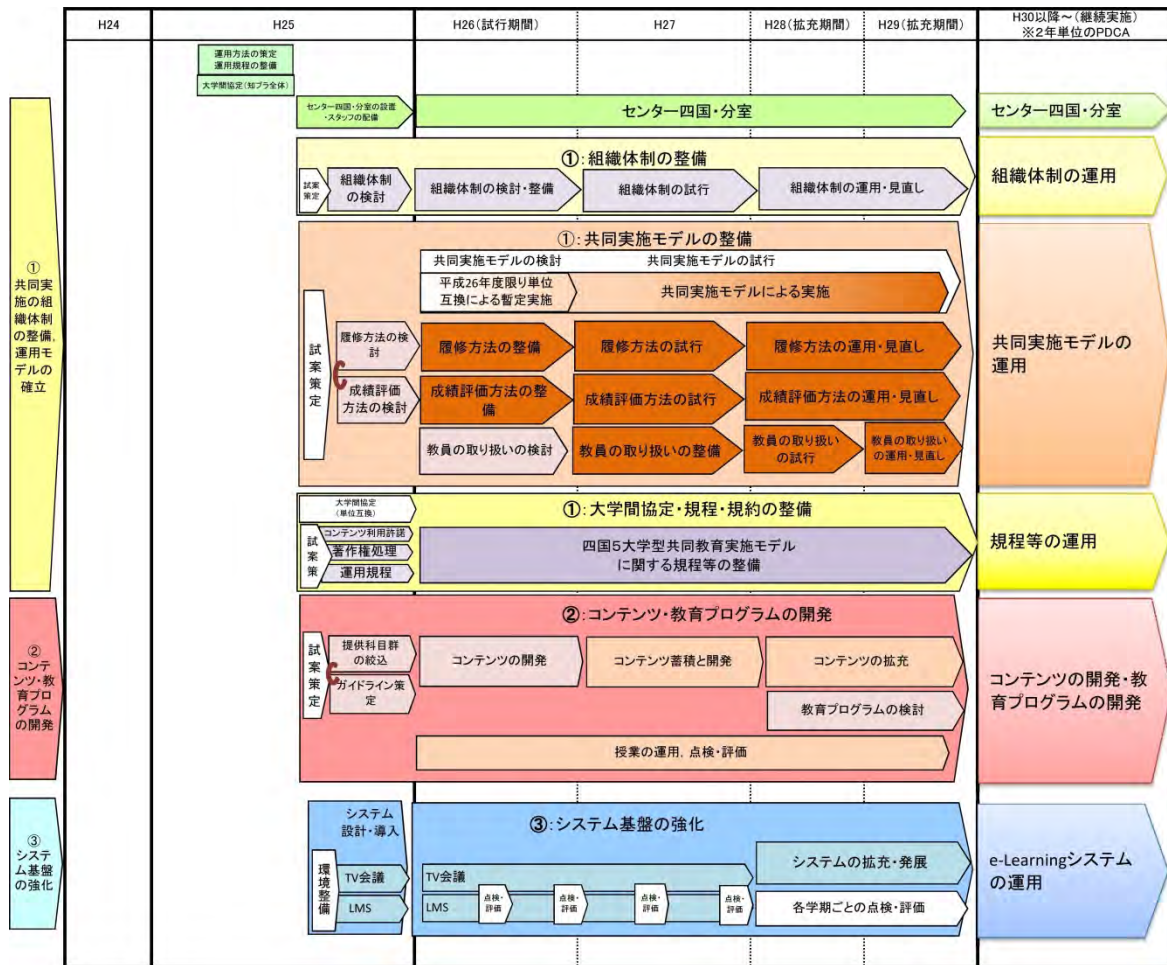


図 事業期間の全体線表

2. 平成26年度活動状況

2. 平成26年度活動状況

2-1 組織体制

大学連携e-Learning教育支援センター四国運営委員会委員名簿

大学名	委員	氏名	所属等
香川大学	委員長	藤井 宏史	理事・副学長(教育担当)
	センター長	林 敏浩	総合情報センター教授
	センター教員	村井 礼	大学連携e-Learning教育支援センター四国教授
	センター教員	岩城 暁大	大学連携e-Learning教育支援センター四国助教
	事務職員	高崎 一成	修学支援グループリーダー
徳島大学	分室長	金西 計英	大学開放実践センター教授
	事務職員	川野 晋資	学務部教育支援課長
鳴門教育大学	分室長	宮下 晃一	大学院学校教育研究科教授
	事務職員	戸田 陽介	教務企画課長
愛媛大学	分室長	田中 寿郎	教育・学生支援機構副機構長 共通教育センター長
	事務職員	矢野 博子	教育センター事務課長
高知大学	分室長	立川 明	総合教育センター准教授
	事務職員	井上 博文	学務課長

2. 平成26年度活動状況

大学連携e-Learning教育支援センター四国企画委員会委員名簿

大学名	委員	氏名	所属等
香川大学	センター長	林 敏浩	総合情報センター教授
	センター教員	村井 礼	大学連携e-Learning教育支援センター四国教授
	センター教員	岩城 暁大	大学連携e-Learning教育支援センター四国助教
徳島大学	分室長	金西 計英	大学開放実践センター教授
	分室教員	高橋 暁子	総合教育センター特任准教授
鳴門教育大学	分室長	宮下 晃一	大学院学校教育研究科教授
	分室教員	竹口 幸志	大学連携e-Learning教育支援センター四国鳴門教育大学分室講師
愛媛大学	分室長	田中 寿郎	教育・学生支援機構副機構長 共通教育センター長
	分室教員	根本 淳子	大学連携e-Learning教育支援センター四国愛媛大学分室准教授
	分室教員 (併任)	仲道 雅輝	総合情報メディアセンター教育デザイン室長兼教育企画室講師
高知大学	分室長	立川 明	総合教育センター准教授
	分室教員	竹岡 篤永	総合教育センター特任助教
	分室教員 (兼務)	三好 康夫	教育研究部自然科学系理学部門講師

2. 平成26年度活動状況

■ H26年度センター四国教員人事（選考経緯）

◆ 愛媛大学分室

分室教員 根本 淳子 准教授(平成26年6月1日付採用)

※採用者の選考経緯

- ・応募期間 平成25年12月5日から平成26年1月6日で公募
- ・准教授又は講師に14名の応募あり
- ・教員選考委員会で数名の面接実施候補者を決定し、面接を実施後、教員選考委員会、人事委員会を経て、准教授1名の採用者を決定

◆ 高知大学分室

分室教員 三好 康夫（平成26年4月1日付兼務発令）

2. 平成26年度活動状況

2-2 平成26年度事業実施概要

平成26年度の「四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」事業の概要は以下の通りである。

(1) 四国5大学型共同教育実施モデルの運用に必要な体制の整備

共同実施モデルの運用に向けた基盤整備を行った。また「大学連携e-Learning教育支援センター-四国ワーキンググループ」を設置し、モデル運用の諸課題解決に向け検討を行った。

- ・ 運用体制の整備
- ・ 開講科目、履修方法、成績評価方法等の決定
- ・ 教員の取扱（非常勤講師の手続き簡素化）の決定
- ・ 教育の質保証に関するガイドライン、コンテンツ開発ガイドラインの設計
- ・ 大学間連携による大学教育の共同実施事業に関する申合せ

(2) システム基盤の運用

導入されたシステムを利用してコンテンツの開発、大学間打ち合わせ等を行った。

(3) 教育の実施

平成26年度では単位互換制度を利用してe-Learning講義の開講を行った。

なお、上記以外にもシンポジウムやスキルアップ研修会を行い、e-Learningの啓蒙・普及・成果の公開も行った。これらの詳細については、次章の活動状況を参照されたい。

2. 平成26年度活動状況

2-3 平成26年度事業実施計画の点検・評価

平成26年度の事業実施計画の点検・評価について下表で示す。平成26年度事業実施計画に挙げた課題については、すべて年度内に解決する見込みである。

		事業実施項目	点検	評価
組織体制の整備、運用モデルの確立 四国5大学型共同教育実施モデルの	1	センター四国規則 第3条(1), (6) 四国5大学型共同教育実施モデルのための運用体制の検討	平成27年度の共同実施に向けて、到達目標を決定し、運営・企画委員会で審議了承済み。	問題なし
	2	センター四国規則 第3条(1), (6) 四国5大学型共同教育実施モデルに関する履修方法の整備	平成27年度の共同実施に向けて共同教育実施モデル検討WGを中心に検討を行い、履修方法を整備する予定である。	問題なし
	3	センター四国規則 第3条(1), (6) 四国5大学型共同教育実施モデルに関する成績評価方法の検討・整備	平成27年度の共同実施に向けて共同教育実施モデル検討WGを中心に検討を行い、成績評価方法を整備する予定である。	問題なし
	4	センター四国規則 第3条(1), (6) 四国5大学型共同教育実施モデルに関する教員の取り扱いの検討	企画委員会にて検討を行った。また、非常勤講師の任用手続きの簡素化(案)を策定し、企画委員会で審議了承済み。 四国の国立5大学以外に所属する教員の取扱については、該当科目が出るまでペンディングとするか企画委員会にて検討予定。	問題なし
	5	センター四国規則 第3条(1), (6) 規程等の整備	5大学間の申合せを四国国立大学協議会で審議了承済み(9月4日施行)。	問題なし
コンテンツ・教育プログラム開発	6	センター四国規則 第3条(4) 提供科目群の検討	オンライン授業設計、コンテンツ開発を策定し、企画委員会にて審議了承された。 共通シラバスの様式を整備すると共に、各大学シラバス等の準備を行い、平成27年度から7科目の開講を担保した。平成27年度は7科目の開講を運営・企画委員会で審議了承済み。 オンライン授業運用ガイドラインおよび授業改善アンケートの実施方法について質保証WGで原案の検討を行い、企画委員会で審議予定である。 提供科目群の名称については企画委員会で検討中である。 専門科目・キャリア教育科目については、それぞれのWGで課題の洗い出しを行い、平成27年	問題なし

2. 平成26年度活動状況

			度に継続審議する。		
	7	センター四国規則 第3条(2), (4) コンテンツ開発	平成26年度は8科目を開講し、平成27年度開講予定の7科目についてコンテンツの蓄積と開発を行った。質保証等検討WGでの議論を経て、平成27年度以降の質保証の仕組みを取り入れた修正を行った。 コンテンツの共同開発仕組みは該当科目がコンテンツの共同開発の仕組みは該当科目が出るまでペンディングとするかコンテンツWGで検討後、企画委員会で審議予定である。	問題なし	
	8	センター四国規則 第3条(2), (3), (4) 提供科目を用いた授業の実施	平成26年度後期に単位互換により8科目を開講した。	問題なし	
基盤強化	システム	9	センター四国規則 第3条(5) e-Learning環境の整備	遠隔会議・遠隔講義システム・LMS等を運用中。	問題なし
その他	10	四国の5国立大学における大学教育の共同実施について全国発信	センター四国HPより情報発信中。	問題なし	
	11	スキルアップ研修会の開催	9月22日に本間知的財産事務所 弁理士 本間政憲氏を講師に迎え、第1回スキルアップ研修会を開催。第2回は3月に開催予定。	問題なし	
	12	事業報告シンポジウムの開催	平成27年1月29日に高松市内で事業報告シンポジウムを開催。	問題なし	
	13	外部評価委員会の開催	外部評価委員の委嘱および外部評価委員長の互選済。平成27年1月29日に外部評価委員会を開催。	問題なし	

ここに掲げた項目は半年に1度の頻度で点検・評価する。

2. 平成26年度活動状況

国立大学改革強化推進補助金事業

「四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」工程表

事業内容	第2期中期目標・中期計画期間				第3期中期目標・中期計画期間	
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1 共同実施に向けた基盤整備						
e-Learning配信システム等の機器整備		→ (検討・導入)	→ (運用・改良)		→ (運用)	→
e-Learningコンテンツの開発		→ (準備)	→ (開発・運用)			→
2 共同実施に向けた組織体制整備						
2-1 組織体制の整備						
規程等の整備	→ (検討・準備)	→ (整備)				
実施体制の整備	→ (準備委員会 検討・準備)	→ (センター四国 及び分室の設 置)	→ (運営)			→
定常的な運用体制の確立			→ (準備)		→ (検討)	→ (確立)
2-2 運用モデルの確立						
大学教育の共同実施に係る運用モデルの整備		→ (検討・準備)	→ (整備)	→		
大学教育の共同実施に係る運用モデルの運用				→ (運用) (点検・評価)	→ (運用)	→ (確立)
2-3 運用体制の整備						
コンテンツ利用許諾処理の整備		→ (検討・準備)	→ (整備)	→ (運用) (点検・評価)		→
共同実施科目のシラバス作成			→ (検討・準備) (整備)	→ (運用)		→
共通履修案内の作成			→ (検討・準備) (整備)	→ (運用)		→

2. 平成26年度活動状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	%	ゴール (H26年度事業実施計画より)
運用体制の整備	プロジェクトの推進目標の決定			共同実施に係る申し合せの決定									100	■1 四国5大学共同教育実施モデルのための運用体制の検討と整備をする。 ■5 四国5大学共同教育実施モデルができるよう関係等を整備する。
教員の研修				非常勤講師(常勤)の取扱方法の決定									100	■9 四国5大学共同教育実施モデルに関する科目を担当する教員の取扱い(非常勤講師、インセンティブ)を検討する。
担当教員	平成27年度開講科目、科目名、授業内容の決定			平成27年度開講科目担当者の決定									100	■6 科目提供におけるガイドラインの策定を行い、コンテンツの開発を進める。 平成26年度開講までにコンテンツ等の準備を行い、平成27年度からの開講を目指す。
授業計画				シラバス作成									100	■8 提供科目を用いた授業を実施する。
授業計画の作成				シラバス修正									100	■9 選考会議・遠隔講義システム・LMS等のe-Learning環境の設計・運用を行う。
授業計画の修正				シラバス修正									100	■2 四国5大学共同教育実施モデルに関する履修方法を整備する。
授業計画の決定				履修案内記載事項(履修方法・履修時期・開講形態・成績評価・受講者数制限、課題の条件・単位数、開講時期)の決定									100	■7 平成27年度以後の開講のため、コンテンツの選考と開発を行う。
コンテンツの開発				学生への周知方法の決定									100	■3 四国5大学共同教育実施モデルに関する成績評価方法の検討・整備を行う。単位互換科目は開講大学で成績の評価を行う。
コンテンツの発表				コンテンツ開発									100	■10 WUと上四国の5国立大学における本学教養の共同実施について全国へ発信する。HPの管理はセンター四国が所掌する。
コンテンツの発表				コンテンツの発表									100	■11 スキルアップ研修会の開催を行う。1年に2回以上の開催とする。
教育の質保証				教育保証等のガイドラインの策定(授業設計・運用)									100	■12 平成26年度の事業内容を広く公開するために、事業報告シンポジウムを開催する。(平成27年1月)
教育の質保証				教育保証等のガイドラインの策定(授業設計・運用)									100	■13 外部評価委員会を開催し、事業全体の活動計画とその達成度を評価する。それでは、POCAサイクルを基本に1年間に1サイクルとして評価を実施する。
その他				センター四国間の情報発信									100	

知プラe 事業 H26年度事業計画表および達成度 (%)

2. 平成26年度活動状況

2-3-1 大学間申合せ

四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施事業に関する申合せ

(平成26年9月4日四国国立大学協議会決定)

四国地区5国立大学（徳島大学，鳴門教育大学，香川大学，愛媛大学，高知大学）は，四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施を円滑に行うため，下記のとおり申し合わせる。

記

1. 平成27年度以降の本事業で提供するe-Learning科目については，5大学において同一の科目名で共同開講し，各大学の様式でシラバスを作成するものとする。
2. 本事業で提供するe-Learning科目を5大学いずれかの常勤教員が担当する場合，他の4大学では非常勤講師発令のための資格審査手続きを省略するものとする。

附 則

この申合せは，平成26年9月4日から施行する。

2. 平成26年度活動状況

2-3-2 開講科目

平成26年度では単位互換制度を用いて以下の8科目を開講した。

平成26年度開講科目一覧

開講大学	科目名	講師	受講者数
香川大学	地域コンテンツと知財管理	村井 礼	163名
	香川を学ぶ	岩城暁大	364名
	情報のいろは	林 敏浩	26名
徳島大学	知の探訪	金西計英	6名
	地震・火山災害を防ぐ	西山賢一	3名
	気象災害を防ぐ		1名
	「モラエスの徳島」 ～グローバルズムと異邦人～	宮崎隆義	7名
高知大学	サイエンスリテラシーの化学	立川 明	23名

※「サイエンスリテラシーの化学」は平成26年度前期に対面授業で実施（eラーニングは使用せず）

2. 平成26年度活動状況

2-3-3 システム基盤の運用

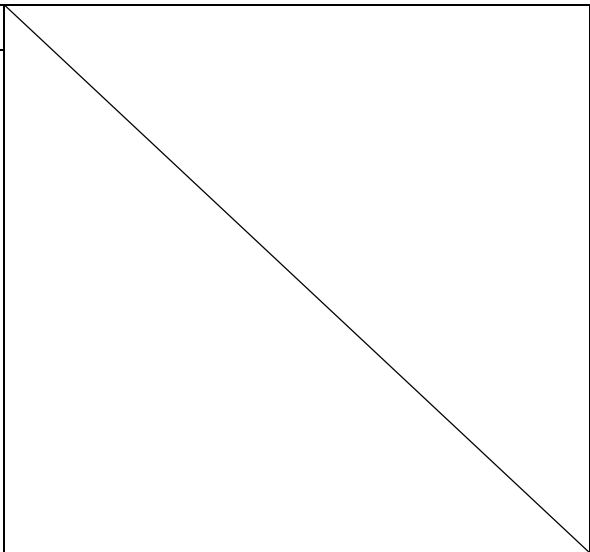
平成25年度に導入されたシステムを活用し、e-Learningによる大学教育の共同実施に向けての会議の開催や共同実施での開講科目コンテンツの開発等を行った。

平成26年度は単位互換による開講のため、LMSの運用に関わる詳細な調査は実施していない。平成27年度以降に向けて、システム検討WGで調査項目と各大学内での開示手続きを整備する。平成26年度との比較により、共同実施の効果を示す予定である。

各大学の機器導入一覧

香川大学	徳島大学
<p>H25年度までにシステム基盤の強化を完了。4月1日より運用中。H26年度での新規導入無し。</p> <p>MCU：H26年度MCUを利用し大学間打ち合わせ12回、委員会を4回、WG打ち合わせを7回開催した。また、遠隔会議実施にあたり、接続実験を4回実施し、円滑に接続できるよう準備を行った。</p> <p>スタジオ：3科目32コンテンツを開発し、H26年度は3科目を開講した。また、H27年度に向けて35コンテンツを蓄積した。</p> <p>LMS：H26年度香川大学開講の知プラe科目3科目の配信を行い、553名の受講者がeラーニングを履修した。</p>	<p>H25年度までにシステム基盤の強化を完了。4月1日より運用中。</p> <p>H26年度での新規導入無し。</p> <p>MCU：H26年度MCUを利用した大学間会議について（SICO）14回開催した。</p> <p>その他の四国国立5大学間の遠隔打合せを、20回実施した。</p> <p>円滑に会議等が行えるよう準備を行った。</p> <p>スタジオ：H26年度は4科目63コンテンツを開発した。また、H27年度に向けて1科目15コンテンツを開発した。</p> <p>LMS：H26年度徳島大学開講の知プラe科目4科目の配信を行い、17名の受講者がeラーニングを履修した。</p>
鳴門教育大学	愛媛大学
<ul style="list-style-type: none"> ・授業収録のため、カメラ、マイク、照明、大型ディスプレイなどを導入しスタジオ機能の強化を実施。スタジオ収録授業数3回、スタジオ外授業収録数23回。 ・学習管理サーバーMoodleを構築し、授業を視聴するための授業コースを開講。動画視聴実験の実施。H28年以降開設授業を準備中（1授業科目）。 ・遠隔会議システムを用いたシンポジウム（3回）や遠隔会議（20回）実施。 	<p>コンテンツ作成機材・収録・編集システム（一式）：H26年度はH28年度開講の科目撮影を行い、編集作業を進めている。</p> <p>LMS：moodleの構築</p> <p>知プラ事業でのH28年度開講に向けたコース整備（3科目）を進めている。</p> <p>H26年度は、TV会議システムを利用し、TV会議13回（2大学会議含む）、WG3回、企画委員会1回を開催した。（回数については概算です。）</p>

2. 平成26年度活動状況

<p>高知大学</p> <p>H25年度およびH26年度はシステム基盤の強化を実施（H27年度も継続）</p> <p>Polycom：H26年度Polycomを利用し，説明会1回を開催した。説明会実施にあたり，接続実験を2回実施し，円滑に接続できるよう準備を行った。</p> <p>コンテンツ開発：H26年度は6科目90モジュールを開発し，開講した。なお，科目以外のコンテンツを10コース69モジュールを開発し，学内外に公開した。現在H27年度に向け，2コースを開発中であり，コンテンツの蓄積を実施している。</p> <p>LMS：H26年度高知大学開講の知プラe科目1科目の配信を実施した。</p>	
---	--

2-4 ワーキンググループ設置と検討課題

平成27年度からの共同教育の実施に向けて，以下のワーキンググループ（以下WG）を設置し，テーマごとに詳細な検討を行うこととなった。下表において各WGの概要と目標を示す。各WGにおいて企画委員会への提案事項の叩き台を作成し，議論を進めていく主体となる。これにより，スピード感をもった運営を可能とすることがWGの設置目的である。表に各WGの概要と目標を示す。設置するWGは，「共同教育実施モデル検討WG」「コンテンツ開発検討WG」，「教育の質保証等検討WG」，「非常勤講師の手続きの簡素化に関するWG」である。また，共同教育実施モデル検討WG内には，専門科目検討WGを設置し，「海洋に関する科目」および「キャリア教育に関する科目」についての検討を行う。各WGには主査校を指定することとし，各WGには必ず各連携大学から1名以上のメンバーが参加することとする。

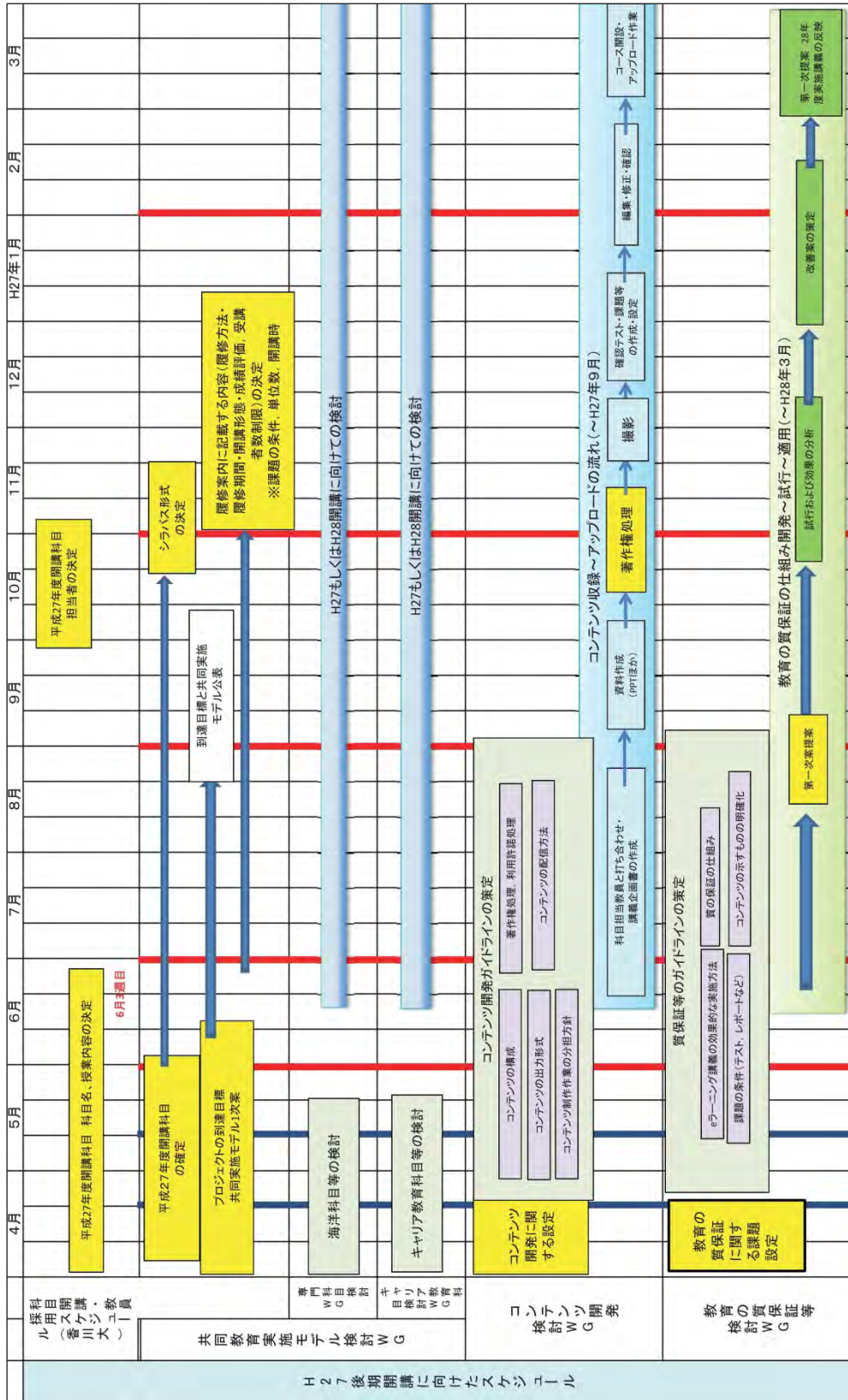
以下，各WGについて簡単に説明する。共同教育実施モデル検討WGは愛媛大学が主査校となり，5大学が連携して共同教育の実施ができる枠組みを整備する。平成27年度は教養科目1科目の試行を行い，課題の洗い出しと見直しにより，平成28年度以降の科目の拡充を図る。専門科目に関しては，高知大学および鳴門教育大学が主査校となり，それぞれ，海洋に関する科目やキャリア教育に関する科目についての検討を行う。コンテンツ開発検討WGは香川大学が主査校となり，5大学で連携してe-Learningコンテンツを開発・利用できる仕組みを整備する。コンテンツ開発ノウハウの共有や，著作権処理，コンテンツ配信等について検討する。教育の質保証等検討WGは徳島大学が主査校となり，e-Learningを用いた講義の有効な実施方法を確定し，対面講義と同程度の教育の質を保証する仕組みを整備する。非常勤講師の手続きの簡素化に関するWGは香川大学が主査校となり，四国5大学型共同教育実施モデルにおける非常勤講師発令の仕組みを整備する。最後に，システム検討WGは香川大学が主査校となり，大学連携e-Learning教育支援センター四国に必要なシステム基盤を整備する。今後，ポータルサイトの検討，認証，コンテンツの管理，倫理規程について検討を行うことが決まった。

2. 平成26年度活動状況

各WGが担当するタスクの概要と目標

WG名	タスクの概要	目標
共同教育実施モデル 検討WG (主査：愛媛大学)	四国5大学型共同教育実施モデルについて検討する。 ・履修方法 ・開講形態 ・成績評価 ・開講科目群 ・共通シラバスなど	5大学で連携して共同教育の実施ができる枠組みを整備する。
専門科目検討WG キャリア教育科目検討WG	専門科目・大学院科目 ・海洋に関する科目 (主査：高知大学) ・キャリア教育に関する科目 (主査：鳴門教育大学)	履修形態、成績評価の方向性を定める。 ある一定数の開講科目数を確保する。
コンテンツ開発検討WG (主査：香川大学)	コンテンツ開発に関わる諸課題について検討する。 ・コンテンツ開発ノウハウの共有 ・開発の運用 ・コンテンツ開発研修会の開催 (謝金, 依頼) ・ガイドライン, 運用規程 ・著作権処理 ・コンテンツ配信 ・基盤システムの検討 ・コンテンツ製作作業分担の仕組みづくりなど	5大学で連携してe-Learningコンテンツを開発・利用できる仕組みを整備する。 5大学が撮影・編集等について同程度のコンテンツ開発スキルを有し、著作権処理の共有、コンテンツ配信の仕組みや共通シラバスを整備する。
教育の質保証等検討WG (主査：徳島大学)	e-Learningを用いた講義において、対面講義と同程度の教育の質を保証する仕組みを整備する。 ・e-Learning講義の有効な実施方法 ・質保証の仕組み ・ドロップアウト対策 ・ブレンド型講義の検討など	e-Learningを用いた講義の有効な実施方法を確定し、教育の質を保証する仕組みを整備する。
非常勤講師の手続きの簡素化に関するWG (主査：香川大学)	非常勤講師の手続きの簡素化に関する仕組みを整備する。	非常勤講師発令の簡素化の仕組みを整備する。
システム検討WG (主査：香川大学)	大学連携e-Learning教育支援に必要なシステム基盤を整備する。 ・ポータルサイトの検討 ・認証 ・コンテンツの管理 ・倫理規程など	大学連携e-Learning教育支援に必要なシステム基盤に関する課題について検討を行う。

2. 平成26年度活動状況



平成26年度WGスケジュール

2. 平成26年度活動状況

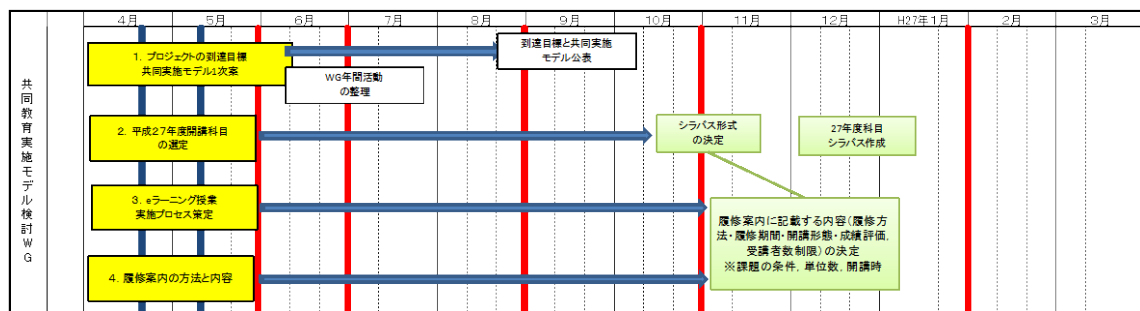
2-4-1 共同教育実施モデル検討WG

1) H26年度の検討課題

共同教育実施モデルは、本プロジェクトを推進するために議論・決定が必要となる事項を洗い出し、対応策について決めることが大きな役割となっている。本年度は、5大学間での共同科目を提供できるための環境づくりを中心に次のような課題に取り組んだ。

課題項目	課題概要
1. プロジェクトの到達目標共同実施モデル案	1-1. 共同実施モデル事業の到達目標・ビジョンの提案（資料1-1） 1-2. 年間ワーキンググループスケジュールの整理（資料1-2）
2. eラーニング科目の選定	2-1. 平成27年度開講科目の調査・提案・確定 2-2. シラバス情報収集フォーマットの作成（資料2-1, 2-2）
3. eラーニング授業実施プロセス策定：履修から成績判定まで	3-1. 5大学の科目設置等に係る学内審議決定スケジュール（前・後期）の調査と確認 3-2. 知プラ事業における履修期間・成績入力期間の決定（資料3） 3-3. 成績評価方法の確定 3-4. 履修登録から受講・成績判定に関する業務フローの作成
4. 履修案内の方法と内容	4-1. 履修に関する情報公開の方法の検討・提案 4-2. 履修案内として公開すべき情報の整理 4-3. 試験や認証方法に関する案の作成

2) 検討スケジュール



2. 平成26年度活動状況

3) 検討の概要

1. プロジェクト到達目標共同実施モデル案

共通実施モデルを推進していくために次の二点について取り組んだ。

1-1. 共同実施モデル事業の到達目標・ビジョンの提案

メンバー内で全体の事業ビジョンを共有するために必要な資料を用意した。(資料1-1)
知プラ事業における「コンテンツ」は科目単位にカウントすることとした。

1-2. 年間ワーキンググループスケジュールの整理

本WGでの活動を含め、実際にどのように進めていくかのスケジュールを用意した。(資料1-2)

2. eラーニング科目の選定

平成27年度に実施できる科目を調査し、開講科目を確定した。

2-1. 平成27年度開講科目の調査・提案・確定

平成27年度は合計7科目の実施を行うことにした。

平成27年度開講科目（平成27年度後学期より開講）

NO	開講科目名（単位数）	担当教員	学期	開講大学
01	地域コンテンツと知財管理（2）	村井 礼	後期	香川大
02	香川を学ぶ（2）	林 敏浩	後期	
03	情報のいろは（2）	林 敏浩	後期	
04	知の探訪（2）	金西 計英 他	後期	徳島大
05	日本におけるドイツ兵捕虜 ～四国の収容所を中心に～（2）	井戸 慶治	後期	
06	「モラエスの徳島」～グローバリズムと異邦人～（2）	宮崎 隆義	後期	高知大
07	サイエンスリテラシーの化学（2）	立川 明	後期	

2-2. シラバス情報収集フォーマットの作成

大学ごとに科目を設置して提供することを踏まえ、本プロジェクトでは、各大学でのシラバス作成が可能となるように各大学のシラバス項目を調査し、5大学すべての情報を収集するためのシラバスシートを開発した。(資料2-2)

2. 平成26年度活動状況

3. eラーニング授業実施プロセスの策定：履修から成績判定まで

本プロジェクトで提供するeラーニング科目が共同実施科目として開講されるためのスケジュールについて検討した。本年度前半は、履修・成績入力の期間を中心とした議論を展開し、後半は、各大学とセンター四国の役割を明確にした業務フローの作成を中心に行った。

3-1. 5大学の科目設置等に係る学内審議決定スケジュール（前・後期）の調査と確認

5大学それぞれの学内審議スケジュールを調査し、一元管理できるように一覧表にまとめた。（資料3-1）

3-2. 知プラ事業における履修期間・成績入力期間の決定

3-1の結果を踏まえ、本事業における履修・成績入力期間を下記のように決定した。

【履修期間】履修登録期間を5大学の状況を踏まえ、締め切りの遅い大学に合わせる。4月30日までとする。（毎年度、学年暦を踏まえて、調整する）オリエンテーション期間も含めオンライン上での授業科目の開講は4月中旬から授業を開始する。ただしその場合は、課題提出などの締め切りは5月中旬以降に最初の課題提出期限を設けることとする。

【成績評価入力期間】履修登録期間と同様に5大学の状況を踏まえ、前期・後期それぞれに、締め切りの早い大学に合わせる。（毎年度、学年暦を踏まえて、調整する）

3-3. 履修登録から受講・成績判定に関する業務フローの作成

成績の判定に関しては次のように行うことを確定した。

- (a) 科目担当教員は、素点（点数）で評価する。
- (b) 各大学に送付&事務的に処理（優・良・可・不可、もしくは優・秀・良・可・不可など）
- (c) 各大学で成績入力

3-4. 履修登録から受講・成績判定に関する業務フローの作成

学生への履修案内から、履修登録、授業、そして成績判定までの業務フローの整理を行った。

4. 履修案内の方法と内容

学生が履修できる体制づくりに関する検討を行った。

4-1. 履修に関する情報公開の方法の検討・提案

知プラ科目に関する情報は一元化し、5大学の学生がそこから科目受講までのシームレスな環境ができることが理想であることを踏まえ、共通ポータルシステムを公開することが望ましいと考え、代表校の下にシステムWGの立ち上げを提案した。

2. 平成26年度活動状況

4-2. 履修案内として公開すべき情報の整理

現在学生に公開すべき内容を整理し、システム検討での資料として提示した。

<公開情報案>

- ・履修科目の情報（シラバスを含む）
- ・履修方法
- ・履修期間（開講時期などの対面講義と異なるスケジュール）
- ・問い合わせ先
- ・学生への連絡ができる掲示板
- ・LMSのアクセスができるリンクなど
- ・履修人数制限の情報：例：受講人数を〇〇人に制限するので、必ず〇〇（前期履修期間）内に仮登録を済ませること。〇〇名を超えた場合は、各大学の抽選によって受講者を決定し〇〇（掲示板等）で通知する

4-3. 試験や認証方法に関する案の作成

（1）受講者の制限方法について

受講者制限をかけるかどうかは科目担当者の裁量に委ねる。

受講者制限をかける場合、科目担当者がシラバス作成時に受入大学ごとの受講者数を決め大学ごとの受講上限数をシラバスに記入する。各大学は受講希望者が受講上限人数を超えた場合、上限人数以内に調整して受講手続きを行うとともに、受講希望学生数をセンター四国に連絡する。

（2）試験を行う場合の実施方法について

試験はすべてeLで実施できるように準備することを必須とする。

運用する実際の実施方法としては、平成27年度から平成29年度（補助金期間）まではeL上での実施のための移行措置として大学の事情に併せて対面でも実施できるようにする。対面試験を行う場合は、シラバスに明記する。

（3）本人認証について

LMSへのログイン方法はIDとパスワードで行う。

（4）時間割へのマッピングに関して

本プロジェクトによる提供科目は、各大学のカリキュラムの中で実施されるものであり、教育課程表中での配置や時間割上での配置等については各大学が決めればよいため、特に明示しない。受け入れ大学の規程にあわせる。

2. 平成26年度活動状況

4) 成果物

(資料1-1) 共同実施モデル事業ビジョンの提案

(資料1-2) 年間ワーキンググループスケジュール

(資料2-1) シラバス入力フォーマット (案)

(資料2-2) シラバス入力フォーマット記入例

(資料3) 履修・成績入力期間一覧

5) 今後の課題

27年度は28年度からの共同実施科目としての本格的な展開に向けて各手続きの確定と併せて新規科目の開発などが計画されている。円滑に授業が提供され、滞りなく学習が行われるためには、学生・教職員全員がeラーニングでの学習活動に従事できる仕組みづくりが必須となる。学習内容に関しては質保障WGと、システム環境に関しては新規で設置されたシステムWGでの議論を踏まえ、適宜支援していく。

(資料1-1) 共同実施モデル事業ビジョンの提案

5年後のビジョン(案)

各大学が持っている教育資源を共有し、eラーニングを用いて有効に活用することで、現在以上に効果的な教育を実現



副専攻科目の開講により、専門に偏らない幅広い能力を持った人材の育成

専門基礎教育科目の共同実施による基礎学力の向上
各大学の特徴ある専門講義の共有による教育の充実

限られた数の教員で優れた教養教育の提供ときめ細かい少人数対面講義の実現

2. 平成26年度活動状況

5年後のビジョンを達成するために解決すべき課題(案)

I 共同で取り組むべき課題

1. 共同実施の仕組みづくり
2. 効果的なeラーニングを用いた講義法の開発
3. 継続的な運用に係る仕組みの策定と実施組織の整備

II 各大学で取り組むべき課題

1. 共同科目実施のための仕組みづくり
2. 共同実施科目を利活用した教育改善

四国5大学型共同教育実施モデルの目指すところ

四国5大学型共同教育実施モデル

教育システムや教育理念の異なる大学間で教育資源を共有し、eラーニングを用いて有効に活用することで、各大学がそれぞれの教育理念に基づいて現在以上に効果的な教育の実現を可能とする方策。

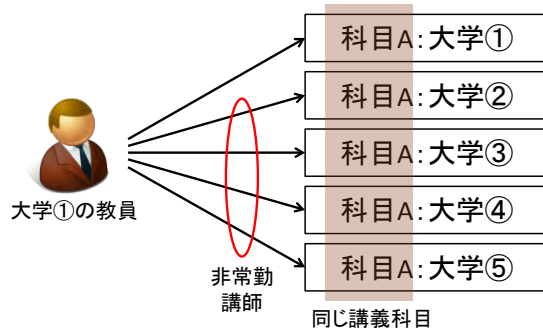


2. 平成26年度活動状況

授業担当教員の取り扱い

大学設置基準

第19条 大学は、…**必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。**



各大学へは非常勤講師扱いで行う。

任用手続き

通常 5大学が各大学と互いに非常勤講師発令

任用手続きの簡素化の仕組みを構築する。

5大学間で「センター四国教員」を非常勤講師として一括任用するための協定等を結ぶ。

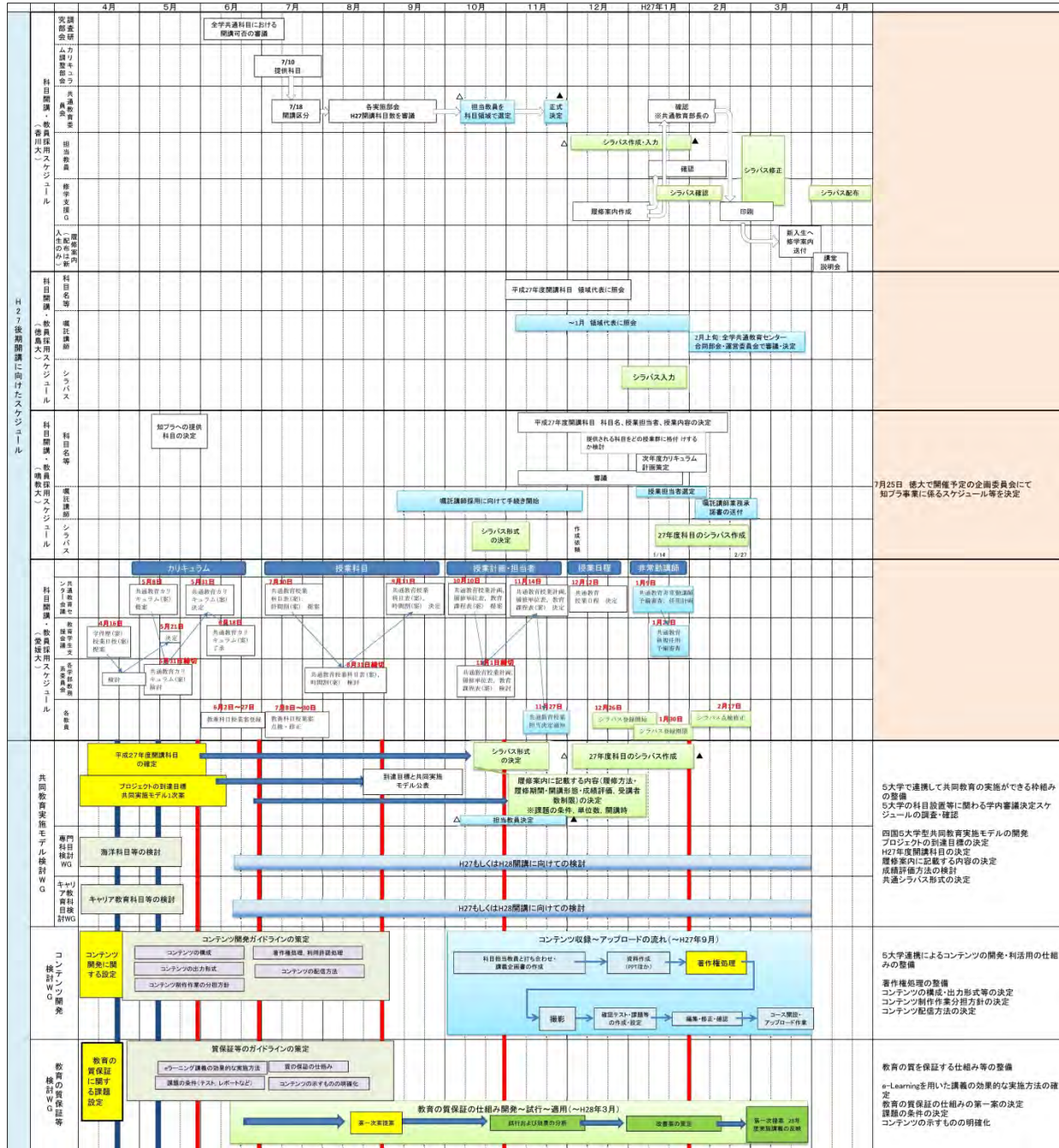
質の保証と効果的なeラーニングを用いた講義法の開発

- ・ eラーニングと対面講義のそれぞれの長所・短所を考慮した効果のある講義法の開発（コンテンツの構成, 講義法, 評価法等を含めて）
- ・ 教育の質保証の方策
- ・ 少数の教員（一人が望ましい）で大人数講義（1000人以上の規模）を可能にする仕組みの検討・開発

我が国初の本格的eラーニング実施に向けて理想的なeラーニングコースの開発
（インストラクショナル・デザイン手法の活用）

2. 平成26年度活動状況

(資料1-2) 年間ワーキンググループスケジュール



2. 平成26年度活動状況

(資料2-1) シラバス入力フォーマット (案)

資料2-1. シラバス入力フォーマット (案)			
シラバス入力フォーマット (案)			
※記入できる範囲で、記入いただき、記入が難しい項目欄は、空欄のまま提出願います。連携大学側で連絡します。			
開講年度		開講学期／時間割／履修期間	
開講学部・学科等／区分等		授業形態／授業種別	
授業科目区分／科目分野／科目区分／区分等		DPコード・分野コード	
科目名(科目英文名／英文併記)			
副題(日本語・英語)			
担当教員名(教員ローマ字表記)			
時間割コード／申請コード／授業コード		昼夜	
単位数		選必修区分／単位区分	
対象学生		対象年次／区分等／標準履修年次	
曜日・時限		講義室	
履修推奨科目		関連科目(関連科目コード番号)	
授業のキーワード			
授業概要			
授業の目的及び主旨			
授業の到達目標／学修課題			
ディプロマ・ポリシー(卒業時の到達目標・共通教育の理念・教育方針に関わる項目)			
カリキュラムマップ(授			

2. 平成26年度活動状況

業科目の主題・授業科目の到達目標とカリキュラムマップ)																											
授業スケジュール／授業計画並びに授業及び学習の方法																											
授業時間外学習にかかわる情報																											
成績評価の方法と基準																											
再試験の有無																											
受講の条件／先行科目																											
受講のルール履修上の注意・担当教員からのメッセージ／履修希望学生に求めるもの																											
教科書(購入の必要のある図書)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">教科書1</td> <td>書名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>I S B N</td> <td></td> <td>著者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出版社</td> <td></td> <td>出版年</td> <td></td> </tr> </table>	教科書1	書名				I S B N		著者名		出版社		出版年														
教科書1	書名																										
	I S B N			著者名																							
	出版社		出版年																								
教科書・参考書に関する補足情報	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">教科書1</td> <td>書名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>I S B N</td> <td></td> <td>著者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出版社</td> <td></td> <td>出版年</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教科書2</td> <td>書名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>I S B N</td> <td></td> <td>著者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出版社</td> <td></td> <td>出版年</td> <td></td> </tr> </table>	教科書1	書名				I S B N		著者名		出版社		出版年		教科書2	書名				I S B N		著者名		出版社		出版年	
教科書1	書名																										
	I S B N			著者名																							
	出版社		出版年																								
教科書2	書名																										
	I S B N		著者名																								
	出版社		出版年																								
Webテキスト(URL・説明)																											
パソコン必要度	資格等																										
教員相互参観授業公開日程																											
オフィスアワー																											
連絡先／学生相談場所／学生開示用メールアドレス																											
その他／備考																											

2. 平成26年度活動状況

(資料2-2) シラバス入力フォーマット記入例

資料2-2. シラバス入力フォーマット記入例

シラバス入力フォーマット記入例

開講年度	2015	開講学期／時間割／履修期間	前学期
開講学部・学科等／区分等	○学部○●学科	授業形態／授業種別	
授業科目区分／科目分野／科目区分／区分等	専門教育科目	DPコード・分野コード	
科目名(科目英文名／英文併記)	○●△学 (Ceramics Science and Engineering)		
副題(日本語・英語)			
担当教員名(教員ローマ字表記)	愛媛 太郎 [TAROU Ehime] TAROU Ehime		
時間割コード／申請コード／授業コード	○●○●△▽	昼夜	
単位数	2	選必区分／単位区分	
対象学生		対象年次／区分等／標準履修年次	3年次以上
曜日・時限		講義室	
履修推奨科目		関連科目(関連科目コード番号)	
授業のキーワード	酸化物、ガラス、原子結合、拡散、電気的特性、磁気的特性 Oxide, Glass, Atomic bonding, Diffusion, Electric properties, Magnetic properties		
授業概要	セラミックスの構造を学び、合成法である焼結の特徴を学ぶ。さらに、様々なセラミックスの特性を概観する。 授業形態： 講義 週2回開講 前学期後半 学習保証時間： 22.5時間		
授業の目的及び主旨	セラミックスは金属に比べ、組織や構造が多様主であり、様々な特性を示す。その多くの場合、様々な形態の微細な結晶の集合であり、結晶粒やその形状と粒界特性とに関連した複雑な特性をしめす。ここではセラミックスについて、結合や結晶構造、創製プロセス、電気的・磁氣的・機械的性質などの基礎的な知識を得ることを目的とする。		
授業の到達目標／学修課題	到達目標： 1. 典型的なセラミックスの結合と結晶構造について理解し説明できる。(D-1) 2. 粒界・界面構造、格子欠陥や表面構造や非晶質について理解し、それらがセラミックスの特性に与える影響について説明できる。(D-1) 3. セラミックスを合成するための多成分系の状態図や拡散現象を理解し、セラミックスを合成するために必要な条件を説明できる。(D-2) 4. 種々の合成法について概観し、それらの特徴を説明できる。(D-2) 5. セラミックスの電気・磁気・機械的特性について概略を知り、それらが材料としてどのように応用		

2. 平成26年度活動状況

	<p>されているか説明できる。(D-3)</p> <p>学習・教育目標との対応と寄与の程度：</p> <p>D-1 材料の基本である物質の構造・性質をまなび、材料の機能を理解できる能力 12時間</p> <p>D-2 材料のプロセッシング技術を理解できる能力 6時間</p> <p>D-3 種々の材料の特性を学び、社会が必要としている材料利用と設計の基本が理解できる能力 4.5時間</p>															
ディプロマ・ポリシー (卒業時の到達目標・ 共通教育の理念・教育 方針に関わる項目)	<p>材料の基本である物質の構造・性質および材料の機能を理解できる能力、材料のプロセッシング技術の基礎を理解できる能力、社会が必要としている材料利用と設計の基本が理解できる能力、および自ら実験を計画、実行し、実験結果を解析できる基礎能力を持つ。</p>															
カリキュラムマップ(授 業科目の主題・授業科 目の到達目標とカリキ ュラムマップ)																
授業スケジュール/授 業計画並びに授業及 び学習の方法	<p>授業内容・スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結合と結晶構造:イオン結合と結晶構造、特徴的な結晶構造 (6時間 D-1) ・表面・界面構造とガラス状態:表面や界面に特有な問題とガラス状態とその構造 (6時間 D-1) ・相平衡と状態図、拡散現象:多元系の状態図および相平衡、非平衡および拡散現象と燃結過程 (3時間 D-2) ・種々の合成法:粉体の作成と薄膜成形成およびゾルゲル法 (3時間 D-2) ・種々の合成法:粉体の作成と薄膜成形成およびゾルゲル法 (3時間 D-2) ・電気・磁気・機械的特性:電気伝導性および誘電性・圧電性・焦電性、磁性の基礎と磁性材料、破壊理論と評価法 (4.5時間 D-3) 場合がある。ただし、試験は必ず実施される。 															
授業時間外学習にか かわる情報	<p>講義の前の予習と講義後に関連する事項について復習する。</p> <p>さらに、必要に応じて、授業時間外に行う課題を課す。</p>															
成績評価の方法と基準	<p>成績は、試験結果70%、レポート30%の割合で評価する。</p>															
再試験の有無																
受講の条件/先行科 目	<p>高等学校の物理、化学を学んでいるものとして講義を進める。基礎電磁気学を履修していることが望ましい。</p>															
受講のルール履修上 の注意・担当教員から のメッセージ/履修希 望学生に求めるもの	<p>授業は講義形式を主とする。学生の主体的な参加を期待する。講義内容は系統だって構成しているため、欠席により講義内容が理解できなくなるので注意すること。</p> <p>開講期間中に2回のレポート提出を課す。きちんとした体裁と内容を持たないレポートは、評価せず返却する。</p>															
教科書(購入の必要 のある図書)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>書名</td> <td colspan="3">セラミックスの科学 第2版</td> </tr> <tr> <td>教科書I</td> <td>I S B N</td> <td>9784765501293</td> <td>著者名</td> <td>柳田博明・永井正幸編</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出版社</td> <td>技報堂出版</td> <td>出版年</td> <td>1993</td> </tr> </table>		書名	セラミックスの科学 第2版			教科書I	I S B N	9784765501293	著者名	柳田博明・永井正幸編		出版社	技報堂出版	出版年	1993
	書名	セラミックスの科学 第2版														
教科書I	I S B N	9784765501293	著者名	柳田博明・永井正幸編												
	出版社	技報堂出版	出版年	1993												

2. 平成26年度活動状況

教科書・参考書に関する補足情報	教科書1	書名	新版 初級セラミックス学		
		I S B N	9784900508446	著者名	曾我直
		出版社	アグネ承風	出版年	1993
	教科書2	書名	セラミックス材料化学入門		
		I S B N		著者名	W. D. Kingery他
		出版社	内田老鶴圃	出版年	1993
Webテキスト(URL・説明)					
パソコン必要度	有	資格等			
教員相互参観授業公開日程					
オフィスアワー	木曜5時限(16:20~17:50) ○○学部○号館▽階×××号室				
連絡先/学生相談場所/学生開示用メールアドレス	○●学部○号館▽階×××号室 連絡電話番号 928-○●●▽-×☆■○ e-mail: ○●▽■●☆○@ehime-u.ac.jp				
その他/備考/準備事項					

2. 平成26年度活動状況

(資料3) 履修・成績入力期間一覽

		3月							4月							5月																																														
大学実名	大学名	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
知プラe		知プラ履修登録																												配信																																
徳島大学	A大学	履修登録																												授業																																
香川大学	B大学	履修登録																												授業																																
愛媛大学	C大学	履修登録																												授業																																
高知大学	D大学	履修登録																												授業																																
鳴門教育大学	E大学	履修登録																												授業																																
履修期間(後期)		9月																																																												
大学実名	大学名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
知プラe		知プラ履修登録																																																												
徳島大学	A大学	履修登録																					授業																																							
香川大学	B大学	履修登録																					授業																																							
愛媛大学	C大学	履修登録																					授業																																							
高知大学	D大学	履修登録																					授業																																							
鳴門教育大学	E大学	履修登録																					授業																																							
成績入力期間(前期)		7月																																																												
大学実名	大学名	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
知プラe		試験														知プラ成績入力																																														
徳島大学	A大学	試験														成績入力期間																																														
香川大学	B大学	試験														前期成績入力期間																																														
愛媛大学	C大学	試験														前期成績入力期間																																														
高知大学	D大学	試験														前期成績入力期間																																														
鳴門教育大学	E大学	試験														前期成績入力期間																																														
成績入力期間(後期)		1月																																																												
大学実名	大学名	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
知プラe		試験																																																												
徳島大学	A大学	試験														後期成績入力期間																																														
香川大学	B大学	試験														後期成績入力期間																																														
愛媛大学	C大学	試験														後期成績入力期間																																														
高知大学	D大学	試験														後期成績入力期間																																														
鳴門教育大学	E大学	試験														後期成績入力期間																																														

2. 平成26年度活動状況

2-4-2 コンテンツ開発検討WG

1) H26年度の検討課題

コンテンツ開発検討WGでは、ガイドラインの策定とコンテンツの共同制作の仕組みづくりについて、5大学連携によるコンテンツ開発の基本モデルを検討する。

課題項目	課題概要	補足説明
ガイドラインの策定	コンテンツ開発に関するガイドラインを策定する。愛媛大学の「コンテンツ制作ガイドライン」を参考に検討する。	1) ver.1.0の完成時期について 8月頃を目処に第一案を策定し、1～3月頃（コンテンツの開発が始まる前）までにver.1.0（コンテンツ開発に必要な最低限の情報を記載）として完成を目指す。 決定すべき項目から記載し、順次、見直しと追加・修正を加えていく。
コンテンツの共同制作の仕組み作り	1大学で完結するコンテンツやオムニバス形式のコンテンツなど、5大学で連携してコンテンツを開発する仕組みを検討する。補助金終了後の運用体制も視野に入れて検討する。	1) 5大学のコンテンツ制作スキルをある一定レベルまで上げる。 各大学で1つのコンテンツを制作する（オムニバス形式除く）。ノウハウ等の不安がある場合は、香川大・愛媛大がサポートする形で協力する。 2) 補助金終了後、予算がなくてもコンテンツ制作できる仕組み作りを検討する。

2) 検討スケジュール

下記の日程で各課題の検討を行った。

【4月～8月】ガイドライン（第一案）の策定期

7月 企画委員会で中間報告

各種利用許諾書等の素案作成

8月 第一案の策定

【9月～11月】コンテンツ制作に関する準備期

9月 スキルアップ研修会

企画委員会で中間報告

2. 平成26年度活動状況

10月 制作担当者間の事前打合せ

【12月～1月】科目担当者との調整期

12月 シラバス作成, 講義企画書の作成, 担当者と打合せ

【2月～7月】コンテンツ制作およびアップロードの実働期 (予定)

2月 講義資料の作成, 著作権処理

3月 撮影&編集, 確認&修正, 確認テスト・課題等の作成 (7月頃までに完了)

7月 コース開設・アップロード, 最終確認

3) 検討の概要

・コンテンツ開発ガイドラインの策定

資料1の通り, コンテンツ開発に関するガイドラインを策定した。

・著作権処理についての検討

知プラe提供科目に関するコンテンツの著作権処理について, 下記の通り検討を行い, 資料2の譲渡証書の雛形を策定した。

- ① 制作コンテンツの著作権は責任大学の帰属 (移転を含む) とする
- ② 譲渡証書の雛形をベースに各大学でカスタマイズして運用する

・視聴環境・動画コンテンツの形式

各大学の学生がコンテンツ視聴できるように, 映像コンテンツのファイル形式や視聴を担保するPCスペックについて資料3の運用細則に取り決めた。

4) 成果物

- ① 資料1 : コンテンツ開発ガイドライン
- ② 資料2 : 譲渡証書 (雛型)
- ③ 資料3 : コンテンツ開発ガイドライン「運用細則」

5) 今後の課題

また, 補助金終了後の運用体制も含め, コンテンツの共同制作の仕組み作りについて, 引き続き検討する。

2. 平成26年度活動状況

① 資料1：コンテンツ開発ガイドライン

コンテンツ開発ガイドライン（2014年9月5日）

大学連携e-Learning教育支援センター四国

目次

1. はじめに（趣旨）	2
2. 用語の定義	2
3. 著作権等の処理	2
4. コンテンツ開発	3
5. ガイドラインの更新について	4

2. 平成26年度活動状況

1. はじめに（趣旨）

このガイドラインは、四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業における「四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」事業（以下、知プラe事業）で開講するe-Learning科目のコンテンツを四国5国立大学（以下、連携大学）で開発することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 用語の定義

本ガイドラインで取扱う「eラーニングコンテンツ（以下、コンテンツ）」とは、大学連携e-Learning教育支援センター四国が知プラe事業に関する教材を開発し、運用するものを指す。

1) コンテンツ, モジュール, ブロック

本ガイドラインで取扱う「オブジェクト」「モジュール」「ブロック」の定義は「知プラe事業オンライン授業設計ガイドライン」¹に準拠する。

・オブジェクト

単独で利用可能な最小単位の教材を指す。

・モジュール

複数オブジェクトを組み合わせて構成されたコンテンツ群をモジュールという。1モジュールは授業1回分に相当し、次の要素を含む。

イ 授業内容（教科書などの情報コンテンツ）：文字、音声、動画、静止画など

ロ 授業内容に関する双方向性を有した学修活動コンテンツ：小テスト、小レポート、電子掲示板など

ハ 自主的な学修を促すためのコンテンツ：参考情報（リンク集、コラム、アドバイス）など

ニ 上記3点を含むことで、学修者が主体的に学修活動を進められる環境を提供し、実際に活動したことを確認できるようにする。

・ブロック

複数モジュール、つまり授業数回分をまとめた単位をブロックという。ブロックは、授業の構成を分かりやすく伝えるために科目構成に応じて用いる。複数モジュールまたは複数ブロックで1コースを構成する。1コースとは、単位付与の基準に相当する学習活動を満たすモジュール（またはブロック）群のことである。

3. 著作権等の処理

1) 制作したコンテンツの著作権の帰属

制作したコンテンツの著作権はコンテンツを制作する責任大学の帰属とし、知プラe事業の目的に沿った範囲内で連携大学間での相互利用を認めることとする。

2. 平成26年度活動状況

責任大学内における著作権の帰属（移転を含む）の手続きについては、各大学の裁量に委ねることとする。ただし、知プラe事業が円滑に進められるように配慮する。

2) 第三者著作物の利用

コンテンツを制作する際に第三者の著作物を利用している場合の著作権処理は、コンテンツを制作する責任大学が行う。ただし、知プラe事業が円滑に進められるように配慮する。

3) 肖像権、個人情報等の権利処理

制作したコンテンツに含まれる肖像権および個人情報等の権利処理は、コンテンツを制作する責任大学が行う。ただし、知プラe事業が円滑に進められるように配慮する。

4. コンテンツ開発

1) 想定する視聴環境

本ガイドラインで想定するコンテンツの視聴環境は、最低限、各大学に設置されているPCルーム等で視聴できるよう担保する。

- ・原則として、PCでの視聴を対象とし、スマートフォンや携帯電話での視聴は対象外とする。
ただし、各大学の裁量により視聴保証する環境を提供するのは拒まない。

2) 動画コンテンツの形式

動画コンテンツの形式（映像の解像度やファイルのフォーマット等）は、各大学のPCルーム等での視聴ができる形式とし、詳細は別に定める。

3) eラーニング講義の構成

eラーニング講義の構成は、「知プラe事業オンライン授業設計ガイドライン」に準拠する。

4. eラーニングコンテンツを用いた授業設計

- (1) 1科目ごとに1コースを用意する。
- (2) 1コースには一般的な対面授業の実施回数に相当するモジュール数を用意する。各モジュールの学修に要する時間をおおむね揃えることで、学修者にとって学びやすい環境を整える。
- (3) コンテンツの公開開始及び公開終了は原則としてブロック毎に定める。推奨学修期間は毎週設けるが、公開開始及び公開終了を毎週設けず、数回分のまとめ学修も可能にする。
- (4) コースの導入にはシラバスを示したうえで、シラバスの内容を補完するため、次の要素を含むガイダンスコンテンツを用意する。ただしガイダンスコンテンツは、科目特性や学修者特性に応じて、ブロックまたはモジュールの開始時に毎回用意しても良い。
 - イ 科目担当者によるイントロビデオ（顔を見せて動機づけをする目的に限定した短編）
 - ロ 授業概要（タイトル、進め方、コンテンツの利用方法、学修活動の実施方法など）
 - ハ スケジュール（コンテンツの公開日及び締切日、推奨学修日）
 - ニ 単位取得の条件（モジュール内の学修活動が出席に相当する旨、成績評価対象と基準点、基準点を満たすための最低条件）上記3点を含むことで、学修者が主体的に学修活動を進められる環境を提供し、実際に活動したことを確認できるようにする。

2. 平成26年度活動状況

(5)コース内には、授業外の自主的な学修を促すコンテンツを用意し、学修者が任意で利用できるものとする。自主的な学修を促すコンテンツには、以下の要素のいずれか1つ以上を含む。

イ 参考情報（リンク集、コラム、アドバイス、参考資料、文献一覧など）

ロ 前提知識の学修または発展的な学修の支援を目的とした学修活動コンテンツ（小テスト、小レポート、電子掲示板など）

ハ 対面のオフィスアワー相当の、学修者が科目担当教員または補助員へ質問ができる手段（eメールアドレス、電子掲示板、指定時間に公開するチャットなど）

4) Moodleの機能設定

「知プラe 事業オンライン授業設計ガイドライン」にしたがい、各モジュールを構成するコンテンツのうちMoodleの機能を使用するものについては、円滑な講義運営（成績評価を含む）を保證するように設定することとし、詳細は別に定める。

5) コンテンツの開発から配信までのスケジュール

知プラe 事業で開講する科目について、第1回目のe-Learning講義配信日の1か月前までにコンテンツを完成し、LMSへアップロードすることとする。各大学でチェックリスト（別に定める）に沿って動作確認を行う。

5. ガイドラインの更新について

このコンテンツ開発ガイドラインは年度末ごとに更新を行う。また、必要に応じその都度更新を行う。

¹ 四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業「四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」オンライン授業設計ガイドライン（質保証等検討WGにて作成）

2. 平成26年度活動状況

■別表1 「すべての著作権」に含まれる権利は次のものをいう。

著作権の種類	著作権法参照条文
複製権	第21条
上演権および演奏権	第22条
上映権	第22条の2
公衆送信権	第23条
口述権	第24条
頒布権	第26条
譲渡権	第26条の2
貸与権	第26条の3
翻訳権, 翻案権等	第27条
二次的著作物の利用に関する原著者の権利	第28条

■別表2 「著作者人格権」は次のものをいう。

著作者人格権の種類	著作権法参照条文
公表権	第18条
氏名表示権	第19条
同一性保持権	第20条

2. 平成26年度活動状況

③ 資料3：コンテンツ開発ガイドライン「運用細則」

コンテンツ開発等検討WG運用細則（2014年11月27日版）

この運用細則は、四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業における「四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」事業（以下、知プラe事業）で開講するe-Learning科目のコンテンツを四国5国立大学（以下、連携大学）で開発することに関し、細則を定めるものとする。

1) 視聴担保するPCのスペック

下表のスペックを満たすPCでの視聴を担保する。

【視聴担保するPCのスペック一覧】

視聴担保するPCスペック	
OS	Windows 7相当以上
ブラウザの種類	IE(ver.8)以上を推奨
Adobe Flash Playerバージョン	ver.13以上 ⁱ
システムメモリ	1GB以上

2) ビデオの書き出し設定

動画コンテンツは各大学のPCルーム等での視聴ができる形式とするが、コンテンツ作成の際には下表の設定での書き出しを行うこととする。

【ビデオの書き出し設定の案】

ビデオ書き出し設定	
ビデオ設定	
コンテナ	FLV ⁱⁱ
映像解像度	480p ※4:3なら640×480 16:9なら854×480
フレームレート	25（または29.97）
ビットレート	（オーディオ含めて） 500～800kbps ⁱⁱⁱ
オーディオ設定	
音声コーデック	AAC（またはMP3） ^{iv}
チャンネル数	ステレオ
周波数	44.1kHz（または48kHz）
ビットレート	128kbps（または96kbps）

ⁱ 旧版では動画を視聴できない場合があるので、なるべく最新版にアップデートするのが望ましい。また、最新版にアップデートしている大学では旧版での視聴確認が困難なので、各大学で視聴確認を行っていただきたい。

ⁱⁱ Windowsで視聴する場合に最も普及していると思われる。

ⁱⁱⁱ 概ね、この程度あればスライドの文字も読める。

^{iv} オーディオは基本的にどちらも問題ないと思われる。

2. 平成26年度活動状況

2-4-3 教育の質保証等検討WG

1) H26年度の検討課題

教育の質保証検討WGでは、5大学連携事業におけるeラーニング授業の提供において、履修学生に対し、対面授業と比して大きな差異の無い教育効果を保証することを目的に、授業の設計や授業の運用のモデルの検討・開発、継続的な改善のプロセスの確立を目指している。

1-1 eラーニング授業の位置付け

多様なメディアを高度に活用した授業（eラーニング授業）の開設が、各大学において認められていることが必要である（大学設置基準や各大学の学則に規定）。そこで、5大学連携授業が提供するeラーニング授業について、学則等で定められている多様なメディアを高度に活用した授業であることを認めることとした。

各大学において、eラーニング授業の位置づけを明確にするため、愛媛大学の『愛媛大学における「多様なメディアを高度に利用して行う授業」の実施等に関する申合せ』を参考に、各大学においても同様の規則等を規定することで、本事業が提供するeラーニング授業の位置付けを明確とすることとした。

1-2 オンライン授業設計ガイドラインの開発

eラーニング授業の設計指針として「知のプラットフォーム形成事業 オンライン授業設計ガイドライン」を作成することとした。

本事業は5大学間での共同授業実施であるが、当初は各大学が授業を開発・提供するものであり、各提供授業は最低限の質が担保される必要がある。そのためには、授業の設計、実施にあたって基準を統一するためのガイドラインの存在が必要となる。26年度の前半期に授業設計ガイドラインの第一版を作成し、平成26年度後半は授業設計ガイドラインに基づいたeラーニング授業の設計、開発をおこなう。また、今後は授業の実施を通じて、ガイドラインの見直す点を検討し、ガイドラインの追加・修正をおこなう。

1-3 オンライン授業運用ガイドラインの開発

eラーニング授業の実施に関し『四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業「四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」オンライン授業運用ガイドライン』を作成することとした。

1-2に記した通り、各大学が提供する授業の設計や運用の基準を統一するためにガイドラインを作成することとした。平成26年度中に運用ガイドラインの第一版を作成し、平成27年度の授業の実施において、運用ガイドラインに沿った運用をおこなう。また、運用ガイドラインの実施を通して課題を洗い出し、ガイドラインの追加・修正をおこなう予定である。

2. 平成26年度活動状況

1-4 次年度以降の改善方法の検討

5大学連携事業において事業の継続は、改善を前提に進めることとしている。eラーニング授業の設計、実施において、次年度以降の提供に向けての改善のベースとなる評価と、改善のモデルを作成する。

平成26年度中に、改善に資するためのeラーニング授業の授業評価アンケートの作成をおこなう。平成27年度には作成した授業評価アンケートを用い、eラーニング授業の終了時に履修生に対しアンケートをおこなう。アンケート結果の収集・分析を経て、eラーニング授業の改善をおこなう予定である。

1-5 柔軟な教材活用の検討

5大学連携事業ではeラーニング授業を共同実施することを目的としてeラーニング授業向けのコンテンツを開発している。一方で、eラーニングコンテンツは、多様化しており、さまざまな利用形態が想定される。そこで、今後、授業実施者（教員）や学生のニーズに対応するために、多様なeラーニングコンテンツの運用のあり方を検討することとした。

5大学連携事業として提供するeラーニング授業とは別に、単位の付与を前提としないeラーニング授業のコンテンツの位置付けを明確にするための合意の作成をおこなうものとする。

1-6 その他の事項の検討

本事業を進める上で、個別の事項で、教育の質を保証するという観点から必要のある事項については本WGで検討することとした。

実際に授業を開講し、実施する上で、実務上の検討事項が出てくることが想定される。例えば、授業担当教員の指定した教科書や参考図書の各大学での整備といった、個別の対応事例が今後生じるものと想定される。このような案件に、対応していくこととした。

2) 検討スケジュール

下記の日程で各課題の検討をおこなった。

【4月～8月】 eラーニング授業の位置付けおよび設計ガイドラインの作成

4月

5月

6月

・WGの方向確認および各連携大学の進捗状況確認

7月

・設計ガイドライン案の提示及び検討開始

8月

・設計ガイドライン（第一版）の策定

2. 平成26年度活動状況

【9月～12月】 運用ガイドラインの検討及び作成

9月

10月

- ・運用ガイドライン（案）の提示および検討開始
- ・授業評価アンケート（案）の提示および検討開始

11月

- ・平成27年度授業用文献リストの調査開始

12月

【1月～3月】 次年度に向けての実施の準備

1月

- ・運用ガイドライン（第一版）の策定
- ・授業評価アンケートの策定
- ・平成27年度授業用文献の整備方針の決定
- ・単位を課さないeラーニング授業の扱いについての検討開始

2月

3月

- ・単位を課さないeラーニング授業の扱いについての申し合わせ（予定）の作成
- ・平成27年度授業用文献の整備

3) 検討の概要

3-1 eラーニング授業の位置付け

大学設置基準、および各大学の学則において、多様なメディアを高度に活用した授業（eラーニング授業）を開設することが認められていることを確認した。その上で、5大学連携授業の提供するeラーニング授業が、学則等で定められている多様なメディアを高度に活用した授業であることを、改めて認めることとした。

各大学において、eラーニング授業（科目）の位置づけを明確にするため、愛媛大学の『愛媛大学における「多様なメディアを高度に利用して行う授業」の実施等に関する申合せ』を参考に、各大学において学内の規則等において規定することとした。

3-2 オンライン授業設計ガイドラインの開発

5大学連携事業では、各大学がそれぞれ授業を開発するのではなく、質保証という観点から、ガイドラインを用意することとした。ガイドラインを作成することで、基準を統一することが可能になる。

平成26年度は、「知のプラットフォーム形成事業 オンライン授業設計ガイドライン」（第一版）を作成した。今後、実際の利用を通じて、ガイドラインを修正する予定である。

2. 平成26年度活動状況

3-3 オンライン授業運用ガイドラインの開発

5大学連携授業における質保証を進める上で、eラーニング授業の設計と運用のあり方について、大学間で基準となる水準をそろえることが必要である。そのため、授業設計のガイドラインと、授業運用のガイドラインを作成することとした。

平成26年度は、『四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業「四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」オンライン授業運用ガイドライン』（第一版）を作成した。今後、実際の利用を通じて、ガイドラインを修正する予定である。

3-4 次年度以降の改善方法の検討

5大学連携事業で提供するeラーニング授業では、提供する授業は一定年限の間提供する予定である。一方で、授業は常に改善をおこなう必要がある。そのため、提供授業に対し、授業評価アンケートをおこなうこととした。平成26年度は、そのための授業評価アンケートを作成した。アンケートの結果に基づき、授業のあり方やコンテンツの改善をおこなう予定である。

3-5 柔軟な教材活用の検討

5大学連携事業で提供するeラーニング授業とは別に、単位の付与を前提としないeラーニング授業の取り扱いについての検討を始めた。単位付与を前提としないことで、学生の自主的な学習や、対面授業の一部として利用するといった利用を可能とするものである。

3-6 その他の検討

5大学連携事業でeラーニング授業を実施に向けて、運用上5大学間で必要となる事項についての検討をおこなった。例えば、授業で参考資料として挙げられている文献について、各大学でそれぞれ整備することの合意が得られた。

4) 成果物

4-1 メディア授業の申し合わせ（参考）（愛媛大学、徳島大学）

4-2 授業設計ガイドライン

4-3 授業運用ガイドライン

4-4 授業評価アンケート

5) 今後の課題

平成26年度は、授業設計ガイドラインと授業運用ガイドラインの作成を中心に取り組んだ。次年度以降は、授業の実施をおこない、作成したガイドラインの改善を進める。また、履修生の学修の質を保つための、実践を通じてえられるフィードバックを基に、個別の事項の対応を進める予定である。

2. 平成26年度活動状況

参考資料

① 資料1：メディア授業の申し合わせ（徳島大学）（参考：愛媛大学）

徳島大学における「多様なメディアを高度に利用して行う授業」の実施等に関する申し合せ

平成26年6月18日

大学教育委員会決定

（趣旨）

- 1 この申し合せは、徳島大学学則（昭和33年規則第9号。以下「学則」という。）第30条の2第2項の規定に基づいて行う、多様なメディアを高度に利用して行う授業の円滑な運営及び教育効果の向上を図るため、その実施に関し必要な事項を定める。

（定義）

- 2 この申し合せにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) メディア授業 授業を行う教室等以外の自習室又は自宅等のインターネットが利用可能な環境下において、授業の開始から終了までの全時間に渡り、インターネット及び学習管理システム（LMS）を用いた動画の視聴、教材の閲覧、課題の提出、試験の実施又はディスカッション等の学習方法により行う授業をいう。
 - (2) メディア授業科目 メディア授業が授業時間の2分の1を超える授業科目（全学共通教育にあっては授業科目。以下同じ。）をいう。ただし、学部長（共通教育科目にあっては全学共通教育センター長。以下同じ。）が正当な理由があると認めた場合は、「メディア授業科目」として扱わないことができる。

（学業成績判定）

- 3 メディア授業を含む授業科目については、当該授業科目におけるメディア授業による開講回数にかかわらず、授業時間の3分の2以上出席していない場合は、その授業科目の学業成績は判定しない。なお、メディア授業の出席及び欠席は、視聴のログ及び課題提出の状況等のシラバスに明記された方法により判断するものとする。

（卒業の要件）

- 4 メディア授業科目の履修により修得した単位は、学則第35条第2項の規定に基づき認定する。

（申請）

- 5 メディア授業科目の開講は、授業科目担当教員が別記様式により、シラバス提出時毎に学部長に承認を得るものとする。なお、各学部・学科等において、カリキュラムを計画する際には学生が無理なく履修計画を立てることができるように配慮するものとする。
- 6 この申し合せは、平成27年4月1日から実施し、平成27年度入学生から適用する。

2. 平成26年度活動状況

② 資料2：授業設計ガイドライン

知ブラ e 質保証 WG
2014年8月25日
第五稿【確定】

四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業「四国における e-Knowledge を基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」 オンライン授業設計ガイドライン (案)

1. eラーニングコンテンツの範囲
 - (1) このガイドラインで取扱う「eラーニングコンテンツ(以下、「コンテンツ」という。)」とは、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国が知のプラットフォーム形成事業に関する教材を開発し、運用するものを指す。ⁱⁱ
 2. eラーニングコンテンツの定義
 - (1) 単独で利用可能な最小単位の教材を「オブジェクト」という。ⁱⁱⁱ
 - (2) 複数オブジェクトを組み合わせて構成されたコンテンツ群を「モジュール」という。1モジュールは授業1回分に相当し、次の要素を含む。
 - イ 授業内容(教科書などの情報コンテンツ):文字、音声、動画、静止画など^{iv}
 - ロ 授業内容に関する双方向性を有した学修活動コンテンツ:小テスト、小レポート、電子掲示板など
 - ハ 自主的な学修を促すためのコンテンツ:参考情報(リンク集、コラム、アドバイス)など
 - ニ 上記3点を含むことで、学修者が主体的に学修活動を進められる環境を提供し、実際に活動したことを確認できるようにする。
 - (3) 複数のモジュール、つまり授業数回分をまとめた単位を「ブロック」という。ブロックは、授業の構成を分かりやすく伝えるために科目構成に応じて用いる。^v
 - (4) 複数のモジュールまたは複数のブロックで1コースを構成する。1コースとは、単位付与の基準に相当する学修活動を満たすモジュール(またはブロック)群のことである。^{vi}
 3. 成績判定
 - (1) モジュールに含まれる学修活動^{vii}は出席に相当する。全モジュール内の学修活動を3分の2以上^{viii}実施・提出することで学業成績の判定要件を満たす。
 - (2) 成績評価はモジュールに含まれる学修活動以外の学修成果(試験・レポート・作品課題など)の組み合わせで評価する。評価対象となる試験・レポート・作品課題などはそれぞれにおいて6割以上の点数を取得することで単位取得の最低条件とする。これによってすべての学修成果物で一定以上の成果を取っていることを確認する。
 4. eラーニングコンテンツを用いた授業設計
 - (1) 1科目ごとに1コースを用意する。
 - (2) 1コースには一般的な対面授業の実施回数に相当するモジュール数を用意する。各モ

2. 平成26年度活動状況

知プラ e 質保証 WG
2014年8月25日
第五稿【確定】

ジュールの学修に要する時間をおおむね揃えることで、学修者にとって学びやすい環境を整える。^{ix}

- (3) コンテンツの公開開始及び公開終了は原則としてブロック毎に定める。推奨学修期間は毎週設けるが、公開開始及び公開終了を毎週設けず、数回分のまとめ学修も可能にする。
- (4) コースの導入にはシラバスを示したうえで、シラバスの内容を補完するため、次の要素を含むガイダンスコンテンツを用意する。ただしガイダンスコンテンツは、科目特性や学修者特性に応じて、ブロックまたはモジュールの開始時に毎回用意しても良い。
 - イ 科目担当者によるイントロビデオ（顔を見せて動機づけをする目的に限定した短編）
 - ロ 授業概要（タイトル、進め方、コンテンツの利用方法、学修活動の実施方法など）
 - ハ スケジュール（コンテンツの公開日及び締切日、推奨学修日）
 - ニ 単位取得の条件（モジュール内の学修活動が出席に相当する旨、成績評価対象と基準点、基準点を満たすための最低条件）
- (5) コース内には、授業外の自主的な学修を促すコンテンツを用意し、学修者が任意で利用できるものとする。自主的な学修を促すコンテンツには、以下の要素のいずれか1つ以上を含む。
 - イ 参考情報（リンク集、コラム、アドバイス、参考資料、文献一覧など）
 - ロ 前提知識の学修または発展的な学修の支援を目的とした学修活動コンテンツ（小テスト、小レポート、電子掲示板など）^x
 - ハ 対面のオフィスアワー相当の、学修者が科目担当教員または補助員へ質問ができる手段（e メールアドレス、電子掲示板、指定時間に公開するチャットなど）

ⁱ 知のプラットフォーム形成事業のシステム基盤を用いたとしても、共同実施ではなく、各大学が単独で実施する科目は対象外とする。

ⁱⁱ フルオンライン以外の形態の授業におけるコンテンツの利用を妨げるものではない。ただし、利用に当たってはコンテンツの著作権者の許諾の範囲において利用する。

ⁱⁱⁱ VOD、PDF ファイル、電子掲示板が設置されていた場合は、それぞれ単独で利用することが可能なため3オブジェクトとみなす。複数ファイルで構成することで意味のある教材として利用できる場合は、まとめて1オブジェクトとみなす（たとえば複数の HTML・CSS・画像ファイルなどで構成される Web ページ）。

^{iv} 具体的には、テキストファイル、VOD、PDF ファイルなど。

^v たとえば、1ブロックがモジュール1～5、2ブロックがモジュール6～10、3ブロックがモジュール11～15 という3ブロックで構成する。

^{vi} たとえば1単位を付与するのであれば、1コースには45時間の学修活動を行うことになるだけのモジュール数を用意する。

^{vii} 2. e ラーニングコンテンツの定義（2）ロを指す。

^{viii} 各大学または各学部において出席数に関する規則がある際は準拠する。

^{ix} たとえば対面授業で1単位の授業科目を15回で実施していた場合は、1コースに15回分のモジュールを用意し、1モジュールは3時間分の学修活動に相当するコンテンツを用意する。過度に負荷が高すぎたり、容易すぎたりするモジュールを用意しない。

^x 2. e ラーニングコンテンツの定義（2）ロとは目的が異なる。たとえば、授業内容についていけない学修者対象の基礎的な用語を覚えるための小テストや、逆に授業内容を超えた発展的な議論を行うための電子掲示板などを用意する。

2. 平成26年度活動状況

③ 資料3：授業運用ガイドライン

知プラe 質保証WG
2014年12月24日
第四稿

四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業「四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」 オンライン授業運用ガイドライン

1. eラーニングコンテンツの範囲
- (1) このガイドラインで取扱う「eラーニング」とは、大学連携e-Learning教育支援センター四国が知のプラットフォーム形成事業に関する教材を開発し、運用するフルオンライン授業を指す。ⁱⁱ
2. eラーニングコンテンツの定義
- (1) eラーニングコンテンツの定義は、オンライン授業設計ガイドラインに準拠する。
3. 学生サポート
- (1) 学生サポートとして、主に「ICT技術支援」「学修支援」の2つの機能を置くⁱⁱⁱ。
- (2) 情報活用技術（ICT）支援
 - (ア) 学生に対してeラーニングの情報活用技術（ICT）的側面の支援を行うために、テクニカルヘルプデスク（電子メール、電子掲示板等）の設置やLMSの利用マニュアルの整備等を行う。また、技術的な支援サービスへのアクセス方法を学生に周知徹底する。
- (3) 学修支援
 - (ア) 学生およそ50名につき1名の学修支援者を配置する^{iv}。学修支援者は、科目担当教員、アシスタント教員、学生チューターなどが担当する。
 - (イ) 学修支援者は、電子メールや電子掲示板等のメッセージ機能を用いて、科目内容や学修方法等について、適宜、指導助言や対話を行う。
 - (ウ) 学習支援者は、学生がeラーニングで効果的に学ぶための新たな学修スキル（自己調整学習、能動的学習、協調学習など）の獲得を支援する。eラーニングでは新たな学修スキルが必要であることを学生に周知し、コースワークへの組み込みや介入等を行う。
 - (エ) 学修支援者は、関連リンク、オンラインデータベース等、オンラインで利用可能なリソースを学生に提示する。また、図書館にある参考文献の紹介、対面の機会など、オフラインのリソースも提供可能であれば提示する。
 - (オ) 学修支援者は、学生がオンラインコミュニティを構築することを推奨し、支援する。
- (4) その他
 - (ア) 専門の機器や学修教材を使用する場合、オリエンテーションやグループ活動など対面で行うことに意味がある活動を含む場合、成績評価においてセキュリティ上の課題が懸念される場合などは、学生に対面での出席を要求することができる。

2. 平成26年度活動状況

知プラ e 質保証 WG
2014年12月24日
第四稿

- (イ) 学生が目的のコースへたどり着けるように十分なガイドを行う。特に多数のコースがある場合は、LMS においてコースのカテゴリ化やカリキュラムマップの導入等を行う。
- (ウ) 学生の個人情報の取り扱い等には十分に配慮し、適切なセキュリティレベルで運用する。

4. 学修支援者サポート

- (1) 本章での「学修支援者」とは、3. で挙げた学生の学修支援機能にあたるすべての者（科目担当教員、アシスタント教員、学生チューター等）を言う。
- (2) 学修支援者に対して e ラーニングの情報活用技術（ICT）的側面の支援を行うために、技術職員の配置やヘルプデスクの設置、LMS の利用マニュアルの整備等を行う。
- (3) 学修支援者の ICT スキル向上のために、研修等を実施する。
- (4) 学修支援者に対して e ラーニングの教育的側面の支援を行うために、インストラクショナルデザイナーによるコンサルティングの実施や、e ラーニング実践事例集の整備等を行う。
- (5) 学修支援者の e ラーニングを用いた教育スキル向上のために、研修等を実施する。

ⁱ 知のプラットフォーム形成事業のシステム基盤を用いたとしても、共同実施ではなく、各大学が単独で実施する科目は対象外とする。

ⁱⁱ フルオンライン以外の形態の授業におけるコンテンツの利用を妨げるものではない。ただし、利用に当たってはコンテンツの著作権者の許諾の範囲において利用する。

ⁱⁱⁱ 1人の人材または1組織が2つの機能を担ってもよい。各機関の実情に合わせて柔軟に実現する。

^{iv} 科目内容や学修者ニーズ、学修支援者の作業負荷等を考慮して、各機関において慎重に調整する。

2. 平成26年度活動状況

④ 資料4：授業評価アンケート

第5稿（最終）

2014/11/17

知ブラ事業 授業改善アンケートの実施方法案

- 目的：授業改善の参考資料とするため
- 対象者：知ブラ開講科目の履修者
- 実施期間：本年度（平成26年度）から実施。各科目の閉講時（1週間程度）
- 実施方法：
 - LMS（Moodle）上の各コースにフィードバックモジュールとして設置（質保障WGの幹事校である徳島大学で作成し、フィードバックモジュールのバックアップを各大学へ配布）
 - 各大学で実施されている授業評価アンケートとは別に行う
 - 質問内容の詳細は次ページ参照
- アンケート結果の取り扱い：
 1. 各大学（センター分室）で開講科目の結果を取りまとめ、質保障WGへ報告
 2. 質保障WGで5大学の結果を取りまとめ、次年度の改善策などを検討
 3. 質保障WGから企画委員会へ、アンケート結果（5大学まとめ）を報告
 4. 質保障WGから各大学のセンター分室へ、アンケート結果（5大学まとめ）を報告
 5. 各大学のセンター分室から科目担当教員へ、アンケート結果（5大学まとめ+担当科目の結果）を報告

2. 平成26年度活動状況

第5稿（最終）

2014/11/17

授業改善アンケート(授業の最後にお答えください。)

このアンケートは、授業に対する意見や要望を集め、授業内容・方法等の改善を行っていくためのデータを得ることを目的として実施するものです。全 29 問あり、およそ 10 分の回答時間を想定しています。アンケートのご記入をお願いします。

成績評価等について不利益になることはありません。また、個人が特定されるような情報については授業担当教員に提供しませんので、安心してご協力をお願いします。

また、個人が特定されない形で分析・研究結果を公表する可能性がありますので、あらかじめデータの引用を許諾くださるようお願いいたします。

I【受講に対する意識について】

質問1. 授業を受ける前にシラバスを読みましたか。

- ①すべて読んだ
- ②半分以上読んだ
- ③軽く目を通した
- ④全く読まなかった

質問2. シラバスや授業中に示された授業の目標を、どの程度理解していましたか？

- ①十分に理解していた
- ②少し理解していた
- ③目標は知っていたが理解していなかった
- ④目標があることさえ知らなかった(授業中に示されず、シラバスも読んでいなかった)

質問3. 授業を受ける前の関心度はどうでしたか。

- ①とても関心があった
- ②ある程度関心があった
- ③どちらでもない
- ④あまり関心がなかった
- ⑤全く関心がなかった

質問4. あなた自身は、授業の目標をどの程度達成したと思いますか？

- ①十分に達成できた
- ②少し達成できた
- ③あまり達成できなかった
- ④まったく達成できなかった

2. 平成26年度活動状況

第5稿 (最終)

2014/11/17

II 【eラーニング授業への取り組み方に関して】

質問1. eラーニングの授業は初めてですか。

- ①初めて
- ②前に取り組んだことがある (最後まで行った)
- ③前に取り組んだことがある (最後まで行かなかった)

質問2. 学習予定の立案と実際の進め方について教えてください。

- ①学習を始める前に学習予定を立て、ほぼその予定通りに取り組めた。
- ②学習を始める前に学習予定を立てたが、予定通りには進まない時があった。
- ③特に学習予定は立てなかったが、うまく学習できた。
- ④最後に駆け込みでなんとか間に合わせる事ができた。
- その他：⑤具体的に

質問3. 学習が予定通りに進まなかったときのことを教えてください。(予定通りに進んだ方は①にチェックしてください。)

- ①予定通りに進んだ。
- ②締め切りをきっかけに自力で学習を立て直すことができた。
- ③友人など身近な人に相談することによって学習を立て直すことができた。
- ④教員などに相談することによって学習を立て直すことができた。
- その他：⑤具体的に

質問4. 本授業 (eラーニング) を受講した場所について、主にどこで受講しましたか。

- ①大学内のPCが常設してある部屋 (PC教室、図書館など)
- ②大学内のPCが常設してある部屋以外の場所
- ③自宅
- その他：④具体的に

質問5. 本授業 (eラーニング) を受講した時間帯について教えてください。

- ①平日の授業の空き時間
- ②平日の朝や放課後 (授業時間帯の前後)
- ③土日や祝日
- その他：④具体的に

質問6. この授業について1週あたり平均して、どの程度、学習 (ビデオ視聴、資料収集、文献講読、課題作成等のあらゆる活動を含む) をしましたか? 数回分まとめて取り組むことが多かった場合も、できるだけ1週あたりに平均して答えてください。

2. 平成26年度活動状況

第5稿(最終)

2014/11/17

- ① 4時間以上
- ② 2時間以上4時間未満
- ③ 30分以上2時間未満
- ④ 30分未満
- ⑤ わからない

質問7. 本授業(eラーニング)で使用している学習支援システム(Moodle)の操作について

7-1 操作方法で迷ったりしましたか?

- ① 迷った
- ② 迷わなかった

7-2 7-1で迷ったとお答えした方にうかがいます。迷った際、どのように解決しましたか。(複数回答可)

- ① 自分で解決した
- ② 近くにいる友人に聞いた
- ③ 同じ科目を履修している仲間に聞いた
- ④ 教員に聞いた
- ⑤ eラーニングの授業をサポートする部署(職員)に聞いた
- ⑥ 誰にも聞かなかった

その他: ⑦具体的に

質問8. eラーニングで提供される授業の良いと思う点をお書きください。

質問9. eラーニングで提供される授業で難しいと思う点をお書きください。

III【授業全体について】

質問1. この授業の難易度は、適切でしたか?

- ① 難しすぎた
- ② 少し難しかった
- ③ 適切だった

2. 平成26年度活動状況

第5稿 (最終)

2014/11/17

- ④ 少し易しかった
- ⑤ 易しすぎた

質問2. この授業の学習量は、適切でしたか？

- ① 学習量が多すぎたので、減らすべきである
- ② 学習量が多いが、減らす必要はない
- ③ どちらともいえない
- ④ 学習量は少ないが、増やす必要はない
- ⑤ 学習量が少なすぎるので、増やすべきである

質問3. 教材についてお聞きします。次の教材は授業内容を理解する上で有効でしたか？

(5. 非常に有効だった, 4. 有効だった, 3. あまり有効ではなかった, 2. まったく有効ではなかった, 1. 教材としては提供されたが使用しなかった, 0. 教材として提供されなかった)

1	視聴覚教材 (ビデオ等)	5	4	3	2	1	0
2	教科書・参考書や配布資料	5	4	3	2	1	0
3	紹介された参考リンク (インターネット上の情報源)	5	4	3	2	1	0
4	クイズ (小テスト)	5	4	3	2	1	0
5	掲示板 (フォーラム) における受講者同士のディスカッション	5	4	3	2	1	0

質問4. この授業の Moodle 上の説明 (例えば毎週の学修の進め方や課題等の指示) は、わかりやすかったですか？

- ① 非常にわかりやすかった
- ② わかりやすかった
- ③ わかりにくかった
- ④ 非常にわかりにくかった

質問5. 授業をわかりやすくする工夫がなされていましたか？

- ① 非常に工夫されていた
- ② 工夫されていた
- ③ あまり工夫されていなかった
- ④ まったく工夫されていなかった

質問6. この授業の内容や関連分野に対する関心や問題意識は、この授業の履修によってどのように変わりましたか？

2. 平成26年度活動状況

第5稿 (最終)

2014/11/17

- ① 非常に強くなった
- ② 少し強くなった
- ③ ほとんど変わっていない
- ④ 以前よりも弱くなった

質問7. 全体として、この授業はどの程度有意義でしたか？

- ① 非常に有意義だった
- ② 有意義だった
- ③ あまり有意義ではなかった
- ④ まったく有意義ではなかった

質問8. この授業を、友人や後輩にお勧めしたいですか？

- ① 非常に勧めたい
- ② まあまあ勧めたい
- ③ あまり勧めたくない
- ④ まったく勧めたくない

【その他】

質問1. この授業について、良かった点を、具体的にお書きください。

質問2. この授業について、改善してほしい点を、具体的にお書きください。

質問3. 個人が特定されない形で公表される分析・研究結果におけるデータの引用を許諾いただけますか？*

- ① 許諾する
- ② 許諾しない

2. 平成26年度活動状況

2-4-4 非常勤講師の手続きの簡素化に関するWG

1) H26年度の検討課題

非常勤講師の手続きの簡素化に関するWGでは、非常勤講師発令等の事務手続きの仕組みを整備し、提出書類や事務手続きについて簡素化案を検討する。

2) 検討スケジュール

下記の日程で検討を行った。

6月：検討項目の整理を行い、各項目についての簡素化（案）の検討

7月：遠隔会議により意見交換

10月：提出書類の簡素化、資格審査の省略、委嘱関係書類について検討（メール会議）

11月：企画委員会に報告

3) 検討の概要

◆資格審査に関する提出書類の簡素化

各非常勤講師から個別に提出頂いている履歴書や研究業績一覧等の書類の簡素化を検討

◆資格審査の簡素化

受入大学での資格審査の簡素化を検討

◆委嘱手続きの簡素化

学部単位で取り交わしている委嘱依頼と承認に関する書類の簡素化を検討

4) 成果物

◆資格審査に関する提出書類の簡素化

各非常勤講師（常勤教員）から個別に提出頂いている履歴書や研究業績一覧等の書類は省略し、任用大学が作成する「知プラeに係る開講科目及び担当教員一覧」により資格審査を行う。

◆資格審査の簡素化

授業担当教員が提供大学の常勤教員の場合は、資格審査を省略

◆委嘱手続きの簡素化

委嘱依頼と承認に関する書類は、学部間での取り交わしを止め、大学間の一括記載とした。

資料1：「知プラeに係る開講科目及び担当教員一覧」

資料2：委嘱依頼状（一括記載）


資料3：委嘱承諾書（一括記載）

5) 今後の課題

授業担当教員が学外講師（提供大学の常勤教員以外）だった場合の事務手続きの簡素化の検討

2. 平成26年度活動状況

<様式>



知ブラe

提申大学

平成〇〇年度 知ブラeに係る開講科目及び担当教員一覧

授業科目名	学期	単位数	担当時間数	開講開始年度	担当教員氏名	生年月日	現職(所属)	任用期間	新規・継続の別	備考

資料 1 : 「知ブラeに係る開講科目及び担当教員一覧」

2. 平成26年度活動状況

資料2：委嘱依頼状（一括記載）

<様式>

〇〇〇〇発 〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人〇〇大学長 殿

国立大学法人〇〇大学長

〇 〇 〇 〇【公印省略】

非常勤講師の委嘱について（依頼）

このことについて、貴管下下記教員を下記のとおり、本学非常勤講師に委嘱したいので、ご承諾くださいますようお願いいたします。

記

所属・職名	氏名	担当科目	委嘱期間
〇〇大学 〇〇センター 教授	〇〇 〇〇	(全学共通科目) 〇〇〇〇〇〇	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
〇〇大学 〇〇学部 准教授	〇〇 〇〇	(〇〇学部開設科目) 〇〇〇〇〇	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
〇〇大学 〇〇学部 講師	〇〇 〇〇	(全学共通科目) 〇〇〇〇〇〇〇	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

※本件は、四国地区五大学連携事業（四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施）に基づき、貴学より配信されるe-Learning授業を本学で開講するための非常勤講師の委嘱依頼です。（詳細は別紙のとおり）

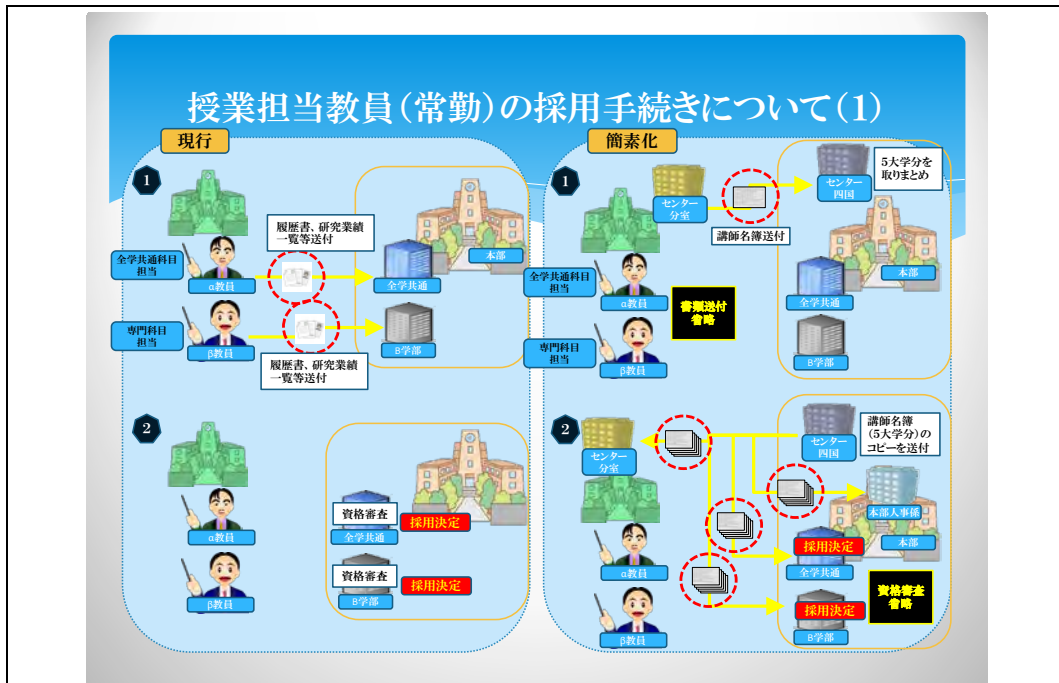
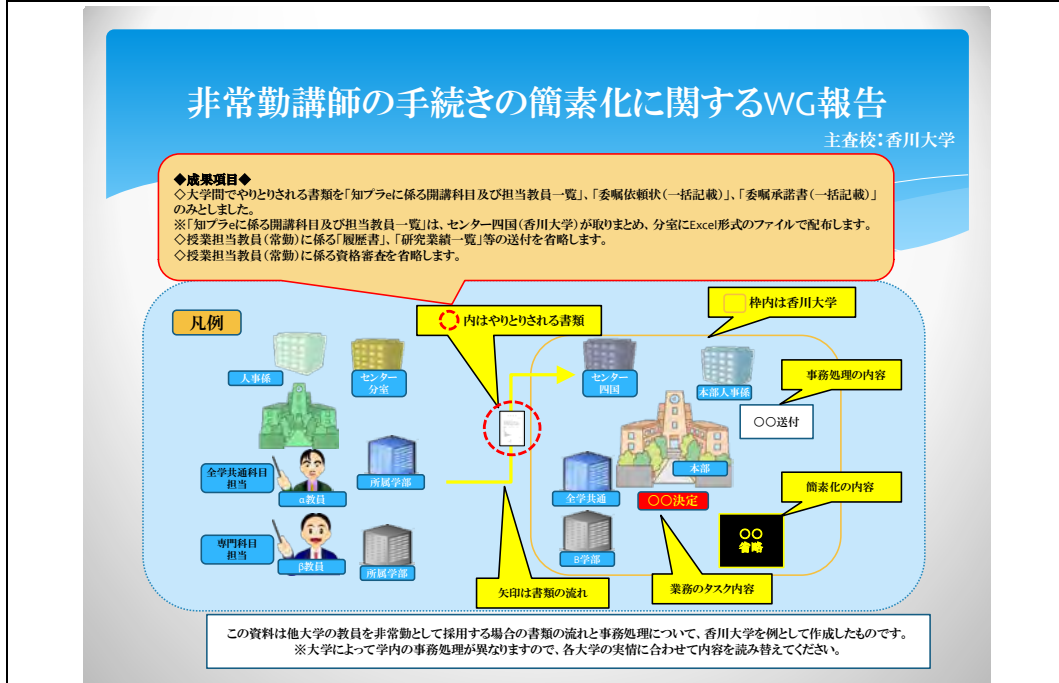
2. 平成26年度活動状況

資料3：委嘱承諾書（一括記載）

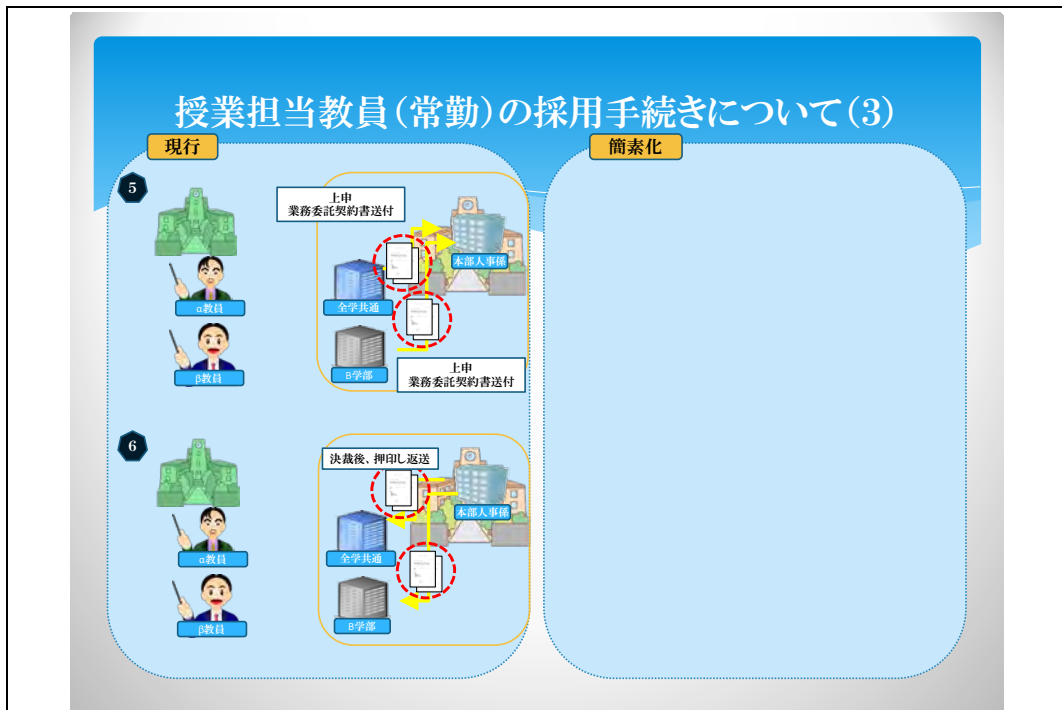
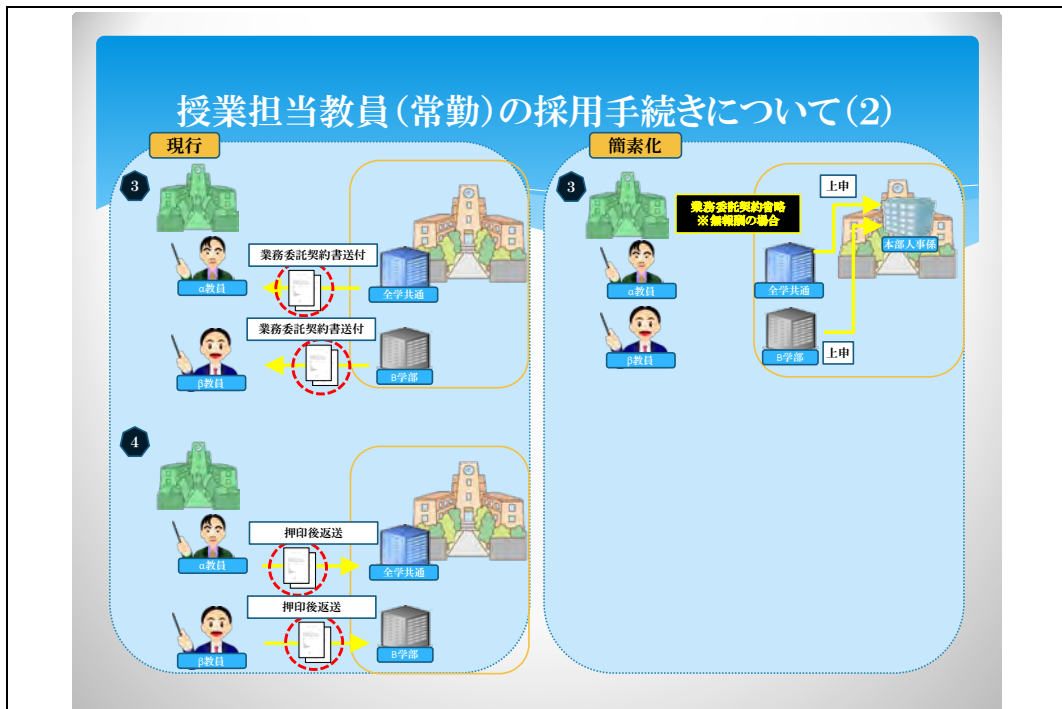
		<様式>	
		○○○○○ ○○○号 平成○○年○○月○○日	
国立大学法人○○大学長 殿			
国立大学法人○○大学長 ○○ ○○ 【公印省略】			
非常勤講師の委嘱について（回答）			
平成○○年○○月○○日付け○○○○発○○○号で依頼のありました標記のことについて、本学下記教員に貴学非常勤講師を委嘱されることは差し支えありません。			
記			
所属・職名	氏名	担当科目	委嘱期間
○○大学 ○○センター 教授	○○ ○○	(全学共通科目) ○○○○○○	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
○○大学 ○○学部 准教授	○○ ○○	(○○学部開設科目) ○○○○○	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
○○大学 ○○学部 講師	○○ ○○	(全学共通科目) ○○○○○○○	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
※本件は、四国地区五大学連携事業（四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施）に基づき、e-Learning授業の開講に係る非常勤講師の委嘱依頼への回答です。			

2. 平成26年度活動状況

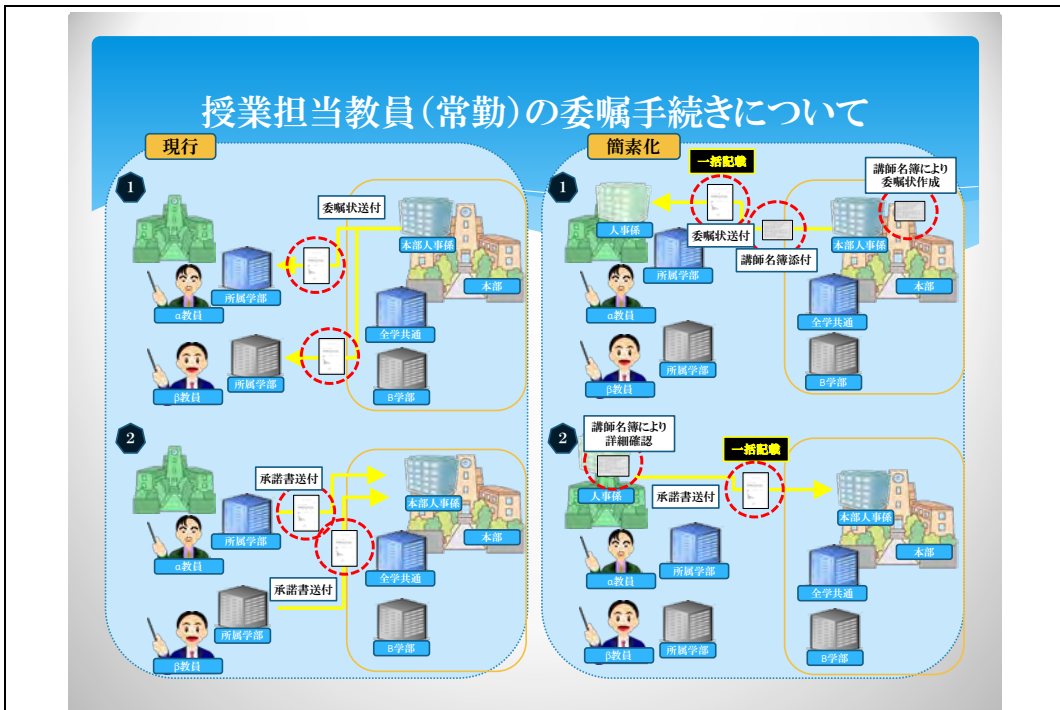
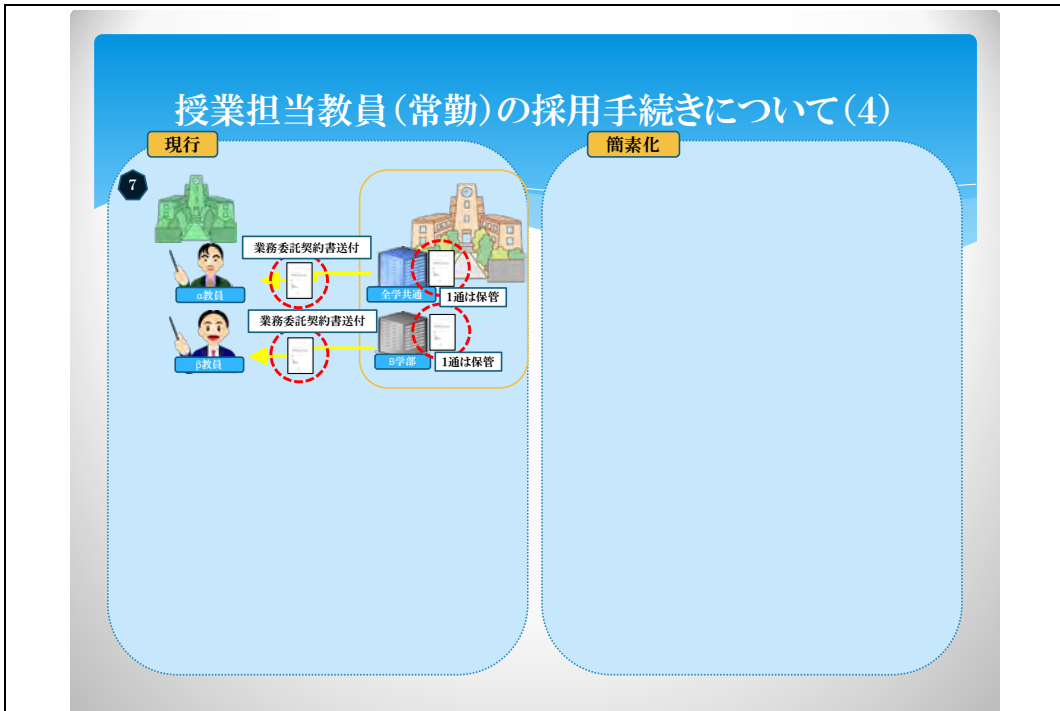
参考資料



2. 平成26年度活動状況



2. 平成26年度活動状況



2. 平成26年度活動状況

2-4-5 キャリア教育科目検討WG

1) H26年度の検討課題

まず、知のプラットフォーム事業で取り組む「キャリア教育」について5大学間で共通理解を図る。具体的には、受講対象者や授業内容、コンテンツの制作方法、授業の運営方法を明確にする。

次に、キャリア教育1科目の制作に関わる詳細検討を行う。具体的には、鳴門教育大学で制作予定のコンテンツについて、WG内で制作途中段階のコンテンツ試験視聴と意見交換を行い、コンテンツ制作に関わる問題点について議論を行うとともに、それらをコンテンツ制作にフィードバックする。

2) 検討スケジュール

26年5月 知プラで取り組む「キャリア教育」について共通理解

27年1～3月 キャリア教育1科目の制作に関わる詳細検討

3) 検討の概要

受講対象者は、5大学の全学部学生を対象とすることとする。それによって学生が多様な分野の職業について学ぶことによって、学生自身が持つ専門性を活かす方法を柔軟に思考できる力量をつけさせることがねらいである。

授業内容は、まず1科目目として「学校教員」に関する内容とする。その後、他の分野、例えば「医療」「製造業」「農林水産業」等に関する科目が考えられるが、それらに繋がり深い学部の協力が必要になる。これらは学生がキャリアの入り口に立つ事を支援する就活支援に関わる内容であるが、学生が社会に出てから能力開発や基礎力を育成する上で役立つ内容についても提供することが提案された。

コンテンツの制作方法は、様々な分野で活躍する専門家に対する取材映像を中心に大学教員が解説を行う。90分の授業を、30分の取材映像2本と大学教員の解説、質疑で構成する。90分×15回で2単位の授業とする。

キャリア教育1科目の制作に関わる詳細検討については、制作中の「学校教員」に関わる科目用のコンテンツについて、WG内で制作途中段階のコンテンツ試験視聴と意見交換を行い、コンテンツ制作に関わる問題点について議論を行うとともに、それらをコンテンツ制作にフィードバックする計画である。

4) 成果物

キャリア教育科目として、「学校教員の世界」のコンテンツ制作を進めている。

5) 今後の課題

キャリア教育に関する2科目以降の制作について、内容や制作方法を検討する。

2. 平成26年度活動状況

2-4-6 専門科目検討WG

1) H26年度の検討課題

- (1) 連携大学との非常勤講師手続きについて
- (2) 要卒単位とするか否かについて
- (3) 海洋に関する科目について
- (4) どのような科目を開設するのが望ましいかについて

2) 検討スケジュール

非常勤講師手続きについて、共通教育科目と別に議論する必要があるとの指摘が有り、この件についての議論が進むのを待って、10月に上記(1)～(4)についてメール会議により議論した。

3) 検討の概要

本ワーキングの委員長からメンバーに提案をし、それに対してメンバーから意見を集めた。

(1) 連携大学との非常勤講師手続きについて

(委員長から)

非常勤講師の認容手続きの簡略化について、(ただし連携5大学のどこかで常勤の教員の場合)話が進んでいる。これについては、担当科目が共通教育科目か、それとも専門科目かの区別無く、話が進んでいると聞いている。今のまま認められればこの課題は解決と言うことになる。

(メンバーから)

- * 連携大学との非常勤講師手続きについて5大学の常勤教員については手続き案の調整が進んでいる。各大学内の問題であるが、学部の教務委員会等の反応が教養科目より反発あると見ておいた方が良いと思う。
- * 連携大学との非常勤講師手続きについて委員長の考えに賛成。
- * 非常勤講師任用手続きについて①5大学間で手続き簡素化の方向で話が進んでおり、当然のことと思う。皆さんが気づいておられると思うが、一番の問題は、香川大学さんが、業務委託であり他の4大学と異なっていることだと思う。この辺について、事務的にきちんと違いを明確にして話し合わないと、無駄な議論をすることになる。

(2) 要卒単位とするか否かについて

(委員長から)

これについては、各学部が決めることであり、専門科目検討Wとしては議論しないことにしたいと思う。専門科目のコンテンツについては、われわれはコンテンツにして共有するところまでをサポートすると言う事で良いと思う。

2. 平成26年度活動状況

(メンバーから)

- * 今のところ各大学での裁量で良いと思います。
- * 委員長のお考えに賛成です。
- * 学部教育や大学院教育について私が気にしているのは先の学長会で、「知プラの科目は全ての大学で開講する」との合意をしていること。教養科目は特に大きな問題にならないと思うが、専門科目について、この合意は問題になりそうな気がする。専門科目でどのような科目を提供するかについては、卒業要件との兼ね合い、学長間の合意を含めて、十分に検討する必要があると思う。

(3) 海洋に関する科目について

(委員長から)

専門科目WGとしては、他の専門科目と同じ扱いで良いと思う。当初、全ての科目をコンテンツ化して共有すると言っていたが、ICOMの検討委員会内で対面でやりたいと言う意見もあり、一部遠隔授業になるだろうという事。また、コンテンツ化する科目についても、自大学の学生に対してはコンテンツ化した後も対面授業を残したいとのこと。これについても私たちのワーキングで議論する必要は無いと思っているが、いかがか？

(メンバーから)

- * 同じ扱い、および、対面授業を残す件は、もう少し具体的な案が出てきてからの判断になると思う。フルeラーニングで開講しておき、担当教員の所属大学の学生に対しては対面講義も実施する運用もあると思う。
- * 科目の特性に合った方法で実施することが大切だと思うので、授業担当者やICOM検討委員会の希望を尊重すべきだと思う。
- * 科目を開講するICOMが主体的に講義法や内容を決めることであり、「知プラとしては、eラーニング部分について協力する」立場で、協力できる部分を協力することで良いと思う。
- * 知プラは講義を開講できる組織ではなく、eラーニング教材（講義）を提供する組織であることが基本だと理解している。

(4) どのような科目を開設するのが望ましいかについて

(委員長より)

eK4では、「四国の知」というメインテーマがあった。非常に分かり易かったと思う。知プラでは、今のところメインテーマがない。ニーズ調査をしたが、その後ニーズを踏まえてコンテンツ開発をする方向に動いているわけでもない。これについては、どのようにお考えか。何かテーマを決めた方が良いか？ ニーズに基づいて募集をかけた方が良いか？

2. 平成26年度活動状況

(メンバーから)

- *これはむしろ企画委員会で検討すべき内容だと思う。先日集めた開講科目案をとりまとめているので、追って分室単位で意見をまとめていただくよう調整をかける。ただ、専門科目でテーマを決めるのは難しいと思っている。
- *各大学が出せる科目を出すことしかできないのが現状だと思う。専門科目においては、まずは大学を越えた学部同士の連携に向けた気運が高まらない限り、我々知プラ委員がどうこうできる事柄ではないと思う。例えば、四国内の医学部同士が協力して授業を実施することになった場合に、その方法の一つとしてeラーニングが検討されることはないか。

4) 成果物

他のワーキングのようにとりわけ成果物のようなものはないが、以下の事柄が確認できた。

(1) 連携大学との非常勤講師手続きについて

非常勤講師の任用手続きの簡略化について、共通教育科目と同様の手続きと言うことで、解決しそうである。

(2) 要卒単位とするか否かについて

各学部が決定することで有り、知プラのワーキングが議論することではない。本ワーキングは、専門科目についてコンテンツ化と共有をサポートする。

(3) 海洋に関する科目について

専門科目Wとしては、他の専門科目と同じ扱いとする（コンテンツ化と共有の支援）。

(4) どのような科目を開設するのが望ましいかについて

専門科目では、eK4の「四国の知」のようなメインテーマを決めるのは難しい。出してもらえる科目の支援をする。

5) 今後の課題

海洋に関する科目について、まとまった数の科目のコンテンツ化が期待されているが、当初の予定のように、全てを e-Learning コンテンツとして共有すると言う事ではなくなっているようで、いくつコンテンツを提供してもらえるか数が読めなくなっている。それ以外の専門科目も、提供してもらえるかどうか分からず、今後広報等が必要になってくるだろう。

専門科目のコンテンツを要卒単位として認めるかどうかについては、主体が各学部にある。せっかく提供できたとしても、海洋科目以外は要卒単位として認めてくれる学部がいくつあるかまったく読めない。要卒単位とならなければ受講者数が増えることも期待できなくなる。これについて、本ワーキングでどうにかできる問題ではないが、連携事業としては今後の課題になるかも知れない。

2. 平成26年度活動状況

2-4-7 システム検討WG

1) H26年度の検討課題

システム検討WGでは大学連携e-Learning教育支援センター四国における大学教育の共同実施に必要な遠隔会議・遠隔講義システム等のシステム基盤を整備することとなっている。H26年度はポータルサイト、コンテンツ管理、倫理規程等について意見交換を行った。

2) 検討スケジュール

特に定めていないが、WGから上がってきた議題についてリクエストベースで検討を行い、必要があれば打ち合わせを行うこととなった。

3) 検討の概要

・共通ポータルの検討について

香川大学の村井委員より、共通ポータルに関するモデルWGの動向について説明が行われた。平成27年度の開講科目についてはセンター四国のホームページより各大学のMoodleコースにリンクを張ることで対応するので検討依頼を取り下げること、および平成28年度以降はまだモデルWGで検討が進められていないので検討依頼を保留することの説明があり、検討の結果、了承された。

愛媛大学の佐々木委員からの提案により、各大学でのユースケース図が必要ということ、モデルWGの委員にも伝えて意識統一し、各大学のシステムWGとモデルWGのメンバーで協力して、各大学の現状のユースケース図と、平成27年度を想定したユースケース図（こうなって欲しいというもの）を作成することとなった。

・知プラe 事業の認証について

香川大学の林委員より、コンテンツの管理についてはまだ議論が早いかと思うので、認証に関して意見交換を行いたい旨の提案があった。現状はeK4（e-Knowledgeコンソーシアム四国）から引き継いだ8大学の認証を利用しているが、知プラは5大学だけなので、別の方法（例えば学認など）についても意見交換をしたいと提案があり、各大学の学内事情について報告と意見交換が行われた。香川大学の林委員から、eK4も知プラも同じフェデレーションを利用しているので、eK4で各大学の学認の状況を調査し、その情報を知プラの報告で利用してはどうかという提案が了承され、eK4の方で各大学の学認に関する現状と今後の導入予定について調査を行うこととなった。

・倫理規程の作成について

高知大学の三好委員より、研究室で作ったシステムを用いて知プラ科目の履修生を対象に調査を行いたいという要望があり、この話をしている中で実験時の倫理規程に関する話が出て、センター四国の倫理規程も作るべきではないかという提案に発展した。

香川大学の林委員からの提案により、各大学の代表的な倫理規程を集めて、それをサンプルとしながらセンター四国の倫理規程を作成することとなった。また、香川大学と徳島大学の工学部は倫理規程があることわかつ

2. 平成26年度活動状況

ているので、まずはこの2つを集めて、これらをベースに作ってみることとなった。

4) 成果物

なし。

5) 今後の課題

学生がLMSを利用するときの認証についての検討やセンター四国の倫理規程の作成を行うこととなった。また、各WGの議論でシステム環境に関する内容については、議論を踏まえ、適宜検討していく。

2-5 委員会報告

◆平成26年6月10日（火）

大学連携e-Learning教育支援センター四国企画委員会を愛媛大学で開催

教員13名出席

協議題と決定事項

- 1) 平成27年度開講科目（科目名，科目概要）等について
 - ・平成27年度の開講8科目について，共同教育実施科目として開講することが了承された。
- 2) 事業の到達目標について
 - ・到達目標（案）のとおり了承され，詳細は継続してブラッシュアップしていくこととなった。
- 3) シンポジウムの実施について
 - ・「e-Learningと教育の質保証」をテーマとし，運営委員会，企画委員会，外部評価委員会と併せて1月29日（木）～30日（金）に開催することが了承された。（各委員会等の開催日時等は今後調整することとなった）
- 4) スキルアップ研修会の実施について
 - ・香川大学主導で年2回開催することが了承された。
- 5) センター四国の広報関連について
 - ・知プラeのロゴ作成，Facebookとホームページの連動による広報活動について，香川大学主導で進めていくことが了承された。
- 6) その他
 - ・システム基盤WG又はシステム基盤部会を設置することが了承された。

◆平成26年6月30日（月）

大学連携e-Learning教育支援センター四国運営委員会・企画委員会（メール会議）を開催

- ・知プラe事業の英語表記（案）について，了承が得られず次回の企画委員会において再度審議することとなった。

2. 平成26年度活動状況

◆平成26年7月25日（金）

大学連携e-Learning教育支援センター四国企画委員会を徳島大学で開催

教員13名出席

協議題と決定事項

1) 連携大学間での合意が必要な案件について

・「非常勤講師発令に関する手続きの簡素化」と「全ての開講科目を5大学でシラバスに掲載し、5大学共同実施とする」について、先に学長合意を取ることが了承された。

・常勤教員と学外非常勤講師（常勤教員以外）の報酬の有無及び愛媛大学から提案のあった非常勤講師の所属の集約化（全てセンター四国の所属とし、任用手続きを行う）については、今後検討することとなった。

以下の協議題はメール審議で行うこととなった。

1) 事業の到達目標について

2) スキルアップ研修会について

3) センター四国のロゴについて

4) 知プラe事業の英語表記について

◆平成26年8月8日（金）

大学連携e-Learning教育支援センター四国企画委員会（メール会議）を開催し、9月22日（月）開催の企画委員会で結果が報告された。

1) 事業の到達目標について

・事業の到達目標及び全体スケジュール等が承認された。

2) スキルアップ研修会について

・9月22日（月）10時30分から著作権処理スキルアップ研修会を開催することが了承された。

3) センター四国のロゴについて

・案のとおり了承された。

4) 知プラe事業の英語表記について

・下記のとおり了承された。

[知プラe事業] Cooperative University e-Learning Project for the Shikoku Area

[分室名] ○○ University Branch of University Consortium for e-Learning,

Shikoku Center

◆平成26年8月4日（月）

大学連携e-Learning教育支援センター四国運営委員会（メール会議）を開催

・外部評価委員会の委員長互選方法について了承された。

◆平成26年8月20日（水）

大学連携e-Learning教育支援センター四国企画委員会（メール会議）を開催

2. 平成26年度活動状況

・8月26日（火）開催の四国地区国立大学連携事業推進会議（メール会議）及び9月4日（木）開催の四国国立大学協議会へ審議事項として付議する申合せ（案）について了承された。

◆平成26年9月22日（月）

大学連携e-Learning教育支援センター四国運営委員会を香川大学で開催

教員，事務職員13名出席

協議題と決定事項

- 1) 事業到達目標及び全体スケジュールの承認について
・企画委員会で検討された事業到達目標及び全体スケジュールについて了承された。
- 2) 非常勤講師の取扱について
・常勤教員の非常勤講師手当について無報酬とすることが了承された。
- 3) 補助金終了後のセンター四国の運営体制について
・補助金終了後も知プラe科目の開講を担保するために、各連携大学で業務を継続できる体制を維持することについて、企画委員会が主体となって議論を進めていくこととなった。
- 4) 平成26年度事業実施計画の点検・評価案について
・点検・評価の第1回目について、案のとおり実施することが了承された。
・次回以降の点検・評価については、単年度ではなく5年間を俯瞰するかたちで整理を行い、半年に一回実施するかどうかを含めて企画委員会で検討することとなった。
- 5) 平成27年度事業実施計画案について
・5年間を俯瞰するかたちに計画案を修正することとなった。
・各大学で持ち帰って検討し、次回の運営委員会で議論することとなった。

◆平成26年9月22日（月）

大学連携e-Learning教育支援センター四国企画委員会を香川大学で開催

教員12名出席

協議題と決定事項

- 1) コンテンツ開発検討WGに係るガイドライン（案）について
・案のとおり了承された。
- 2) 教育の質保証等検討WGに係るガイドライン（案）について
・案のとおり了承された。
- 3) 共同実施モデル（案）について
・協議題3の前に審議することとなった。
・平成27年度の開講科目が7科目に変更になったことの説明があり、案のとおり了承された。
- 4) 知プラe開講科目について
・合計50科目を開講するために開講科目の検討手順について説明があり、各大学で持ち帰り検討することとなった。
- 5) 非常勤講師の取扱について

2. 平成26年度活動状況

- ・補助金期間中の常勤教員の非常勤講師の報酬については無報酬とする方針が運営委員会です承されたことについて報告があった。
- ・学外非常勤講師について、開講科目が決まり、必要となった場合に検討することとなった。
- ・常勤教員のインセンティブの取り扱いについて、各大学の裁量となるが情報交換をしながら検討することとなった。
- ・非常勤講師の任用手続きの簡素化に係る委嘱状等の様式（案）について、各大学の意見を取りまとめた上で検討することとなった。

6) リーフレット（案）について

- ・印刷部数について了承された。
- ・案に対して修正意見が出され、11月の企画委員会までに修正することとなった。

7) 平成26年度事業報告シンポジウム進行（案）について

- ・基調講演の講師について、各大学から候補者を推薦して貰った上で検討することとなった。
- ・各WGから報告を行うことについて了承された。

8) 事業報告書の目次（案）について

- ・案について了承された。

◆平成26年10月4日（土）

四国地区5大学連携事業に係る理事間の意見交換会を高知大学で開催

- ・常勤教員が補助事業の業務の一環として、協定書に基づいて共同事業契約を結んでいる連携大学で授業を行っても通常業務の範囲内となり、補助金から報酬を支払うことはできないことが確認された。

◆平成26年11月10日（月）

大学連携e-Learning教育支援センター四国企画委員会を鳴門教育大学で開催

教員12名出席

協議題と決定事項

1) 履修案内（案）について（モデルWG）

- ・案について了承された。

2) 授業改善アンケートの実施について（質保証WG）

- ・授業改善アンケートの実施方法（案）について、メーリングリストで随時報告し改善を加えた上で各大学の実情に合わせて実施することが了承された。

3) 非常勤講師発令に係る手続き簡素化（案）について（簡素化WG）

- ・常勤教員に係る非常勤講師の採用手続及び関連書類について了承された。
- ・来年度からの実施に向け運営委員会の報告議題として上程することとなった。

4) 著作権処理（案）について（コンテンツWG）

- ・案のとおり了承された。
- ・譲渡証書について、各大学の実情に合わせて運用することとなった。

5) 知ブラeの提供科目について

2. 平成26年度活動状況

- ・知プラe提供科目の科目群分類や開講継続期間等について了承された。
- 6) リーフレットについて
 - ・リーフレット（案）について，修正意見を取りまとめ，修正を行った上で印刷することが了承された。
- 7) 事業報告シンポジウムのチラシについて
 - ・デザイン（案）についてB案が採択された。
 - ・チラシの内容について概ね了承され，細かな手直しについては香川大学に一任することとなった。
- 8) その他
 - ・単位を付与しない科目の設定について提案があり，教育の質保証等検討WGで提案についての検討を進めることとなった。
 - ・知プラe提供科目資料の図書館等への設置について提案があり，各大学の状況を踏まえながら今後検討することとなった。
 - ・平成27年度開講科目の受講制限について，各科目の履修学生上限数をセンター四国（香川大学）が取りまとめて集計結果を配布し，抽選については各大学で機械的に調整を行うこととなった。

◆平成27年1月29日（木）

大学連携e-Learning教育支援センター四国運営委員会をサンポートホール高松で開催

教員，事務職員27名出席

協議題と決定事項

- 1) 平成26年度事業実施の点検・評価について
 - ・検討中・進行中となっている項目については，未達成部分の修正を香川大学（センター四国）が行い，運営・企画委員会メンバーリストで審議了承を得ながら進めていくことが了承された。
- 2) 平成27年度事業実施計画案について
 - ・案のとおり了承された。
- 3) 四国国立5大学連携におけるe-Learning教育へのセンター四国からの支援に関する基本方針（案）について
 - ・ポンチ絵をベースにして（標題を含めて）企画委員会で実務的な検討を進めることとなった。
- 4) 平成27年度運営委員会の開催について
 - ・来年度は7月と1月に香川大学で開催することが提案され，了承された。

◆平成27年1月30日（金）

大学連携e-Learning教育支援センター四国企画委員会をサンポートホール高松で開催

教員，事務職員27名出席

協議題と決定事項

- 1) 運用ガイドラインについて（質保証WG）
 - ・案のとおり了承された。
- 2) 知プラ科目の参考文献の整備について（質保証WG）
 - ・各大学で調整をしていくこととなった。

2. 平成26年度活動状況

- 3) 単位を付与しないコンテンツの申し合わせについて（質保証WG）
 - ・ガイドラインとして今後検討することとなった。
- 4) 大学連携e-Learning教育支援センター四国の運営体制について
 - ・補助期間終了後も、運営体制を継続できるように今後も検討を進め、結果を運営委員会へ上程することとなった。
- 5) 知プラe提供科目について
 - ・案のとおり了承された。
- 6) 履修関係スケジュールの確認について
 - ・案のとおり了承された。
- 7) 平成26年度事業実施の点検・評価について
 - ・案のとおり了承された。
- 8) 平成27年度事業実施計画案について
 - ・案のとおり了承された。
- 9) 四国国立5大学連携におけるe-Learning教育への大学連携e-Learning教育支援センター四国からの支援に関する基本方針（案）について
 - ・今後検討を行い、案がまとまれば、運営委員会に上程することとなった。
- 10) 第2回スキルアップ研修会について
 - ・案のとおり了承された。
- 11) 事業報告シンポジウム2015について
 - ・日本教育システム情報学会（JSiSE）と併催することとなった。
- 12) ロゴの使用指針案について
 - ・案のとおり了承された。
- 13) その他
 - ・平成27年度の企画委員会の開催計画については、3月の企画委員会で決定することとなった。

◆平成27年3月2日（月）

大学連携e-Learning教育支援センター四国企画委員会を高知大学で開催予定

2-5-1 企画委員会

平成26年度に実施された企画委員会の議事次第を以下に示す。

第1回企画委員会

(1) 日 時 平成26年6月10日（火）14時00分から

2. 平成26年度活動状況

- (2) 場 所 愛媛大学総合情報メディアセンター メディアホール
- (3) 前回議事要旨の確認について
- (4) 各WGの進捗状況報告について
- (5) 協議題
 - ・協議題1 平成27年度開講科目（科目名，科目概要）等について
 - ・協議題2 事業の到達目標について
 - ・協議題3 シンポジウムの実施について
 - ・協議題4 スキルアップ研修会の実施について
 - ・協議題5 センター四国の広報関連について
 - ・協議題6 その他
- (6) 報告議題
 - ・報告議題1 予算計画について
 - ・報告議題2 外部評価委員会について
 - ・報告議題3 リーフレットの作成について
 - ・報告議題4 国大協 国立大学機能強化事例集の提出について
 - ・報告議題5 WGのML設置，MCUの学外からのコントロール等について
 - ・報告議題6 その他

第2回企画委員会

- (1) 日 時 平成26年7月25日（金）13時30分から
- (2) 場 所 徳島大学 共通教育6号館201講義室（常三島キャンパス）
- (3) 前回議事要旨の確認について
- (4) 各WGの進捗状況報告について
- (5) 協議題
 - ・協議題1 連携大学間での合意が必要な案件について
 - ・協議題2 事業の到達目標について
 - ・協議題3 スキルアップ研修会について
 - ・協議題4 センター四国のロゴについて
 - ・協議題5 知プラe事業の英語表記について
 - ・協議題6 その他
- (6) 報告議題
 - ・報告議題1 予算計画について
 - ・報告議題2 平成27年度開講科目について
 - ・報告議題3 平成26年度委員会等スケジュールについて
 - ・報告議題4 広報関係（リーフレット，HP）について
 - ・報告議題5 各研修および視察出張等の報告について

2. 平成26年度活動状況

- ・報告議題6 外部評価委員会委員長の互選について
- ・報告議題7 その他

第3回企画委員会

- (1) 日時 平成26年9月22日(月) 運営委員会終了後
- (2) 場所 香川大学 幸町北キャンパス OLIVE SQUARE 2階 多目的ホール
- (3) 前回議事要旨の確認について
- (4) 各WGの進捗状況報告について
- (5) 協議題
 - ・協議題1 コンテンツ開発検討WGに係るガイドライン(案)について
 - ・協議題2 教育の質保証等検討WGに係るガイドライン(案)について
 - ・協議題3 知プラe開講科目について
 - ・協議題4 非常勤講師の取扱について
 - ・協議題5 リーフレット案について
 - ・協議題6 平成26年度事業報告シンポジウム進行(案)について
 - ・協議題7 事業報告書の目次(案)について
 - ・協議題8 共同実施モデル(案)について
 - ・協議題9 その他
- (6) 報告議題
 - ・報告議題1 9/4四国国立大学協議会の報告について
 - ・報告議題2 各研修および視察出張等の報告について
 - ・報告議題3 その他

第4回企画委員会

- (1) 日時 平成26年11月10日(月) 13時30分から
- (2) 場所 鳴門教育大学 総合学生支援棟3階 F会議室
- (3) 前回議事要旨の確認について
- (4) 各WGの進捗状況報告について
- (5) 協議題
 - ・協議題1 履修案内について(モデルWG)
 - ・協議題2 授業改善アンケートの実施について(質保証WG)
 - ・協議題3 非常勤講師発令に係る手続き簡素化案について(簡素化WG)
 - ・協議題4 著作権処理について(コンテンツWG)
 - ・協議題5 知プラeの提供科目について

2. 平成26年度活動状況

- ・協議題6 リーフレットについて
- ・協議題7 事業報告シンポジウムのチラシについて
- ・協議題8 その他

(6) 報告議題

- ・報告議題1 事業報告シンポジウムについて
- ・報告議題2 四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学連携による大学教育の共同実施に関する申合せについて
- ・報告議題3 平成27年度開講科目のシラバスについて
- ・報告議題4 JSiSE研究会（香川大学）での知プラeセッション開設について
- ・報告議題5 知プラe提供科目のサンプル設計（案）について
- ・報告議題6 平成26年度外部評価委員会評価項目（案）について
- ・報告議題7 スキルアップ研修会の開催について
- ・報告議題8 その他

第5回企画委員会

(1) 日 時 平成27年1月30日（金）9時00分から

(2) 場 所 サンポートホール高松 51会議室

(3) 前回議事要旨の確認について

(4) 各WGの進捗状況報告について

(5) 協議題

- ・協議題1 運用ガイドラインについて（質保証WG）
- ・協議題2 知プラe科目の参考文献の整備について（質保証WG）
- ・協議題3 単位を付与しないコンテンツの申し合わせについて（質保証WG）
- ・協議題4 大学連携e-Learning教育支援センター四国の運営体制について
- ・協議題5 知プラe提供科目について
- ・協議題6 履修関係スケジュールの確認について
- ・協議題7 平成26年度事業実施の点検・評価について
- ・協議題8 平成27年度事業実施計画案について
- ・協議題9 四国国立5大学におけるe-Learning教育への大学連携e-Learning教育支援センター四国からの支援に関する基本方針（案）について
- ・協議題10 第2回スキルアップ研修会について
- ・協議題11 事業報告シンポジウム2015について
- ・協議題12 ロゴの使用指針案について
- ・協議題13 その他

(6) 報告議題

- ・事業報告シンポジウム2014について

2. 平成26年度活動状況

- ・外部評価委員会について
- ・その他

第6回企画委員会

- (1) 日 時 平成27年3月2日(月) 14時00分～
- (2) 場 所 高知大学 朝倉キャンパス 人文学部第1会議室
- (3) 前回議事要旨の確認について
- (4) 各WGの進捗状況報告について
- (5) 協議題
 - ・協議題1 受講者認証について
 - ・協議題2 平成27年度履修等手続きについて
 - ・協議題3 平成27年度事業実施計画線表について
 - ・協議題4 その他
- (6) 報告議題
 - ・報告議題1 サンプル授業設計進捗状況について
 - ・報告議題2 第6回四国5大学連携事業に係る理事間の意見交換会, 第77回四国国立大学協議会の報告
 - ・報告議題3 事業報告書2014について
 - ・報告議題4 その他

※2015年2月18日時点での議事次第案である。詳細は次年度の事業報告書に記載する。

2-5-2 運営委員会

平成26年度に実施された運営委員会の議事次第を以下に示す。

第1回運営委員会

- (1) 日 時 平成26年9月22日(月) 13時30分～
- (2) 場 所 香川大学 幸町北キャンパス OLIVE SQUARE 2階 多目的ホール
- (3) 協議題
 - ・協議題1 事業到達目標及び全体スケジュールの承認について

2. 平成26年度活動状況

- ・協議題2 非常勤講師の取扱いについて
- ・協議題3 補助金終了後のセンター四国の運営体制について
- ・協議題4 平成26年度事業実施計画の点検・評価案について
- ・協議題5 平成27年度事業実施計画案について
- ・協議題6 その他

(4) 報告議題

- ・報告議題1 9/4 四国国立大学協議会の報告について
- ・報告議題2 知プラe事業のロゴについて
- ・報告議題3 平成26年度事業報告シンポジウムについて
- ・報告議題4 その他

第2回運営委員会

(1) 日 時 平成27年1月29日(木) 10時30分～(予定)

(2) 場 所 サンポートホール高松 51会議室

(3) 前回議事要旨の確認について

(4) 協議題

- ・協議題1 平成26年度事業実施の点検・評価について
- ・協議題2 平成27年度事業実施計画案について
- ・協議題3 四国国立5大学連携におけるe-Learning教育へのセンター四国からの支援に関する基本方針(案)について
- ・協議題4 平成27年度運営委員会の開催について
- ・協議題5 その他

(5) 報告

- ・報告議題1 外部評価委員会について
- ・報告議題2 その他

2-5-3 外部評価委員会

本事業では、「大学連携e-Learning教育支援センター四国外部評価委員会規程」に基づき、各年度末に職員以外の学識経験者の方から評価を受けることが義務づけられている。そのため、大学連携e-Learning教育支援センター四国（香川大学に設置）及び大学連携e-Learning教育支援センター四国分室（香川大学を除く四国地区国立大学にそれぞれ設置）が行った平成26年度の業務実績に対し、アンケート形式による事前評価を行い、それを基に外部評価委員会を実施した。以下にその結果をまとめる。

2. 平成26年度活動状況

四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業

「四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」

大学連携e-Learning教育支援センター四国外部評価委員事前アンケート

第1部：知プラe事業に関する質問

1)本事業の理念設計は妥当ですか？

回答	a.非常に優れている	b.良好である	c.おおむね良好である	d.判断できない	e.良くない
回答数	1	2		1	1

自由記述

○ (回答：b)

大学間連携により相補的に活動することで、教育の質の向上を図るとりくみは十分意義がある。目標についてはできるだけ定量的に設定し、実施の進捗が明確になるようにした方が良いでしょう。

○ (回答：d)

事業報告書を拝見するのみで、実際の事業の視聴機会等も皆無なので、十分に意識はできませんが、目標設定等に関しては、以下が目につきました。

- ・5年後のビジョン（案）での「専門教育」の目標は妥当で、「教養教育」での目標も妥当と思われる。
- ・一方で、「質の保証と・・・」と言いながら、少数の教員で1000人以上の規模の大人数教育というのは、全く見当違いで、学生の質の向上を目指すためには、あってはならない事項だと考える。
- ・単位の付与を前提としないeラーニング授業の検討は意味があるが、この場合に放送大学等で開発されたコンテンツの利用等を十分に意識すべきで、新たにコンテンツ開発して、税金の無駄使いをすべきではないと思う。
- ・学習支援要員を意識していることは重要だが、正しく内容を理解した大学院生等の要員の確保が重要である。博士後期課程の学生が多ければ問題はないだろうが、博士前期課程や4年時の学部学生では、質的に大きな問題があり、一部はどの大学でも問題ないだろうが、何名のまともな学生を確保できるだろうか？もちろん、表現はおかしいが、教員の中でも学習支援要員としては不適な人がいることも事実だ。後に述べるが、eラーニングを先駆的に始めたアメリカの大学では、こういう要員が豊富で十分な対応をしている。日本では経費等の問題もあって、アメリカのような対応は不可能である。この種要員の確保が不確かな場合は、授業担当教員がなんらかの方法で、学生との一種の対話環境を構築しなくては授業の意味がなくなる。その意味で1人の教員が対応可能なのは、例えこの種環境を構築できるシステムを導入しても、学生数は100人程度までのクラスになる。

○ (回答：e)

前年度のコメントへの回答に「無事運用が開始されたので、基盤の構築という課題が100%に達成したと判断しています」とのコメントがありましたが、これが妥当な目標設定だと考えることは難しいと思います。多額の費用を投じて整備した施設の利用状況などより具体的な目標設定と分かりやすい開示を望みます。

2. 平成26年度活動状況

2)本事業の業務は効果的に遂行され、目標を達成していますか。

回答	a.非常に優れている	b.良好である	c.おおむね良好である	d.判断できない	e.良くない
回答数		2		3	

自由記述

○（回答：b）

一定の期間で立ち上げたことは評価できる。設備備品が導入され、それが有効活用されていることを示した方が良いでしょう。課題に対する進捗状況などももう少し分かり易く記載してほしい。ただ、今回の暫定版資料では、例えばp.18にあるように年度途中の情報なので最終的なデータを見せて頂きたい。

○（回答：b）

平成26年度の授業科目では受講者が香川大学に偏っており、知プラeのHPや広報を改善工夫する必要があると思われた。

○（回答：d）

これも実際を知らないので返答できかねますが、近くの愛媛大学の状況を見る限り、事業報告書に「愛媛大学における「多様なメディアを高度に利用して行う授業」の実施等に関する申合せ」とあるものの、これはあまりに常識的で10年前には議論されたことで、今取り上げているのはおかしい。コンテンツ開発も、各大学の特色（結局は、独自で世界に誇れる「研究」となるだろう）のコンテンツ化に力を入れることができれば、それを他大学に配信することによって、本事業の意味がでるだろうと思われる。それ以外は、既開発・市販のコンテンツを活用することの方が面白いかもしれない。実際に授業担当をしている研究者がコンテンツ開発をすべきである。そうすると、本事業は有意義なものになるだろう。

○（回答：d）

計画は例えば報告書p.23の表でしっかり立てられていることは分かりましたが、その成果がどうだったのかを読み取ることは困難でした。例えば同表の「目標」の右側に対応する「成果」を整理していただくと読み取りやすくなると思います。

前回具申したプロジェクト雇用教員・職員の職責と成果についての「収集と公開の手順については現時点では未定」との回答でしたので、この課題を先送りされないことを期待します。

○（回答：d）

目標に向かい多くの活動を展開されていますが、どのように自己評価になされたのか？把握できませんでしたので、十分な判断ができません。申し訳ありません。すなわち、P5の事業の到達目標がどのように達成されたかを判断することは困難でした。

3)センター四国の組織体制は有機的に連携し、運用に効果を挙げていますか。

回答	a.非常に優れている	b.良好である	c.おおむね良好である	d.判断できない	e.良くない
回答数		1	1	3	

2. 平成26年度活動状況

自由記述

○（回答：b）

各WGの設置と、そこでの活動など連携して進めていると思います。また、全体としてのスケジューリングも管理されている。

○（回答：c）

センター四国の組織体制は有機的に連携し、運用に効果を上げていると思いますが、どのように自己評価になされたのか？ 2 - 5からは、十分な判断ができません。申し訳ありません。

○（回答：d）

外からは全く見えないし、どのような運用がされているのか不明なので、論評の仕方がない。

○（回答：d）

知プラeで提供する科目の受講は50科目を予定しているようであるが、試行期（平26～平27）に7,8科目しか開講できないことは、この事業の大学間連携や運営・企画に工夫が必要である。

○（回答：d）

前項と同じ問題があります。WGの設置など組織体制は整い、それぞれが活発に活動をされていることは分かりますが、それぞれの「効果」については読み取りにくいと感じました。

質保証検討WGで策定を試みている「オンライン授業設計ガイドラインの開発」は本プロジェクトによって開発される教材の質を保証するために不可欠であり有用な取り組みであると思います。ガイドラインを開発するだけでなく、それが実際に開発される科目にどの程度適用されたのか、あるいは授業改善アンケートでその効果を確認し、教材とガイドライン双方の改善に役立てるPDCAサイクルを意識して、ガイドラインの開発と提案を本プロジェクトの研究成果の一つに位置づけていくことを期待します。

4) シンポジウムや研修会、ホームページ等を通じた本事業の啓発活動は効果的に推進されましたか。

回答	a.非常に優れている	b.良好である	c.おおむね良好である	d.判断できない	e.良くない
回答数	1	1	1	1	1

自由記述

○（回答：b）

シンポジウムやスキルアップ研修会などが開催されたことは評価できる。

○（回答：c）

活動そのものをもっとPRしても良いのではないか。

○（回答：d）

これも、外からは全く見えないし、学生に尋ねてみても、啓発活動はあまり十分に行われていないように思われるが、愛媛大学の場合は、通常の担当者が、学部の授業も担当していない「教員」なので、この風潮が一層ひどいのだろう。そういう意味で、論評の仕方がない。

○（回答：e）

2. 平成26年度活動状況

シンポジウムは年1回で良いと思いますが、スキルアップ研修会が1度だけ（1大学だけで）開催されたにとどまっているのは残念です。研修会を開催したらそれをコンテンツ化するなどして他大学への啓蒙に役立てる工夫が望まれます。また、ホームページは「成果の公表」に留まらず、プロジェクト推進のエンジンとして位置づけて整備することが肝要だと考えます（前年度も機能拡張とデザイン性向上に早期に着手されるよう具申しました）。

第2部：平成27年度の計画に関する質問

1) 平成27年度の実施計画に対する助言等ございませんか。

- これまでは体制整備が主で記載し難いこともあったかも知れませんが、今後は目標をできるだけ定量的に記載すると共に達成内容もより具体的、定量的に示した方が良いでしょう。
- eラーニングで学生に満足させるには、単に長時間のコンテンツを流すのではなく、適宜質疑応答を含めたシステムの活用や教員との対話を重視すべきである。それによって、学生の授業への関心が非常に高まる（愛媛大学でのある授業の例から）。初期のアメリカでのeラーニングもこの形態のお陰で成功した。1991年に国際会議での発表でワシントンD.C.を訪れたとき、Univ. District of Columbia で知り合いの教授のeラーニングを活用した授業を見た。まだ、CAIと呼んでいたかもしれない。ここでは、教授が採用している授業補助要員が多くて、彼らが学生担当で、教授が入室すると、コンテンツ利用から、教授との対話に移行する。これを数教室で行う。クラスの学生数はせいぜい20名程度だったように記憶している。こういうのは授業としても効果的だと思った。ただ、アメリカの大学では授業補助要員が豊富なので、同じことを日本では真似できない。私の場合は、現職教員時代は、PPTコンテンツと一部映像活用をしたが、常に学生の意見収集に努め、それらを次回授業で公表したので、クラスの学生は、同級生の疑問の持ち方等を理解し、講義に対する親近感を増していた（学生の報告から）。この種の方向をたどらなければ、eラーニングの意味はなくなるだろう。その意味で、1000人等の多人数教育への方向性は全く無意味だと思う。
・次に内容に関してだが、現状の内容を見ると一般的で面白みがない。実際に、各大学が誇るべき研究を提示すべきで、各大学の代表的研究者に授業の概要作成を依頼すべきである。コンテンツ作成は別途考える。大学によっては、通常の学部授業をしない教員等がコンテンツ作成をしているが、こういうのは廃止すべきで、例えばeラーニングといえども、通常の授業担当者が設計すべきである。
まだ、多々あるが、一歩ずつでも意味あるeラーニング活用に進んで欲しい。
- 5大学連携で共同実施モデルを作り、e-Learning科目の開講を予定しているが、大学の各教員は現在の開講科目に手いっぱい、これ以上の科目を開設するのは負担になると思っていないでしょうか。
- 計画は妥当だと思います。その進捗状況と成果をしっかりと捉えて次の年に活かすサイクルの確立を望みます。
- p102を拝見しましたが、具体的な活動をイメージできるような、もう一段階下位レベルの計画を提示してください。評価につなげることが困難ではないでしょうか？

2. 平成26年度活動状況

2) 平成27年度の啓発活動について助言等ございませんか。

- 地域、特に地元高校等へのアピールを積極的に行い、5大学の魅力発信につなげてほしい。
- まずは、各大学で特色のある研究をコンテンツ化して配信すると、必然的に多くの学生が見るだろうから、それが第一歩で、単位付与は次の問題ではないだろうか？例えば、もう時期は過ぎたが「四国遍路」を取り上げようと思っても、NHK等で、しかるべき番組があるので、それをなんとか活用するほうが得策で、本事業の一環で、そういうコンテンツ開発をしようとしても無意味だと思う。やはり、大学は、研究重視が基本で、研究者のあり方を授業を通じて学生が把握して成長するのが本筋だろう。その線を、重視しなければ「大学」の意味はなくて、「大学校」化するのみだろう。そういう視点で、本事業を通じても四国の大学の研究能力向上に寄与していただければ、現状の目的を超えて、意味あるものになるのではないのでしょうか？
- プロジェクトの成果のすべてを反映し、またさらに促進するメディアとしてホームページを位置づけて充実されることを望みます。
- 2－8に、活動状況を記載されていますが、H27年度の計画については十分な把握ができませんでした。申し訳ありません

第3部：その他助言等

1) 本事業の改善等、また次年度以降の課題・期待とする事があればご教授ください。

- 今までは体制などの整備が主であったが、これから具体的成果が求められる。特に教育の質の保証は重要な課題であり、そのための評価項目の設定や評価法など明確にして進めて頂きたい。
- 平成27年度の啓発活動での自由記述欄に書かせていただいたことを、より強めていただきたいと思います。日本の大学のあり方が変わりつつあります。以前の大学院重点化制作的な方向で、研究指向大学とその他大学に類別されると、その他大学の存立意義はどうなるでしょう？研究予算も激減すれば、研究者は存在し得なくなるでしょう。誰がどう言おうと、古来から、洋の東西を問わず、大学の意義は、研究者養成とそれを通じての各分野での社会のリーダー養成にあったことは事実ですから、現在では、eラーニングといえども、そういう大学の本来の目的遂行への「道具」の一つと思うべきではないのでしょうか？今はどなたが研究しておられるかは知りませんが、徳島大学で「青色発光ダイオード」とか、愛媛大学で「ダイオキシン問題」「地球深部の現象」「植物工場」等々の研究志向のコンテンツを作成・配信されることを期待します。
- 大学改革強化推進補助金事業の終了後も一定期間は事業の一部を継続しなければならないと理解しているが、現時点では補助金終了後の展望が開けていない。
 - ・授業評価アンケートの項目は詳細にわたっているが、受講生には負担にならないか。
- 本プロジェクトの成果を内外に具体的な数字を伴ってアピールできるように、基礎データの収集と整理、公開を望みます。アピールすることを意識されてプロジェクトを進めることで、具体的な成果が得やすくなることが期待できると思います。

2. 平成26年度活動状況

2) その他、お気づきの点がございましたら遠慮なくご指摘ください。

- 各大学における教育体制につき特に共同実施にした場合の認証についての課題の有無や、ある場合の対処など、検討されていれば教えてほしい。
 - ・各大学の、特に専門科目におけるポリシーの整合性はあまり問題にならないのか。状況が分かれば教えて頂きたい。
- 1月29日の会合に初めて参加させていただきますので、その時に色々気づかせていただけたと思います。前向きであることを期待しています。その前のシンポジウムで、特別講演を北大の方がされますが、環境も違うので、四国のどなたかが行われれば、経費も少なくいいのに・・・と思いました。
- 外部評価の助言を取りまとめ、それらに対してどのように対応されているかを項目ごとに整理していただいたことはとても良い工夫だと思います。
 - ・外部評価委員にコメントを求める項目については、その前にまずプロジェクトとしての自己評価結果を分かりやすい形で提示いただき、その妥当性を判断させていただく様式にしていただくと評価がよりスムーズに進められて助かります。この項目については報告書のこの部分を参照してほしい、という一覧表は助かりますが、それでも報告書に書いてあることから成果を読み取ることは難しかったです（できれば報告書の該当ページ番号も付していただくと作業がはかどります。現状では「それがどこにあるのか」を探すだけで相当な時間がかかりました）。

第1回外部評価委員会議事次第

- (1) 日 時 平成27年1月29日(木) 15時50分～
- (2) 場 所 サンポートホール高松 51会議室
- (3) 議題
 - ・議題1 平成26年度事業実施報告
 - ・議題2 平成27年度事業実施計画報告
 - ・議題3 外部評価委員からの質疑応答及び意見交換
 - ・議題4 その他

第1回外部評価委員会報告

日 時 平成27年1月29日(木) 15時50分～16時50分
場 所 サンポートホール高松 51会議室

出席委員 3名 (委員会の成立要件具備：外部評価委員規程第7条)
委員以外出席者 2名 (委員会規程第8条)
陪席者 28名

2. 平成26年度活動状況

委員会に先立ち、村井教員より配布資料の確認と外部評価委員会実施要領について説明があった。

(村井教員)

対面での委員会は今回が初めてである。25年度までに整備したシステム基盤を利用して今年度より単位互換によって8科目を開講し、実際に事業が動き始めた。まだ試行期であるため万全の体制には至っていないが、次年度以降の業務改善のためにご意見をいただきたい。

議題1 平成26年度事業実施報告

(野田委員)

- ・対象を四国の大学生だけでなく、高校生にも配信すれば、四国でこんな面白いことをやっていると思って四国の大学を目指してくる。
- ・e-Learningで学習の要点だけを提示し、対話を重視しなくてはならない。
- ・多人数教育について、1人の先生が対応できるのは最大で100人程度だと思う。

(村井教員)

- ・今年度はモデルの作成をメインに進めて、準備と共に課題の洗い出しを行っている。科目内容の検討は次年度以降に具体的に検討したいと考えている。
- ・多人数クラスでの開講については、教室のキャパシティーに制限を受けないというe-Learningの良さを活かして、知識提供型の科目等を多人数クラスで開講し、少人数が望ましい科目は対面で実施すれば良いと考えている。
- ・e-Learningにおける教育の質保証についてはWGを設置して検討している。対面授業との大きな違いは学生と教員との双方向性(コミュニケーション)だと思うので、フルe-Learningで実施した際にどうするかを課題として検討する予定である。

(教育の質保証WG主査の金西陪席)

- ・質保証は難しい問題である。
- ・MOOC等の事例でも反転型やブレンド型の新しいe-Learningの学習効果について実証されつつある。新しいe-Learningが質保証できるように、本年度制作したガイドラインの問題点を洗い出しながら来年度は再検討していきたい。

(前田委員)

- ・本事業は各大学の教務委員会等に諮る必要があり、なかなか結論が出ない。
- ・平成27年度開講科目の中にeK4で開講されている科目があり、独立しているように見えない。
- ・単位を付与しない英語のリーディングやリスニング、TOEFL対策等のスキルアップのための授業が50科目の中にはあってもよいのではないか。

2. 平成26年度活動状況

(村井教員)

- ・eK4と知プラeの開講科目が同じでは無いかという指摘があったが、国立5大学に提供する科目は共同実施、私立大学に提供する科目は単位互換とし、枠組みとして混在しないようにしている。
- ・機構を設置するというのは大きな問題となるのでこの場では回答しづらい。
- ・TOEFL対策等の単位を付与しない科目については、質保証WGからも提案が出ており、今後コンテンツ化を検討していきたいと考えている。

(野田委員)

- ・四国の場合は各大学が協調して作り上げていかなければならない。
- ・事業を継続するためには資金を確保する必要がある。今後も（外部評価委員会を）対面で開催出来るようにして頂きたい。

(大平委員)

- ・資料1-2について平成26年度事業計画の点検・評価について、制度や資金面等で問題があれば、無理せず記載し、理事・副学長に相談ができるような体制が必要ではないか。
- ・教育の質保証について、事業理念において最終目標が質の保証では無く質の向上となっているので、こうすればもっと良い教育が出来ているという向上（+α）がなければならないと考える。
- ・人材育成や地域貢献の観点等で向上が説明できる評価指標・方法を検討して貰いたい。

議題2 平成27年度事業実施計画報告

(野田委員)

- ・事業の到達目標である50科目の開講について具体的な計画は立っているのか。

(村井教員)

- ・各大学の特色ある研究を高年次向けの教養科目として開講する高年次教養科目、地域連携科目、リメディアル向け科目等が案として出ている。各大学10科目を目標に、単位になるものならないものを含めて全体で50科目を作っていこうということで進めている。

(野田委員)

- ・各大学の特色のある研究のコンテンツ化は非常に重要だと考えている。これで50科目を揃えることが出来れば大成功である。
- ・補助金期間終了後の運営体制について、e-Learningの科目を欲しているのは、むしろ教員数、科目数の少ない私立大学だと思われるので、私立大学にコンテンツを提供して資金を得るという方法を検討してはどうかとの発言があった。

2. 平成26年度活動状況

(村井教員)

- ・各大学の特色のある研究のコンテンツ化はスタッフが支援して教員の負荷を下げれば可能だと考える。
- ・コンテンツの有料配信はまだ議論できていないので現時点では回答できない。

(林教員)

- ・現時点ではeK4は連携大学である私立大学には無料提供しているため、有料配信とするのは難しい。少なくとも今無料で提供している大学に対する説明が難しい。確かに有料化すれば財源となる可能性はあり、私立大学も有料化の話をすれば検討の材料にはなる。

(前田委員)

- ・平成26年度は単位互換での開講ということだが、受講生の大部分は香川大学の学生であった。

(村井教員)

- ・単位互換で開講すると他大学からの受講が難しくなるため、今年度の開講科目についても殆どが自大学の受講生となっていた。来年度は共同実施なので受講者は各大学で増えると考えている。

(大平委員)

- ・資料2-1「平成27年度事業実施計画案」について、何を具体的にいつまでにどうするかが見えてこない。来年度の評価に向けて具体的に何をいつまでにどうするのかといった目標をきちんと明示した上での評価が必要になる。

(村井教員)

- ・今回(資料2-1)の案を基に線表を作成し、具体化する予定である。

議題3 外部評価委員からの質疑応答及び意見交換

(大平委員)

- ・補助金期間終了後の事業継続に向けた運営体制について長期的な観点で今から検討しておく必要がある。

(前田委員)

- ・大平委員と同様に補助金期間終了後の事業の継続について、システムを維持するための各大学の自己負担分の資金の確保について検討する必要がある。

(野田委員)

- ・各大学の良さを出したような研究内容を上手くコンテンツ化し、それぞれの大学が事業を継続させたいと思わせる様なものになければ消滅してしまう。文部科学省に上手く売り込めば予算が付くかもしれないと思うので、是非頑張って貰いたい。

2. 平成26年度活動状況

2-6 シンポジウムの開催

四国の5国立大学(徳島大学, 鳴門教育大学, 香川大学, 愛媛大学, 高知大学)が取り組む共同教育実施モデルによる科目が2015年度より開講される。共同実施モデルにおける活動状況の報告と情報交換を目的として, 2015年1月29日にサンポートホール高松においてシンポジウムを開催した。特別講演では, 北海道大学情報基盤センターの重田勝介准教授をお招きし, 大学連携e-Learningにおける諸課題についての話題提供と情報交換を行った。シンポジウムには59名の参加があった。



事業報告シンポジウムの様子

2. 平成26年度活動状況

文部科学省 国立大学改革強化推進補助金事業

四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施



大学連携e-Learning教育支援センター四国

事業報告 2014

シンポジウム

入場無料

四国の5国立大学（徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学）が取り組む共同教育実施モデルによる科目がe-Learningで2015年度より開講されます。そこで、下記の要領でセンター四国における2014年度の事業中間報告と情報交換を目的としたシンポジウムを開催致します。

特別講演では、北海道大学情報基盤センターの重田勝介准教授をお招きし、大学連携e-Learningにおける諸課題についての話題提供と情報交換を行います。



Program

テーマ

「e-Learningと教育の質保証」

日時

2015年 1月29日 (木)

13:00 ~ 15:45

場所

サンポートホール高松 5階

「54会議室」(JR高松駅徒歩1分)

12:30	開場	受付開始
13:00	開会挨拶	長尾 省吾 (香川大学 学長) 藤井 宏史 (香川大学 理事・副学長(教育担当))
13:15	特別講演	「e-Learningと双方向遠隔授業を活用した大学間教育連携」 重田 勝介 北海道大学 准教授
14:30	事業報告 シンポジウム	「大学連携教育の共同実施について」 林 敏浩 香川大学 大学連携e-Learning教育支援センター四国 センター長 「大学教育の共同実施のためのワーキンググループ報告」 各主査校
15:40	閉会挨拶	林 敏浩

お問合せ

〒760-8521 高松市幸町 1-1 香川大学内
大学連携e-Learning教育支援センター四国
Tel 087(832)1365

センター四国HP シンポジウム案内

12月1日～申込受付【先着100名まで】

<http://chipla-e.etc.kagawa-u.ac.jp/event2014.html>

申込みは裏面をご覧ください

2. 平成26年度活動状況

大学連携 e-Learning 教育支援センター四国 事業報告シンポジウム 2014

日時：2015年1月29日(木) 13:00～15:45
(受付開始 12:30～)

場所：サンポートホール高松 5階「54会議室」
(JR高松駅徒歩1分)

申 込 書

所 属	氏 名	電話番号

※お申し込みは e-mail または FAX でお願いします。
(詳細はホームページをご確認ください。)
<http://chipla-e.itc.kagawa-u.ac.jp/event2014.html>

■お申し込み・お問い合わせ先

大学連携 e-Learning 教育支援センター四国

電話：087(832)1365

FAX：087(832)1155

e-mail：chipla_el_info@cc.kagawa-u.ac.jp

2. 平成26年度活動状況

特別講演

「e-Learningと双方向遠隔授業を活用した大学間教育連携」

<p>e-Learningと双方向遠隔授業を活用した大学間教育連携</p> <p>重田 勝介 北海道大学 情報基盤センター 准教授 高等教育推進機構教育支援部 オープンエデュケーションセンター 副センター長</p> <p>2015/4/29 大学連携e-Learning教育支援センター四国 事業報告シンポジウム2014</p>	<p>重田勝介 (しげたかつすけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道大学 情報基盤センター 准教授 高等教育推進機構教育支援部 オープンエデュケーションセンター 副センター長 専門分野・著書 <ul style="list-style-type: none"> 教育工学・オープンエデュケーション 「ネットで学ぶ世界の大学 MOOC入門」(実業之日本社) 「オープンエデュケーション」(東京電機大学出版局) 
<p>JMOOC講座 「オープンエデュケーションと未来の学び」</p> <ul style="list-style-type: none"> 2014年7月開講 JMOOCの「gacco」(http://gacco.org)にて 7000人以上の受講者 大阪・札幌で反転授業 (合わせて50名が参加) 	<p>あらまし</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道内国立大学における教養教育連携 <ul style="list-style-type: none"> 事業の概要、双方向遠隔授業システムによる合同授業について 大学間連携によるオープンエデュケーションの可能性 <ul style="list-style-type: none"> オープンエデュケーションの広がり、我が国における現状と課題、大学間連携モデル e-learningを用いた双方向遠隔授業 <ul style="list-style-type: none"> 取り組みの概要、教育の質保証における可能性

2. 平成26年度活動状況

北海道地区国立大学教養教育連携実施事業の概要(1)

北海道内の国立大学が連携を図り、単位互換制度を利用し、道内国立大学の学生が受講可能な新たな仕組みを構築し、教養教育の充実強化を図る。

遠隔授業等を活用した大学間連携

- ・ 連携教育機構の設置
 - ・ 連携大学から授業の提供(遠隔授業・通学による対面授業)・TA等の授業支援スタッフの育成
 - ・ 多様な授業の履修(文系・理系の様々な学生との共学)
 - ・ 効率的な授業の実施(道内国立大学の機能強化)
- 教養教育の充実強化

実施体制図

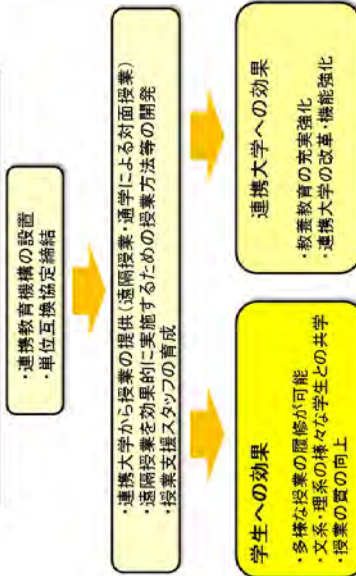


北海道地区における教養教育連携

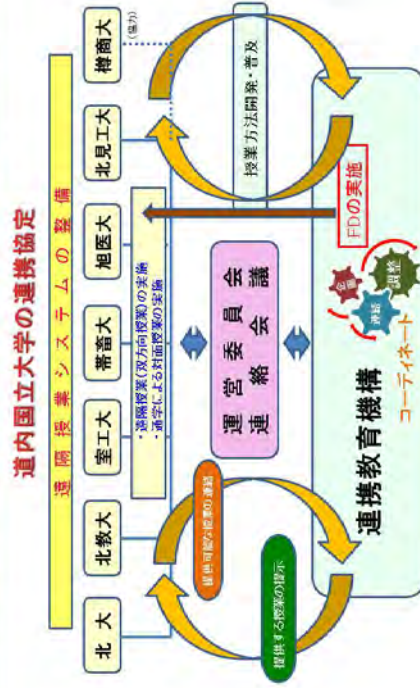
- ・ 事業の概要、双方向遠隔授業システムによる合同授業について
- ・ 大学間連携によるオープンエデュケーションの可能性
- ・ オープンエデュケーションの広がり、我が国における現状と課題、大学間連携の可能性
- ・ e-learningを用いた双方向遠隔授業
- ・ 取り組みの概要、教育の質保証における可能性

北海道地区国立大学教養教育連携実施事業の概要(2)

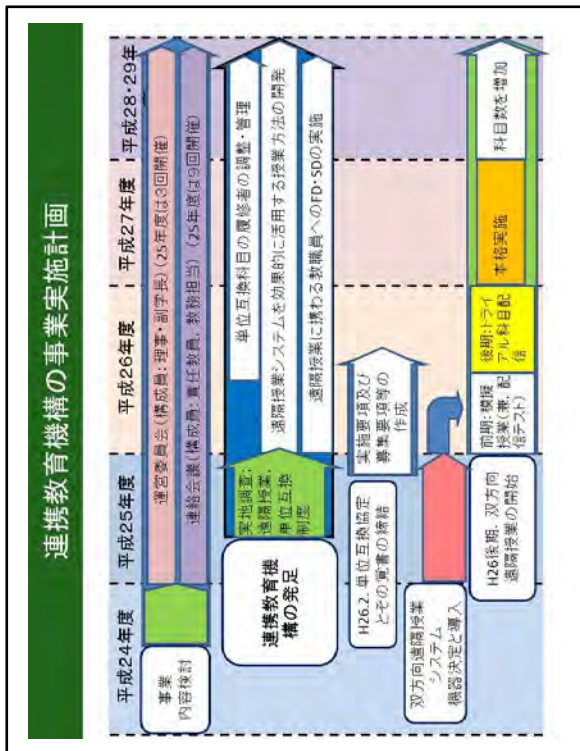
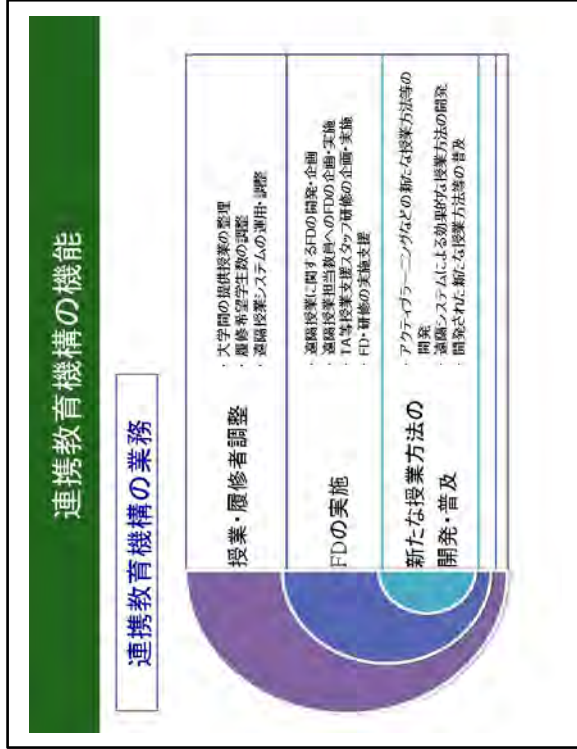
大学間連携実施の効果



北海道地区国立大学教養教育連携実施事業の体制



2. 平成26年度活動状況



2. 平成26年度活動状況

単位互換協定書と覚書(要点を抜粋)

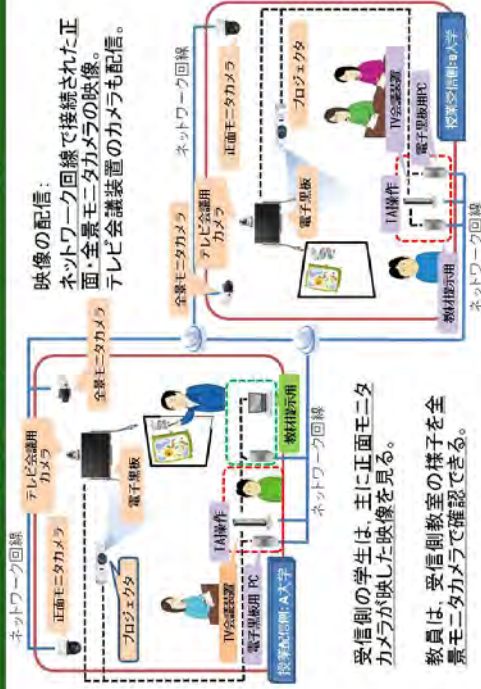
協定書

1. 各大学は所属学生が単位互換科目を履修することを認める。(履修できる科目は、学生が所属する大学が指定)
2. 単位互換科目の履修資格:各大学の学部学生
3. 単位互換科目履修時の身分:科目提供大学の特別聴講学生
4. 単位互換科目を修得した時:所属大学の授業科目として単位認定

覚書

1. 履修の取り消しを認めない。
2. 単位互換科目の授業形態:対面授業、対面授業
3. 試験:
 - 科目提供大学が定めに従う。
 - 所属大学の試験と日程が重複したときは、単位互換科目を優先する。
4. 成績評価:所属大学の定めに従う。

双方向遠隔授業システムの概要



双方向遠隔授業システム設置教室一覧

大学名	教室数
1 北海道大学 (S1,S2,N1,N2,S12,E212,E213,E273)	8
2 北海道教育大学* (各キャンパス2教室ずつ)	10
3 室蘭工業大学 (C203,C204,C205,C207/A304)	5
4 帯広畜産大学 (大講義室,2番講義室,5番講義室,21番講義室,情報処理センター3号室)	5
5 旭川医科大学 (大講義室,第1講義室,第6講義室,講義室D)	4
6 北見工業大学 (C121,C122,E131,遠隔視聴覚室)	4

*北海道教育大学は既存のポリコムで映像配信、出席簿、クリッカー、電子黒板等を購入

北海道大学:高等教育推進機構S2教室(大教室)

- ・黒板の後ろに、60インチの電子黒板を9枚合わせたマルチディスプレイを設置
- ・正面モニターカメラを天井から吊り下げ、受信教室の学生が配信元の学生と同じ目線にした。



2. 平成26年度活動状況

北海道大学 高等教育推進機構E213教室(情報メディア教室)

- ・写真左:正面には電子黒板2つ、大型のホワイトボード、短焦点プロジェクタを設置
- ・写真右:机上の広い使用を可能にする、PC用モニタ収納デスクを導入



北海道大学 高等教育推進機構N273教室 (アクティブ・ラーニング教室)

- ・グループワークに適した机・椅子を導入
- ・壁掛け電子黒板、可動式電子黒板、短焦点プロジェクタ、ホワイトボードを備え、アクティブラーニング等様々な授業実施形態に対応可能。



質保証の取り組み:TA研修会

- ・双方向遠隔授業システムを使用して、各大学に同時配信
- ・各大学のTA、SA等に機器操作の説明やワークショップを実施



質保証の取り組み:FD研修会

- ・授業担当教員を主対象に、実施
- ・遠隔授業を実施している大学コンソーシアムの事例について講演やシンポジウムを開催



2. 平成26年度活動状況

オープンエデュケーションとは

- オープンエデュケーションとは
 - 教育を「オープン」にし学習機会を促進する活動
 - あらゆる人々が教育・学習に参加
 - 社会から広い支持を集める(寄付財団の支援)
- オープンエデュケーション誕生の経緯
 - 1990年代:eラーニングの普及
 - 有料モデルの頓挫(大学による教材販売サイトの失敗)
 - 2001年:オープンコースウェア(OCW)の開設
 - オープン教材(OER)を個人や非営利団体の増加

OER(Open Educational Resources)

- インターネットで公開された教育用素材
 - 文書資料、画像、動画、電子教科書
- 「再利用」で多様性を促す
 - クリエイティブ・コモンズ・ライセンス
- 国際的ムーブメントによる普及
 - UNESCO 2012「世界OER議会」
- OERは誰でも作れる
 - 個人、企業、非営利組織、大学...



北海道地区における生涯教育連携

- 夢の想、双方の強み・強さを活かす
- 共同作業について

• 大学間連携によるオープンエデュケーションの可能性

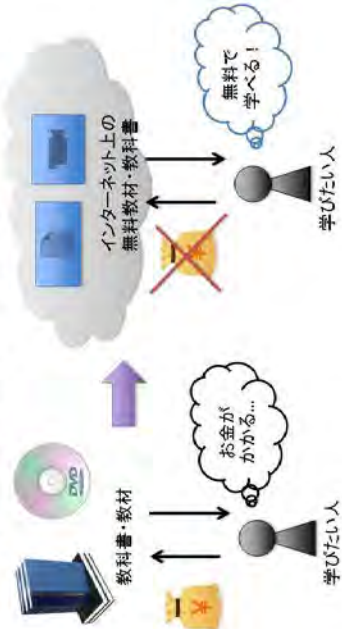
- オープンエデュケーションの広がり、我が国における現状と課題、大学間連携の可能性

• e-learningを用いた双方向遠隔授業

- 取り組みの概要、教育の質保証における可能性

オープンエデュケーションの特徴(1) 教材をオープンにする活動

- 無料の教材・教科書をインターネット上で公開



2. 平成26年度活動状況

オープンエデュケーションの特徴(2) 教材を探せるウェブサイト

- 学びたい目的に即して、適切な教材を取得

学びたい人

学びたい人

検索・統合・分類

オープンコースウェア(OpenCourseWare: OCW)

- 正規講義のシラバスや教材、講義ビデオを無償公開 単位認定なし (Publication ⇒ 出版)
- 世界規模の活動へ
 - OCWC
 - JOCW
- 発展途上国向けに教材を翻訳 (国際教育協力)

オープンエデュケーションの特徴(3) 共に学び教え合うコミュニティ

- 学び教え合うことで学習の意欲と成果を高める

学びたい人

学びたい人

学びたい人

学びたい人

学びたい人

学び合う学習コミュニティ

一緒に学ぼう!

OpenStudy / Mozilla Open Badge

- オンラインで学び教える 学習コミュニティ
- OCWと連携 同じ教材を共に使って学ぶ
- デジタルバッジ(認定証)を交付する仕組み
- 知識技能を示すシグナル

2. 平成26年度活動状況

MOOCとは

- Massive(ly) Open Online Courseの略「大規模公開オンライン講座」
- 数週間で学べる学習コースを開設
 - 「教材」の公開だけでなく「教育」を行う
- 数万人を超える受講者
 - 世界中から参加する学習コミュニティ
- 無料で受講できる
 - コース完了者に「認定証」を発行(有償の場合も)

事例: Coursera

- 大学講義をMOOCとして公開する「プロバイダ」
 - 2012年にスタンフォード大教授らが設立した教育ベンチャー企業(8千万ドル超を調達)
- 世界107大学による530以上のコースを公開
 - 800万人を超える受講者
- 多言語対応
- 東京大学がコースを公開中



事例: edX

- MOOCを公開する大学連携「コンソーシアム」
- 2012年に設立 MITとハーバード大学による
 - 合計6千万ドルを出資
- 43の大学が参加
 - 100万人を超える受講者
- 日本の複数の大学が参加
- オープンソースでMOOCを運営するソフトウェアを公開



事例: JMOOC

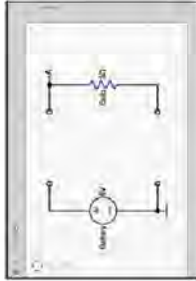
- 我が国において産学連携のもとMOOCの利用普及を図る協議会
- 複数のMOOCプラットフォームを提供
- 2014年春から開講中



2. 平成26年度活動状況

MOOCで何を学べるか(1)

- **コンピューター科学**
 - 例: プログラミング入門(コンピュータで実習)
- **工学**
 - 例: 電子回路(インタラクティブ教材)
- **医療・薬学**
 - 例: "The meat we eat"
 - 身近な食品を題材に食品の安全性について学ぶ

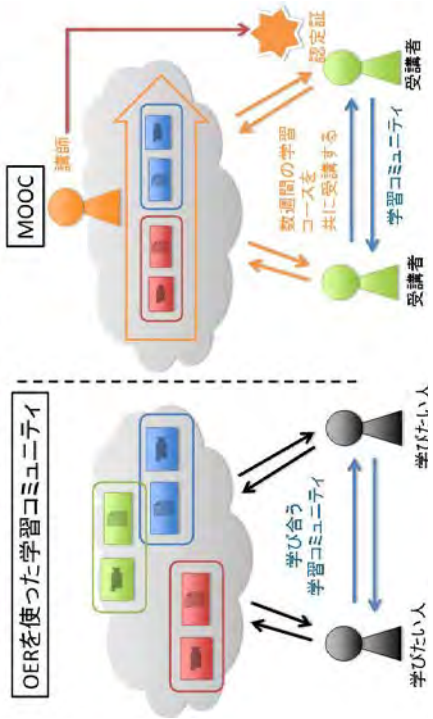


MOOCで何を学べるか(2)

- **数学・統計**
 - 例: 統計学基礎、ビッグデータ入門(新しい分野)
- **ビジネス**
 - 例: ベンチャー企業の立ち上げ方
 - ・ 実際の起業家へのインタビュを交えながら
- **人文学**
 - 哲学、歴史、社会問題
- **芸術・音楽**
 - 現代音楽(ロック)の歴史
 - 音声収録の基礎(バークリー音楽大)



MOOCとは... オンライン講座によるオープンな教育サービス



大学教育に導入されるMOOC

- **MOOCを授業の教材に使う(教科書)**
 - MOOCを使った反転授業・フレンド型学習
 - 学習効果の向上が見込まれる
 - ・ サンノゼ州立大: 修了率 50% → 90% へ改善
 - 他大学で作ったMOOCを講義で使う(教員の抵抗も)
- **MOOCを使ったオンライン大学院**
 - ジョージア工科大 コンピュータサイエンス
 - Udacityを使って安価に(7000ドル)
 - ・ 8人の教員追加で1万人の学生を教える

2. 平成26年度活動状況

オープンエデュケーションが広まる背景：
「理念」と「実利」の共存

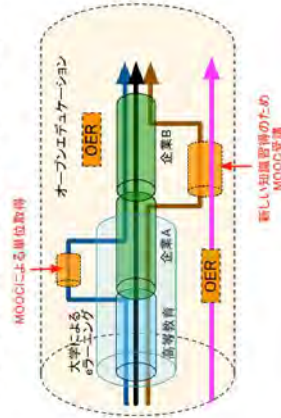
- 社会貢献活動として
 - 教育格差の是正：発展途上国への「国際教育協力」
- 「知」へのアクセス改善
 - 「公共財」としての大学：大学の理念に沿う
- リクルーティング（高校生・留学生・社会人）
 - グローバル対応（英語での教材公開）
- コスト削減と質向上
 - 電子教科書の無償配布
 - 講義教材にOERを使い授業改善

社会が支えるオープンエデュケーション

- 大学の抱える諸問題
 - 大卒人材のニーズ増加（特に発展途上国）
 - 働きながら、家族を養いながら通う学生
 - 大学の財政危機と学費高騰
- 慈善寄付団体の支援
 - ヒューレット財団・ゲイツ財団など
- 政府も
 - 米国（労働省）や発展途上国
- 大学は活動の「媒体」



- オープンエデュケーションとMOOCがもたらす自由な「教え」と「学び」
- 複線的なキャリアや学び直しを前提とする
- 制度の「外側」を支えるオープンエデュケーション
- 誰でも「自由に教え・自在に学べる」社会へ



大学の価値「再考」へ

- 単位や学位の「相対化」
 - MOOCsの認定証が単位と比較される「シグナル」に
- グローバル競争にさらされる大学教員
 - 独自性の高い内容を教える教員が強みを増す
 - ファシリテーターとしての教員（職能の変化）
- 高等教育への多様なプレイヤーの参入
 - 教育ベンチャー企業・非営利団体、個人...
- オープン・エデュケーション＝「教える」自由
 - イノベーションが大学の価値を問う

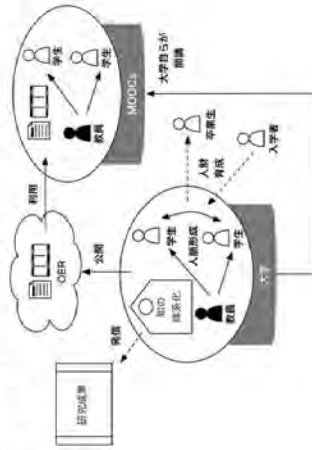
2. 平成26年度活動状況

「大学の未来」モデル(1) MOOC公開による大学の「拡張と強化」

MOOC公開による大学の魅力発信

大学にしか担えない教育以外の機能も重視

- ・ 研究活動
- ・ 知の体系化
- ・ 人材育成



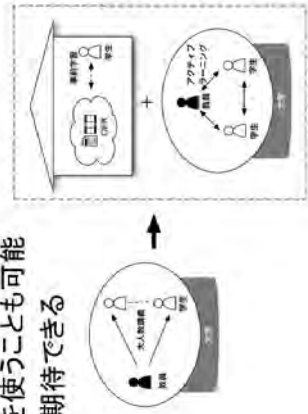
事例：トップユニバーシティによる MOOC公開

- ・ MIT、ハーバード、東大、京大...
 - 大学の優れた教育を公開し副次的効果を狙う
 - ・ 大学広報、リクルーティング、優秀な学生を探す
- ・ 教育機能のアウトソーシング
 - 研究、知の体系化、人材育成...大学が担うべき機能を残し、高める
 - トップユニバーシティが取りやすい戦略
- ・ 有名なプラットフォームに乗る効果
 - edXやCourseraでコースを出すこと自体が宣伝に

「未来の大学」のモデル(2) MOOCを大学教育に活用

- ・ 自ら作成したOERやMOOCを授業に用いる
- ・ 大教室講義を反転授業・ブレンド型学習に

- 他大学のMOOCを使うことも可能
- 教育の質向上が期待できる



事例：Open Learning Initiative

- ・ カーネギーメロン大学によるオンライン学習環境
- ・ 個別指導システムによる理解度確認
- ・ 講義にオンライン教材を使い学習効果を向上
 - ブレンド型学習で学習効果が高まる
 - 学習進度を早められる

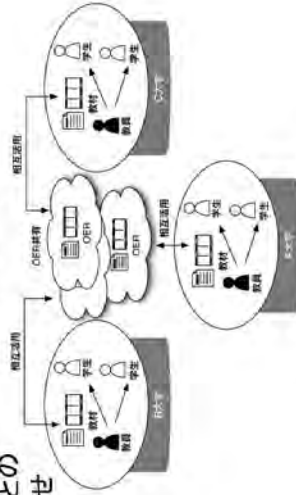


2. 平成26年度活動状況

「未来の大学」のモデル(3) 大学連合モデル

- 複数の大学がOERやMOOCを共有する
- 教育内容の多様化や質向上を狙う

— 反転授業との
組み合わせ



事例:オープン教材を使った教育実践

- Project Kaleidoscope (米複数大学)
 - 教員グループがSTEM(理数教育)教材を制作 教材の評価や改善を継続
 - 授業改善(FD)・教育の質向上に寄与
- dScribe (米ミシガン大学)
 - 学生が教材を制作し使う
 - 教材を制作することで学生が学ぶ
- Open Education “Practices”
 - 教育の質向上、多様化が期待される



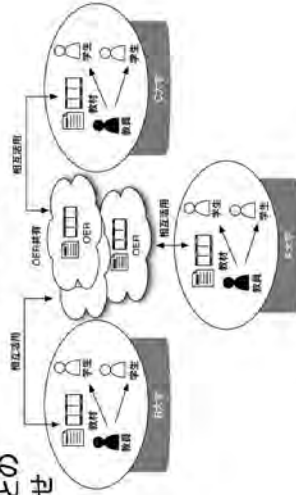
大学間連携によるオープンエデュケーションの可能性

- 多様で豊かな教養教育を実現
 - 各大学の幅広い専門性をもとに科目を開発
 - 大学を越えて教育内容やカリキュラムを共有
- 大学連携によるメリット享受
 - 幅広い学びの選択肢を学生に与える
 - 分野横断的・俯瞰的な教養教育科目を実施
- オープン教材制作による教育の質向上
 - 大学間で教育内容・方法・ノウハウを共有する
 - 教材・授業改善によるFDの効果

「未来の大学」のモデル(3) 大学連合モデル

- 複数の大学がOERやMOOCを共有する
- 教育内容の多様化や質向上を狙う

— 反転授業との
組み合わせ



- 北海道地区における教養教育連携
 - 事業の概要、双方向遠隔授業システムによる
合同授業について
- 大学間連携によるオープンエデュケーションの可能性
 - オープンエデュケーションの広がり、我が国に
おける現状と課題、大学間連携の可能性
- e-learningを用いた双方向遠隔授業
 - 取り組みの概要、教育の質保証における可能性

2. 平成26年度活動状況

双方向遠隔授業システムの効果向上

- 一斉講義の「延長」ではない教育方法の導入
- 各大学でOERを使った予習(反転学習)
- アクティブラーニングの導入による学習効果向上
- 遠隔授業システムを補完

18世紀 → 20世紀 → 21世紀
アクティブラーニングの導入

取り組み(1) オープン教材(OER)による教育改善

- OERの開発
 - 授業利用を前提としたオープン教材
 - 応用倫理学/環境放射能基礎/地球惑星科学/情報社会
- 教育方法の開発
 - オープン教材を用いた合同授業
 - 反転授業とアクティブラーニングを実施

取り組み(2) MOOC実施による「北大の教育」の発信

- 優れたオープン教材の公開
 - 開かれた教育環境の実現 大学の「知」の公開
 - 英語教材の公開による国際化の推進 (留学生獲得へ)
- オープンエデュケーションによる教育改革
 - 教育の多様化・質向上
 - 大学教育の魅力発信

オープン教材の企画設計

- 「MOOC型」のオープン教材
 - テーマごとの短いビデオ教材 + 知識確認のテスト
 - インストラクショナルデザインに基づいた構造化
 - 教材設計に長けた専門職員によるアドバイス
- 授業利用を前提
 - 反転授業の予習教材として用いる前提で設計
 - 学生のレベルに応じた補助教材にも

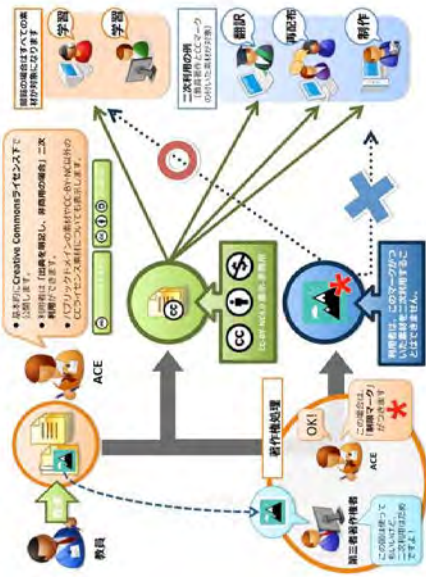
2. 平成26年度活動状況

オープン教材の制作

- スタジオ収録(講義取りっぱなしではない)
- TAの補助
 - 教育内容に詳しい大学院生
- 映像制作に長けた専門職員が収録・編集



コンテンツの再利用を促す著作権処理



オープン教材リポジトリの構築

- Academic Commons For Education (ACE)
- オープンソースソフトウェアOpen edXによるプラットフォーム



<http://ace.ic.hokudai.ac.jp/> (教材視聴にはログインが必要)

予習向けのオープン教材利用

- ビデオ教材の視聴 → 問題への解答
 - 学習内容の定着化
 - 教員はあらかじめ予習状況を確認
 - 学生の理解度に応じた授業展開を実現



2. 平成26年度活動状況

期待される効果

- ブレンド型学習による教育の質向上
 - オープン教材を反転授業の予習教材に利用
 - 予習の状況に応じて授業を即時的に変える
 - 確認テストの正答率が低い項目の補講など
 - まずは個々の授業レベルで教育改善を目指す
- 課題
 - 簡易な学習状況の把握手法
 - 教員用ダッシュボード(edX-platform)は力不足)
 - 大学の教育情報システム(LMS)との連携
 - ID認証など

カーネギーメロン大学
Open Learning Initiativeのダッシュボード

まとめ

- 単位互換制度に基づく教養教育連携
 - 多様で効果的な授業の実施 教養教育の充実
 - 双方向遠隔授業システムの整備
- 大学間連携によるオープンエデュケーションの可能性
 - オープン教材による教育内容の共有
 - 反転授業とアクティブラーニングの導入
- 質保証に向けた取り組み
 - TAなど授業スタッフの育成、FD研修会
 - 予習の充実による教育効果向上

e-Learningと双方向遠隔授業を活用した大学間教育連携

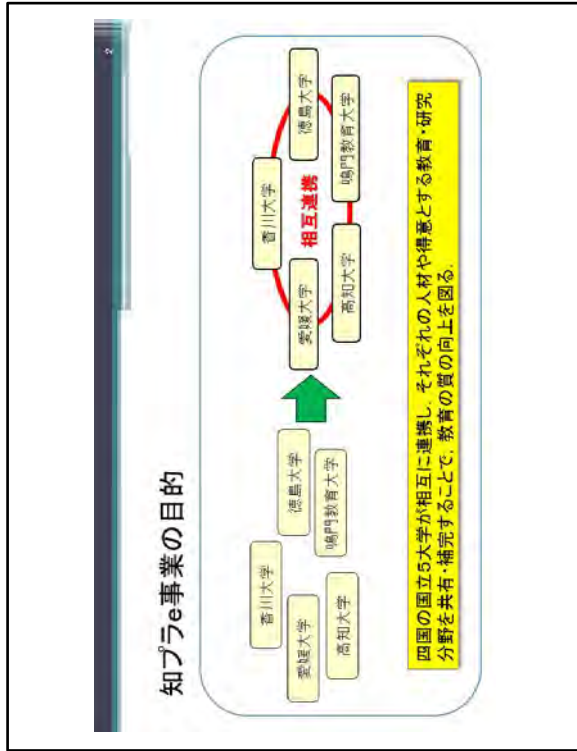
重田 勝介
北海道大学 情報基盤センター 准教授
高等教育推進機構教育支援部
オープンエデュケーションセンター 副センター長

2015/1/29 大学連携e-Learning教育支援センター四国
事業報告シンポジウム2014

2. 平成26年度活動状況

事業報告

「大学連携教育の共同実施について」



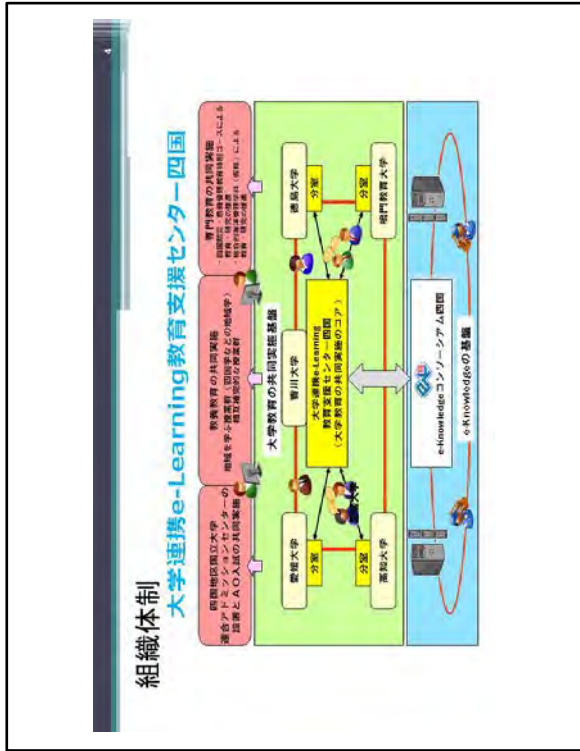
文部科学省 国立大学改革強化推進補助金事業

四国における e-Knowledge を基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施^(*)

報告「大学連携教育の共同実施について」

大学連携e-Learning教育支援センター四国
センター長 林敏浩(香川大学)

(*) 「四国は、大学連携による共同プラットフォーム構築事業」の一環として、四国に四つのe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施を掲げて「知プラe」事業を実施。



3

e-Learningによる共同教育の必要性

共同教育を行う際の問題点

- ・学年暦
- ・履修登録の手続き
- ・成績評価方法
など、教育システムが異なる
- ・各大学が離れている
(片道3時間)

解決するには、**e-Learning**しかない！

2. 平成26年度活動状況

事業の到達目標

6

- 共同実施の仕組み**
 - 共同実施科目の開発 50科目
 - 大学連携によるコンテンツの共同開発
- e-Learning活用講義法と質保証の仕組み**
 - 効果的なe-Learning活用講義法の開発
 - フルタイム講義の教育の質保証
 - 多人数クラス(数百人レベル)の実現
 - 学生と教員の双方向性の実現
- 継続的な運用の仕組み**
 - 補完並行した体系的運用体制の整備

専門教育
教養教育

専門教育は教育科目の共同実施による基礎学力の向上
教養教育は教養科目の共同実施による基礎学力の向上

開発された教養科目で修得した教養教育の履修率の向上
そのほか少人数科目講義の実現

共同実施の概要

同一の科目名で共同開講

科目A：大学①
科目A：大学②
科目A：大学③
科目A：大学④
科目A：大学⑤
非常勤講師

大学①の教員

平成27年度以降の本事業で開講するe-Learning科目については、5大学において同一の科目名で共同開講し、各大学の様式でシラバスを作成するものとする。(大学間特許合意、平成26年9月4日施行)

平成26年度 課題別の検討成果(例)

検討課題	検討項目	成果
運用体制	大学間連携による大学教育の共同実施事業に関する甲合せ	四国におけるe-Knowledgeを基礎とした大学間連携による大学教育の共同実施事業に関する甲合せ(平成26年9月4日施行)
履修手続き	履修手続きとスケジューリング 成績評価時期 シラバスフォーマット	シラバス情報収集フォーマット 履修・成績入力期間一貫
コンテンツ開発	コンテンツ開発ガイドラインの策定	コンテンツ開発ガイドライン 講義証書
教育の質保証	授業設計 授業運用 継続的な授業改善プロセス	授業設計ガイドライン 授業運用ガイドライン 授業評価アンケート
人事手続の簡素化	非常勤講師の手続き簡素化	資格審査に関する提出書類の簡素化

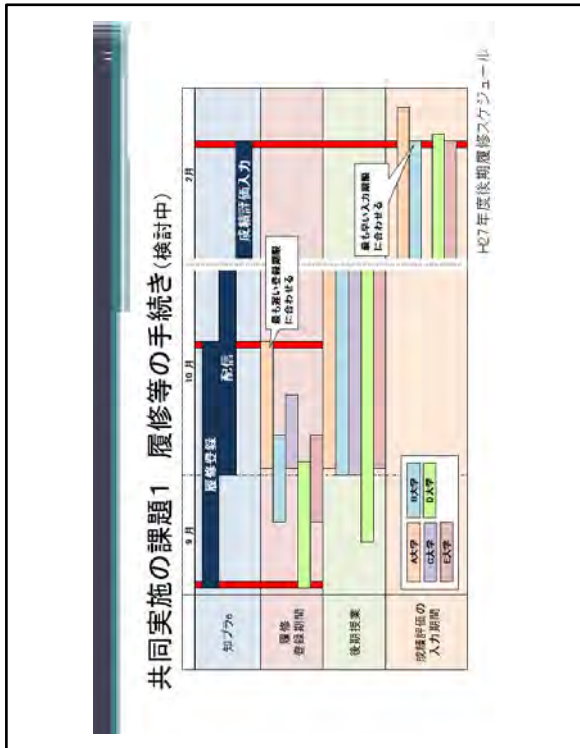
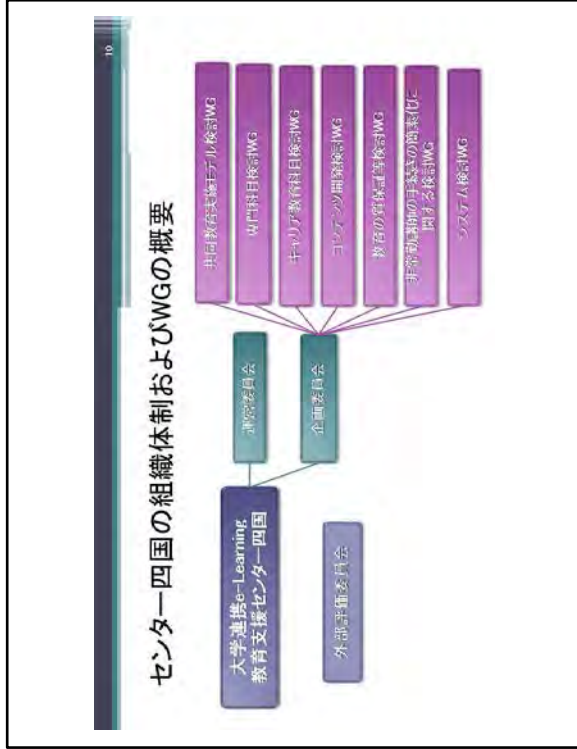
7

四国5大学型共同教育実施モデルとは

四国5大学型共同教育実施モデル

教育システムや教育理念の異なる大学間で教育資源を共有し、eラーニングを用いて有効に活用することで、各大学がそれぞれの教育理念に基づいて現在以上に効果的な教育の実現を可能とする方策。

2. 平成26年度活動状況



共同実施の課題2 知プロe提供科目の検討

H27年度共同実施開講科目

No	開講科目名	担当教員	学期	提供大学
1	地域コンテンツと知財管理	村井礼		香川大学
2	香川を学ぶ	林敏浩		香川大学
3	情報のいろは	林敏浩		香川大学
4	知の深訪	金西計英 他	後期	香川大学
5	日本におけるドイツ兵捕虜(1914-1920)	井戸慶治		徳島大学
6	「モリスの徳島」～グローバルイズムと異邦人～	宮崎隆義		徳島大学
7	サイエンスリテラシーの化学	立川明		高知大学

2. 平成26年度活動状況

18

知プラe提供科目の案(参考:11月企画委員会資料より)

提供科目	科目案
A	研究倫理(基礎科目) 国際化と多文化共生(基礎科目) 英語(基礎科目) 基礎的英語(基礎科目) 英語(基礎科目) 基礎的英語(基礎科目)
B	英語(基礎科目) 基礎的英語(基礎科目) 英語(基礎科目) 基礎的英語(基礎科目) 英語(基礎科目) 基礎的英語(基礎科目)
C	英語(基礎科目) 基礎的英語(基礎科目) 英語(基礎科目) 基礎的英語(基礎科目) 英語(基礎科目) 基礎的英語(基礎科目)
D	英語(基礎科目) 基礎的英語(基礎科目) 英語(基礎科目) 基礎的英語(基礎科目) 英語(基礎科目) 基礎的英語(基礎科目)

各大学の情報ある研究のe化

16

検討スケジュール(案)(1月企画委員会資料)

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年度計画策定			策定											
年度計画策定			策定											
年度計画策定			策定											
年度計画策定			策定											
年度計画策定			策定											

15

共同実施の課題3 e-Learning教育の質保証

- 授業設計
- 教育的質保証
- 授業の運用
- 継続的な授業改善プロセス
- 指導アンケート
- 実施方法
- ガイドライン
- e-Learning授業の位置づけ
- コンテンツ構成の内容の定義
- ガイドライン
- コンテンツ構成とその実施方法

16

まとめ

- H24～H25 準備期
- 規程・規約等の整備
- システム基盤の整備
- H26～H27 試行期
- 教育の質保証の仕組み
- コンテンツ共同開発の仕組み
- H28～H29 拡充期
- コンテンツの拡充
- 効果的なe-Learning講義法の開発
- H30以降 波及期
- e-Learning規格の策定
- 全国大学との連携強化
- 本格的なe-Learningの実施

2. 平成26年度活動状況

事業報告

「大学教育の共同実施のためのワーキンググループ報告」
共同教育実施モデル検討WG

事業報告シンポジウム2014 共同実施モデル事業報告

検討の概要

- 1 プロジェクトの到達目標共同実施モデル案
 - 1-1 共同実施モデル事業の到達目標・ビジョンの提案
 - メンバー内で全体の事業ビジョンを共有するために必要な資料を用意した。(資料1-1)
 - 知プラ事業における「コンテンツ」は科目単位にカウントすることとした。
 - 1-2 年間ワーキンググループスケジュールの整理
 - 本WGでの活動を含め、実際にどのように進めていくかのスケジュールを用意した。(資料1-2)

2 eラーニング科目の選定

- 2-1 平成27年度開講科目の調査・提案・確定
 - 平成27年度は合計8科目の実施

No	開講科目名(単位数)	担当教員	学期	開講大学
01	地域コンテンツと知財管理(2)	村井 礼	後期	
02	香川を学ぶ(2)	岩城 暁大	後期	香川大
03	情報のいろは(2)	林 敏浩	後期	
04	知の探訪(2)	金西計英他	後期	
05	日本におけるドイツ兵捕虜(2)	西山賢一	後期	徳島大
06	「モラエスの徳島」〜グローバルリズムと異邦人〜(2)	宮崎隆義	後期	
07	サイエンスリテラシーの化学(2)	立川 明	後期	高知大

2 eラーニング科目の選定

- 2-1 シラバス情報収集フォーマットの作成
 - 5大学すべての情報を収集するためのシラバスシートを開発した。(資料2-)

3 eラーニング授業実施プロセスの策定: 履修から成績判定まで

- 3-1 5大学の科目設置等に係る学内審議決定スケジュール
(前・後期)の調査と確認
 - スケジュールを調査し一元管理できるように一覧表を作成(資料3-1)

3 eラーニング授業実施プロセスの策定: 履修から成績判定まで

- 3-2 知プラ事業における履修期間・成績入力期間の決定
 - 【履修期間】
履修登録期間を5大学の状況を踏まえ、締め切りの遅い大学に合わせる。(毎年度、学年暦を踏まえて、調整する)オンライン上での授業科目の開講は4月中旬から授業を開始する。ただしその場合は、5月中旬以降に最初の課題提出期限を設けることとする。
 - 【成績評価入力期間】
履修登録期間と同様に5大学の状況を踏まえ、前期・後期それぞれに、締め切りの早い大学に合わせる。(毎年度、学年暦を踏まえて、調整する)

2. 平成26年度活動状況

3 eラーニング授業実施プロセスの策定:履修から成績判定まで

3-3. 成績評価方法の確定

- 科目担当教員は、素点(点数)で評価する。
- 各大学に送付&事務的に処理(優・良・可・不可、もしくは優・秀・良・可・不可など)
- 各大学で成績入力

3-4. 履修登録から受講・成績判定に関する業務フローの作成

- 学生への履修案内、履修登録、授業、成績判定までの業務フローの整理

4 履修案内の方法と内容

4-1. 履修に関する情報公開の方法の検討・提案

- 知プラ科目に関する情報は一元化し、5大学の学生がそこから科目受講までのシームレスな環境ができることが理想であることを踏まえ、共通ポータルシステム等を検討するために代表校の下にシステムWGの立ち上げを提案した。

4 履修案内の方法と内容

4-2. 履修案内として公開すべき情報の整理

<公開情報案>

- 履修科目の情報(シラバスを含む)
- 履修方法
- 履修期間(開講時期などの対面講義と異なるスケジュール)
- 問い合わせ先
- 学生への連絡ができる掲示板
- LMSのアクセスができるリンクなど
- 履修人数制限の情報

例:受講人数を〇〇人に制限するので、必ず〇〇(前期履修期間)内に仮登録を済ませること、〇〇名を超えた場合は、各大学の抽選によって受講者を決定し、〇〇(掲示板等)で通知する。

1. 履修案内の方法と内容

4 4-3. 試験や認証方法に関する案の作成

- 受講者の制限方法について
受講者制限をかけるかどうかは科目担当者の裁量に委ねる。
受講者制限をかける場合、科目担当者がシラバス作成時に受入大学ごとの受講者数を決め大学ごとの受講上限数をシラバスに記入する。各大学は受講希望者が受講上限人数を超えた場合、上限人数以内に調整して受講手続きを行うとともに、受講希望学生数をセンター四国に連絡する。

試験を行う場合の実施方法について

- 試験はすべてeLで実施できるように準備することを必須とする。
運用する実際の実施方法としては、平成27年度から平成29年度(補助金期間)まではeL上での実施のための移行措置として大学の事情に併せて対面でも実施できるようにする。対面試験を行う場合は、シラバスに明記する。

1. 履修案内の方法と内容

4 4-3. 試験や認証方法に関する案の作成

本人認証について

- LMSへのログイン方法はIDとパスワードで行う。

時間割へのマッピングに関して記載等

- 本プロジェクトによる提供科目は、各大学のカリキュラムの中で実施されるものであり、教育課程表中での配置や時間割上での配置等については各大学が決まればよいと、特に明示しない。受け入れ大学の規程にあわせる。

2. 平成26年度活動状況

事業報告

「大学教育の共同実施のためのワーキンググループ報告」

コンテンツ開発検討WG

2015年1月29日

コンテンツ開発検討WG報告

主査校：香川大学

WG発足の経緯

5 大学間のコンテンツ開発体制の違い

- ・ 撮影・編集等コンテンツ開発スキル
- ・ 著作権処理
- ・ コンテンツ配信の仕組み

H26年度の検討課題

検討課題	コンテンツ開発・利用できる仕組みの整備	著作権処理の共有	コンテンツ共同開発の仕組みの整備
検討概要	5月 検討課題と検討スケジュールの決定 9月 ガイドライン策定 11月 各大学のPC環境調査。 ・コンテンツ視聴できる環境の担保 1月 ・配信コンテンツの形式等、運用細則の決定	9月 各大学の著作権処理の調査 11月 著作権処理の共有	該当科目が出るまでペンディング。
成果	・コンテンツ開発ガイドライン ・運用細則	・譲渡証書	なし

コンテンツ開発ガイドラインの取決事項

用語の定義
ガイドライン内の用語を質保証WGに準拠

著作権等の処理
制作コンテンツの著作権の帰属先、5大学間の相互利用
第三者著作物の利用・肖像権・個人情報等の権利処理

コンテンツ開発
視聴環境・動画形式・配信までのスケジュール
eラーニング講義の構成・Moodle機能設定は質保証WGに準拠

詳細は事業報告書2014（3月発行予定）をご参照下さい

著作権等の処理

手順
①コンテンツ制作段階
②学内段階
③連携大学間段階

コンテンツホルダ

連携大学A

契約の前提、権利許諾の対象物、利用目的、期間、場所、価格
許諾を受ける著作権
経営配分・専属性、非専属性
譲渡譲渡—ひと気運賃
譲渡譲渡—ひと気運賃
譲渡譲渡—ひと気運賃
譲渡譲渡—ひと気運賃

著作権等の処理

手順
①コンテンツ制作段階
②学内段階
③連携大学間段階

コンテンツホルダ

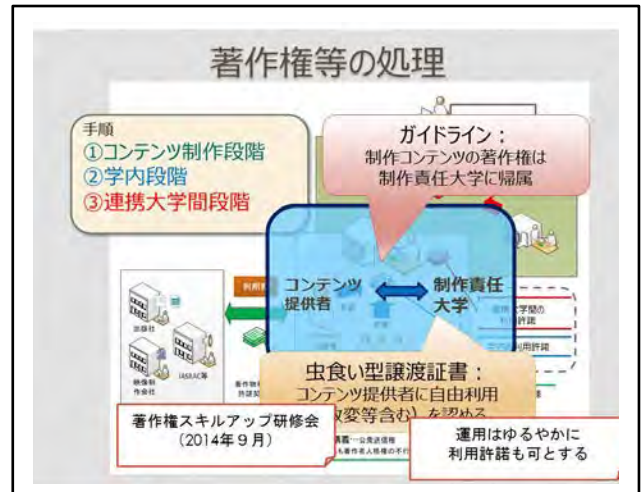
コンテンツ提供者

連携大学A

契約の前提、権利許諾の対象物、利用目的、期間、場所、価格
許諾を受ける著作権
経営配分・専属性、非専属性
譲渡譲渡—ひと気運賃
譲渡譲渡—ひと気運賃
譲渡譲渡—ひと気運賃
譲渡譲渡—ひと気運賃

各大学にゆだねる

2. 平成26年度活動状況



コンテンツ配信に関する取決め

項目	内容
想定する視聴環境	最低限、各大学のPCルーム等での視聴を担保 ※詳細は運用細則 ※各大学の裁量で視聴保証する環境を提供するのは拒まない
コンテンツの開発から配信までのスケジュール	第1回目のe-Learning講義配信日の1か月前までにアップロードを行う

運用細則 (概要)

視聴担保するPCスペック	
OS	Windows 7相当以上
ブラウザの種類	IE(ver.8以上)を推奨
Adobe Flash Playerバージョン	ver.13以上
システムメモリ	1GB以上
ビデオ書き出し設定	
ビデオ設定	
コンテナ	FLV
映像解像度	480p
フレームレート	25
ビットレート	500~800kbps

平成27年度開講科目のコンテンツ開発・配信等スケジュール (香川大版)

期間	タスク概要	提供大学		
		担当教員	分室スタッフ	分室スタッフ
	科目担当教員との打合せ ※開発対象物一覧、内容確認シート等	○	○	
2月	著作権処理	○	●	
7月	講義資料の作成	○		
	コンテンツ (映像・課題) 制作	●	○	
	コース開設		○	
8月	アップロード		○	
9月	確認	○		
9月	相互確認		●	○
10月	開講			

○主担当 ●支援

- ### 今後の課題
- コンテンツの相互確認項目の作成
配信1月前にアップロード～視聴確認
 - タブレット端末への対応方法検討 (愛媛大学提案)
 - Moodleの機能設定

2. 平成26年度活動状況

事業報告

「大学教育の共同実施のためのワーキンググループ報告」

教育の質保証等検討WG

質保証検討WG

平成26年度活動報告

1. eラーニング授業の位置付け

- 知ブラeの提供するeラーニングの授業を、単位を付加することのできる授業の一つとして位置付けることとした。
- 愛媛大学の『愛媛大学における「多様なメディアを高度に利用して行う授業」実施等に関する申し合わせ」を参考に、eラーニング形態の授業を、各大学が提供する授業の一形態として位置付ける、内規、申し合わせ等を作成することとした。

2. オンライン授業設計ガイドラインの開発

- 知ブラeの提供するeラーニング科目を質を保つという観点から、各大学がそれぞれ提供するeラーニングコンテンツの内容を揃えるため、「オンライン授業設計ガイドライン」を開発することとした。
- 「オンライン授業設計ガイドライン」には、eラーニングコンテンツの構成に関する内容の定義をおこなった。このことにより、5大学の提供する個々のコンテンツを利用した教育の水準を、まずは、外形的に揃えることを目指した。

3. オンライン授業運用ガイドラインの開発

- 知ブラeの提供するeラーニング科目を質を保つという観点から、eラーニング科目の実施において、その運用方法を揃えるため、「オンライン授業運用ガイドライン」を開発することとした。
- 「オンライン授業運用ガイドライン」は、「オンライン授業設計ガイドライン」と対をなし、eラーニングコンテンツの構成とその実施の方法を、5大学で揃えることを目指した。

4. オンライン授業の改善の循環形成のための検討

- 知ブラeの提供するeラーニング科目の質を保つためには、改善のための恒常的な循環サイクルを形成する必要がある。そのための改善方法についての検討を始めた。
- 授業評価アンケートの実施と、アンケート項目の設計をおこない、平成26年度の後期より試行を始める。アンケートの結果に基づき、オンライン科目の改善を進めることとした。

5. 柔軟な教材活用の検討

- ブレンド型の授業のように、eラーニングの活用が多様化することが想定されることから、知ブラeにおいても柔軟な学習環境の提供に対応することが求められる。eラーニングコンテンツの部品化や、共用に関する検討を始める。
- 「単位を付与しないeラーニングコンテンツの取り扱いに関する申し合わせ」を作成することで、eラーニングの多様な活用に備えることとした。

2. 平成26年度活動状況

6. その他

- その他、知プラeの提供するeラーニング科目の質保証に関する検討事項を取り扱うこととした。
- 各提供科目で指定された書籍の取り扱いについて、現状での実態や整備の方法について検討した。

事業報告

「大学教育の共同実施のためのワーキンググループ報告」
キャリア教育科目検討WG

キャリア教育科目検討WG報告

主査・宮下 晃一(備前教育大学)

H26年度の検討課題

- ①本事業で取り組む「キャリア教育」について5大学間で共通理解を図る。
(受講対象者、授業内容、コンテンツの制作方法、授業の運営方法等)
- ②キャリア教育1科目の制作に関わる詳細検討を行う。
備前教育大学で制作予定のコンテンツについて
 - ・WG内で制作途中段階のコンテンツ試験視聴と意見交換。
 - ・コンテンツ制作に関わる問題点に関わる問題点を明らかにし、それらをコンテンツ制作にフィードバックする。

検討スケジュール

- 26年5月 知プラで取り組む「キャリア教育」について共通理解
- 26年度中 「学校教員の世界(仮称)」の収録
- 27年1~3月 キャリア教育1科目の制作に関わる詳細検討

検討の概要(1)

- ・受講対象者は、5大学の全学部学生
学生が多様な分野の職業について学ぶことによって、学生自身が持つ専門性を活かす方法を柔軟に思考できる力量をつけさせることがわらい。
- ・授業内容は、まず1科目目として「学校教員」に関する内容
その後、他の分野、例えば「医療」「製造業」「農林水産業」等に関する科目が考えられるが、それらに繋がる深い学部の協力がようになる。
- ・就活支援だけを目的としない
社会に出てから能力開発や基礎力を育成する上で役立つ内容を提供すること。

2. 平成26年度活動状況

検討の概要(2)

・コンテンツの制作方法

様々な分野で活躍する専門家に対する取材映像を中心に大学教員が解説を行う。

90分の授業を、30分の取材映像2本と大学教員の解説、質疑で構成する。

90分×15回で2単位の授業とする。

「学校教員の世界(仮称)」収録状況

単元名	講師名	収録日時	収録場所	収録時間	収録状況
1	内藤先生、山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
2	内藤先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
3	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
4	山田先生、山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
5	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
6	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
7	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
8	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
9	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
10	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
11	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
12	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
13	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
14	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
15	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
16	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
17	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
18	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
19	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
20	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み

単元名	講師名	収録日時	収録場所	収録時間	収録状況
1	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
2	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
3	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
4	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
5	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
6	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
7	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
8	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
9	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
10	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
11	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
12	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
13	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
14	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
15	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
16	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
17	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
18	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
19	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み
20	山田先生	11月10日	東京大学	15分	収録済み

今後の課題


キャリア教育に関する2科目以降の制作について、
内容や制作方法を検討する。

2. 平成26年度活動状況

事業報告

「大学教育の共同実施のためのワーキンググループ報告」

専門科目検討WG

<p>2014年 専門科目ワーキング報告</p>  <p>高知大学総合教育センター 立川 明</p>	<p style="text-align: center;">主な検討事項</p> <p>(1) 望ましい開設科目 > メインテーマを決めるのは難しい (例: eK4の「四国の知」) → 提供科目を支援</p> <p>(2) 総合的海洋管理科目群 (5大学連携で実施する教育プログラムの科目群) > 他の専門科目と同じ扱いとする → 必修・選択必修科目の一部をeラーニング化</p> <p style="font-size: small;">高知大学 立川 明</p>
--	---

2-7 スキルアップ研修会

■ 第1回スキルアップ研修会

【日時】：2014年9月22日（月）

【場所】：香川大学 幸町北キャンパスOLIVE SQUARE 2階多目的ホール

<座学> 10:30~11:45	<実習> 11:50~12:30
<p>【内容】：eラーニングに関する著作権法の基礎知識の習得</p> <p>【講師】：本間政憲氏（弁理士）</p>	<p>【内容】：著作物の利用に関する許諾契約の要点の理解</p> <p>【講師】：本間政憲氏（弁理士） 村井礼（大学連携e-Learning教育支援センター四国）</p>

2014年9月22日に、大学連携e-Learning教育支援センター四国で、弁理士の本間政憲氏をお招きし「著作権処理スキルアップ」をテーマとしたスキルアップ研修会を実施した。研修会には42名の参加があった。

「eラーニングに関する著作権法の基礎知識の習得」では、著作権法の基礎知識の習得、第三者著作物の利用に関する利用許諾、制作コンテンツの大学間での利用許諾について座学を行い、「著作物の利用に関する許諾契約の要点の理解」では、利用許諾サンプルを用いた手続きの実習を行った。それらに基づき活発な質疑応答および情報交換が行われた。

2. 平成26年度活動状況



第1回スキルアップ研修会の様子

■ 第2回スキルアップ研修会

【日時】：2015年3月6日（金）

【場所】：香川大学幸町キャンパス 南5号館2階 PCルーム3およびe-Learningスタジオ

<座学> 13:00～14:35	<実習> 14:45～16:50
【内容】：e-Learningにおける話し方講座	【内容】：e-Learningにおける話し方クリニック講座
【講師】：坪内 美樹（トーキング・プランナー）	【講師】：坪内 美樹（トーキング・プランナー）

2015年3月6日に、大学連携e-Learning教育支援センター四国で、トーキング・プランナーの坪内美樹氏をお招きし「スタジオ収録における話し方スキルアップ講座」をテーマとしたスキルアップ研修会を実施予定である。

スタジオでe-Learningコンテンツを収録する際、学生達が目の前にいないため、教室での講義と比べて話しづらいという教員からの意見があり、学生の反応を見ながら話すことができないため、淡々とカメラに向かって話し続けるだけのコンテンツになりがちである。これでは、受講生の興味を引くことが難しい。

そこで、トーキング・プランナーの坪内氏を招聘し、話し方の基本から、トレーニング方法、およびスタジオ収録における話し方のポイントについて、スキルアップする研修会を開催する。

2-8 広報活動

学生への周知を目的にセンター四国のリーフレットを作成した。また平成26年2月にセンター四国のHPを公開し、開講科目やイベント情報、事業報告書の掲載など情報発信を行っている。

2. 平成26年度活動状況

事業概要

我が国の地方国立大学は、教育研究機関として、地域に根ざし、世界に情報発信することが求められています。四国の5国立大学は、四国そしてそれを構成する4県に立地する大学として、四国地方の知的基盤を豊かにするとともに、地域社会に貢献できる人材を輩出することを重要な使命としています。

本事業では、e-Knowledgeコンソーシアム四国（eK4）で蓄積されたe-Learning基盤を強化した教育の共同実施を行うための母体として、大学連携e-Learning教育支援センター四国（以下、センター四国）を設置します。センター四国では、大学間連携により、それぞれの人材や得意とする教育・研究分野を共有・補完するコンテンツを開発することで、教育の質の向上を図ります。科目選択の幅が広がることによって、履修者の興味や学習ニーズにあった科目履修が可能となります。また、各大学の状況（時間帯など）に依存しない教育プログラムの開発により、学生にとっては、四国のどこに居ても、いつでも何度でも受講できる共同実施の運用モデルを確立します。

連携大学一覧



香川大学
センター四国
〒760-8521
香川県高松市幸町1-1
<http://www.kagawa-u.ac.jp/>



徳島大学
分室
〒770-8502
徳島県徳島市南塚三丁目1丁目1
<http://www.tokushima-u.ac.jp/>



鳴門教育大学
分室
〒772-8502
徳島県鳴門市西ノ岡高島字中島748
<http://www.nanto-u.ac.jp/>



愛媛大学
分室
〒790-8577
愛媛県松山市文政町3
<http://www.ehime-u.ac.jp/>



高知大学
分室
〒780-8520
高知県高知市東町2丁目5-1
<http://www.kochi-u.ac.jp/>

E-Learningで 四国5大学が あなたのそばに

四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施



“知プラe”で検索！
知プラe 検索



知プラe

共通実施モデル

・開講科目	教育の質保証・e-Learning 講義法	・コンテンツ開発
・到達目標	ガイドライン策定	・教育の質保証
・共通シラバス様式	教育の質保証	・e-Learning 講義法
・履修案内	・e-Learning 講義法	・コンテンツ配信
・成績評価	・e-Learning 講義法	・著作権処理
・開講形態 など	・e-Learning 講義法	



お問い合わせ先

大学連携 e-Learning 教育支援センター四国
〒760-8521 香川県高松市幸町1-1
TEL 087-832-1365
E-mail chipla_el_info@cc.kagawa-u.ac.jp
HP <http://chipla-elc.kagawa-u.ac.jp/>



5 大学の得意分野を生かして

5大学が相互連携し、得意分野の教育・研究を共有・補完することで大学教育の質を向上させる

あの分野の科目は、うちの大学にはないなあ...

あ、勉強したい科目がB大学にある!!

A大学学生

A大学開講科目

あ、勉強したい科目がB大学にある!!

B大学学生

B大学開講科目

共同教育実施

- 他大学の授業が自大学と同じ手続きで履修可能
- 他大学の得意分野の科目履修を手軽に実現
- ICT教育の普及促進（学生・教職員の意識改革）

新しい分野の科目が受講できた!!

より詳しく学ぶことができた!!

A大学学生

A大学開講科目

B大学学生

B大学開講科目

共同実施科目

E-Learningを使えば いつでもどこでも何度でも

教育システムや教育理念の異なる四国5大学間で、教育資源を共有し、e-Learningを用いて有効に活用することで、各大学がそれぞれの教育理念に基づいて現在以上に効果的な教育を実現する



LMS（学習管理システム）上のコミュニケーションツールを使って他大学の学生との交流の輪を拡大

e-Learningとは？
e-Learningとは、インターネットなどのICT（情報通信技術）を利用した学習方法です。何処でも講義映像の視聴ができ、オンライン上でレポートの提出もできるため、自分のペースで学習を進めることができます。e-Learningで受講した講義は、大学の通常科目と同じように、単位として認定されます。

*1一部例外あり。

2. 平成26年度活動状況

TOP 事業概要 組織 開講科目 お問い合わせ

大学連携e-Learning教育支援センター四国
University Consortium for e-Learning, Shikoku Center

西国の国立5大学が相互に連携し、香川大学に大学連携e-Learning教育支援センター四国を設置するとともに、他の4大学にセンター分室を設置しました。そのe-Learning基盤を活用し「四国地区における5国立大学連携構想」の中の大学教育を共同実施することによって、連携大学全体の教育の質の向上を図ります。

知プラe

EVENT

- + シンポジウム
- + スキルアップ研修会

REPORT

- + 知プラe事業報告書

INFORMATION

- 2015.01.29 2014年度事業報告シンポジウムを開催しました
- 2015.01.26 2014年度第2回スキルアップ研修会の申し込み受付を開始しました
- 2014.12.01 2014年度事業報告シンポジウムの申し込み受付を開始しました
- 2014.10.17 事業概要のページを更新しました
- 2014.10.08 2014年度第1回スキルアップ研修会を実施しました
- 2014.08.06 事業概要のページを更新しました

UNIVERSITY

- 香川大学
- 徳島大学
- 鳴門教育大学
- 愛媛大学
- 高知大学

センター四国ホームページ

URL : <http://chipla-e.itc.kagawa-u.ac.jp/>

2. 平成26年度活動状況

2-9 総括

大学連携e-Learning教育支援センター四国

センター長 林 敏浩

本事業では、共同実施科目の50科目の提供、e-Learning活用講義法と質保証の仕組みの構築等、挑戦的な課題を掲げ、**5大学が一丸となって**事業に取り組んでいる。大学連携e-Learning教育支援センター四国（以下、センター四国）およびセンター四国分室が運営母体となり、四国の国立5大学連携によるe-Learning教育の共同実施に必要なプラットフォームを構築している。今後、四国国立5大学における知プラe事業以外の連携事業からe-Learningを活用する教育への協力依頼があった際、センター四国から授業設計やコンテンツ開発・配信等の支援および蓄積したノウハウの提供等が可能となっている。

5大学では、**学年暦・履修登録の手続き・成績評価方法等、教育システムが異なる**こと、および、**各大学が地理的に離れている**ことなどから、一斉の授業や対面講義は不可能である。大学連携での共同教育には、唯一の解決手段として非同期型e-Learningを挙げている。ここで、各大学の教育システムはいじらない方向での共同教育モデルを構築することで、他の大学連携教育事業にも汎用可能なe-Learningモデルの実現（大学連携e-Learningの規格化）を目指している。

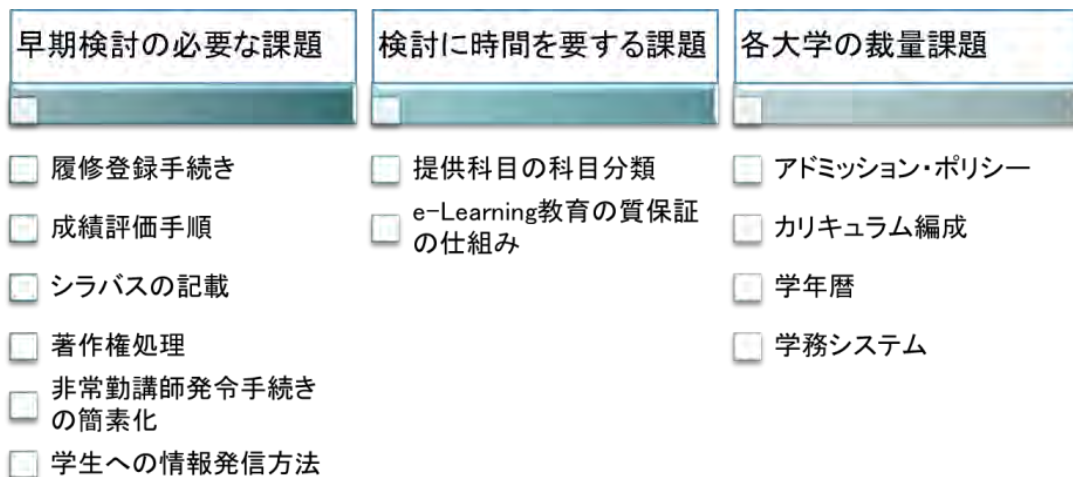


図1 検討課題の切り分け

2. 平成26年度活動状況

図1に本事業で検討すべき課題の切り分けを示す。本事業は、5大学で異なる教育システムの下で共同教育を行うため、早期検討の必要な課題と、検討に時間を要する課題、および各大学の裁量に委ねる課題の切り分けが必要と考えている。平成26年度は、シラバスの記載や非常勤講師発令等の平成27年度の共同実施に必要な課題の早期検討を行い、検討成果をガイドライン等にまとめていった。表1は平成26年度の成果物より一部を抜粋したものである。

なお、平成26年度は、共同教育実施モデル検討WG（主査校：愛媛大学）による「四国5大学型共同教育実施モデル」の検討を中心に、異なる教育システムの下、平成27年度からの共同実施の試行に向けた課題の洗い出しと、現場レベルでの課題解決を行った。ひとつの課題の検討に入る度、5大学で異なる教育システム上の問題点が露見する等、現場レベルでの調整は困難なタスクであったが、ひとつひとつ丁寧に解決している。このように5大学の教員・職員が得意分野で力を合わせて課題解決に取り組んだ結果、具体的なタスクへの落とし込みができています。

一方、提供科目の科目分類やe-Learning教育の質保証の仕組み等は、本事業の「教育の質向上」という目標の根幹をなす課題であり、時間をかけた検討が必要である。特に、「e-Learning教育の質保証の仕組み」については、質保証WG（主査校：徳島大学）が中心となり、質保証の要素（授業設計、授業運用、継続的な授業改善プロセス）ごとに検討成果をガイドライン等にまとめ、平成27年度からの共同実施の試行に備えている。平成27年度は共同実施の試行を通して課題の洗い出しを行いつつ、平成26年度に得られた成果のブラッシュアップと、提供科目の検討や継続的な運用の仕組み作りの課題に取り組む予定である。以下、次節より、履修登録・成績入力期間、提供科目、および教育の質保証の3点について、平成26年度の事業進捗状況の概要を報告する。

2. 平成26年度活動状況

表1 平成26年度の検討課題別の成果物一覧（例）

検討課題	検討項目	成果物
運用体制の整備	規程等の整備	四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施事業に関する申合せ（平成26年9月4日施行）
共同教育の実施モデルの確立	履修登録手続，成績評価方法，シラバスの記載等，5大学で異なる教育システムに対応した仕組みの整備	履修登録・成績入力期間一覧（モデルWG） シラバス情報収集フォーマット（モデルWG）
教育の質保証	授業設計，授業運用，継続的な授業改善プロセス等に関する教育の質保証の仕組みの整備	オンライン授業設計ガイドライン（質保証WG） 授業運用ガイドライン（質保証WG） 授業評価アンケート（質保証WG）
コンテンツの開発・評価	著作権処理，コンテンツ開発等，コンテンツの共同開発体制の整備	コンテンツ開発ガイドライン（コンテンツWG） 譲渡証書（コンテンツWG）
事務手続きの整備	非常勤講師の手続き簡素化	資格審査に関する提出書類の簡素化（非常勤WG）

2. 平成26年度活動状況

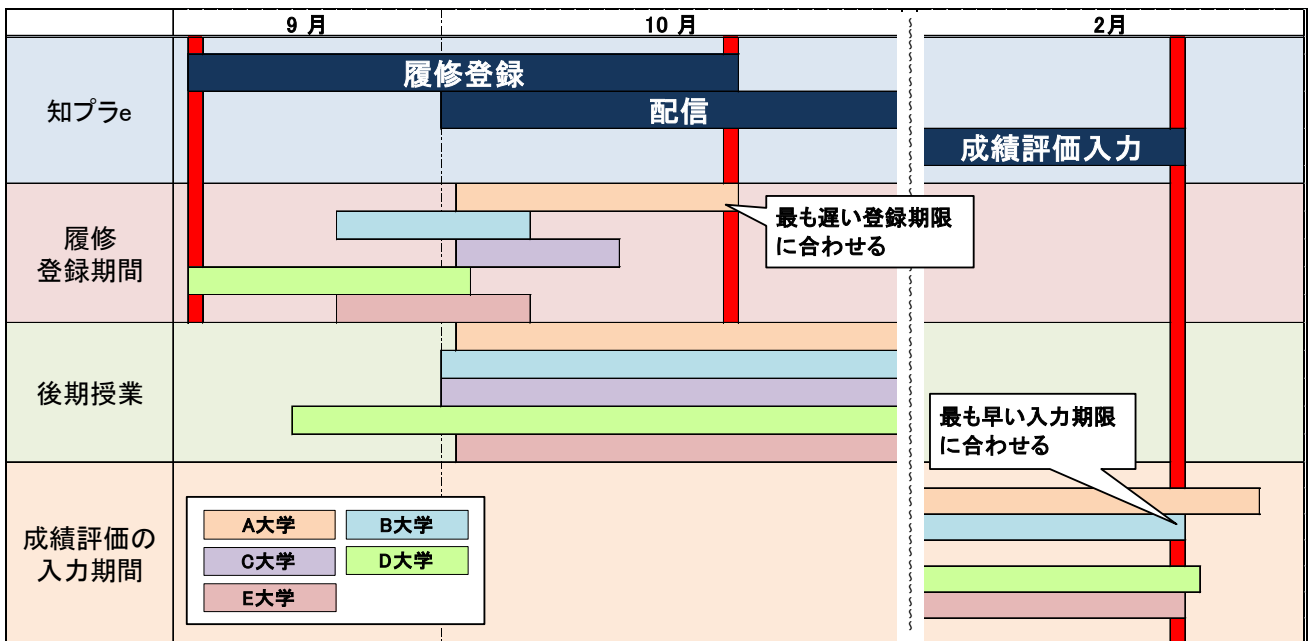


図2 5大学の履修登録および成績入力期間の比較

履修登録・成績入力期間

図2は、平成26年度の学年暦に基づいて5大学の履修登録および成績入力期間を比較したものである。9月に履修登録を開始し、10月頭にe-Learningシステム（Learning Management System：以下LMSと呼ぶ）へのユーザ登録まで終える大学や、LMSと自大学の履修管理システム（Dream CampusやLive Campusと呼ばれる）の入力は学生の責任において行うことと決めている大学、さらに、平成27年度よりクォーター制を導入する大学もあるため、履修登録に係る手続きひとつをとっても調整に時間を要している。

基本方針としては、学生の不利益とならないよう、履修登録の期限は最も遅い大学にあわせることとし、一方で、成績入力期限は最も早い大学にあわせることとしている。

2. 平成26年度活動状況

提供科目

表2 知プラe 提供科目の案 (参考: 11月企画委員会資料より)

科目分類案	科目案
教養科目	A 研究者倫理 (基礎1科目) 四国5国立大学の研究紹介, 防災教育, 情報セキュリティ, 知的財産権, 安全衛生, 宇宙学, 工場管理, 地球深部, 古代鉄, 植物工場, マリアワクチン
	B モラエスの徳島, 日本におけるドイツ兵捕虜1914-1920—四国の収容所を中心に— 阿波学, 地域コンテンツと知財管理, 香川を学ぶ, 地域学 (COC科目)
	C リメディアル教育 (物・化・生・数), 安全衛生管理, 生命と倫理
	D 知の探訪, 初年次教育 (反転授業用コンテンツ) 学校教員の世界, 情報のいろは, eラーニングリテラシー, 情報倫理, インドネシア語, サイエンスリテラシーの化学, 有機化学論, 気象と気象災害, 情報処理, 情報ネットワーク論, 情報科学概論
専門科目	研究者倫理 (領域ごとに複数科目) 産学連携と財産管理 (専門) 風環境工学

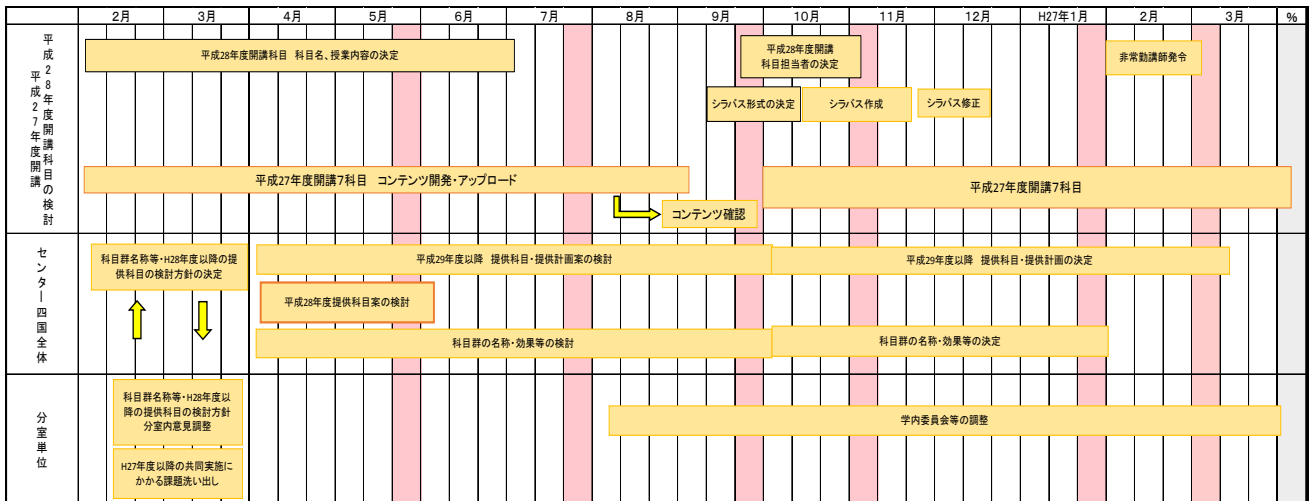


図3 知プラe 提供科目の検討スケジュール (1月企画委員会資料)

2. 平成26年度活動状況

提供科目については、まず、平成25年度に「5大学で共同教育に対するニーズと各大学から提供可能なシーズ」に関する調査を行った結果、ニーズに合うシーズを用意するのが困難であることや、シーズがあっても受入が困難である等、ニーズとシーズのマッチングは容易ではないことが判明した。そこで、まずは、各大学の特色を活かしたコンテンツの蓄積を優先し、提供可能な科目のコンテンツ化を進める。例えば、地域系科目や高年次（研究系）科目等、まずは各大学の特色を活かしやすい科目からコンテンツ化する。ある程度のコンテンツが揃えば、分野ごとの再編成も可能となり、5大学の特色を活かした共同科目に発展できるのではないかと考えている。これがシーズに基づいた科目群の設計案のひとつである。逆に、研究倫理のような5大学で共通したニーズのある科目は、受入側の検討が比較的容易である。受入障壁の低い科目を増やすことにより、5大学でe-Learningの普及も進みやすくなる。その結果、「e-Learningにふさわしい科目」や「5大学で補完しあうe-Learning科目」等のニーズが各大学で生まれると見込んでいる。

表2に本事業で提供する科目案の一覧を示す。表2のデータは11月企画委員会での資料であり、今後の科目担当候補者との交渉結果によっては、科目案そのものが変更する可能性を含んでいる。また、現時点では科目名の重複等もあるが、提供時には「〇〇論I」「〇〇論II」のように番号で区別する等の対応を考えている。いずれにせよ、5大学それぞれの特色を活かした科目案が出てきている。今後、「科目分類」や年度別の提供計画について、図3のスケジュールに沿って決定する予定である。

教育の質保証

図4は、質保証WG（主査校：徳島大学）で検討されている教育の質保証の仕組みを概念図化したものである。本事業に関わる教員には、インストラクショナルデザイン（Instructional Design: 以下、ID）の研究者が多い。それ故、体系立てて、e-Learning教育における教育の質保証の仕組み作りが進められている。平成26年度の検討では、授業設計、授業運用、および継続的な授業改善プロセスの3つのフェーズに分けたPDCAサイクルの基礎が出来上がっている。授業設計および授業運用フェーズには、ガイドラインがまとめられている。授業設計フェーズの「オンライン授業設計ガイドライン」では、そもそも「コンテンツ」という言葉の定義から始まり、成績判定やe-Learningコンテンツを用いた授業設計に必要な要件出しまで完了している。e-Learning授業を運用するために必要な、学生および学修支援者（教員やチューター等）のサポートについては「授業運用ガイドライン」にまとめられている。ここでは、インストラクショナルデザイナー（IDer）によるコンサルティングを実施する等、学修支援者に対する側面支援に必要な要件が盛り込まれている。ただし、大学によってはIDerが不在である。ここは5大学連携を活かし、お互いに支援しあうこととしている。本事業の趣旨である「5大学が

2. 平成26年度活動状況

相互に連携し、それぞれの人材や得意とする教育・研究分野を共有・補完することで、教育の質の向上を図る」の実現例のひとつである。

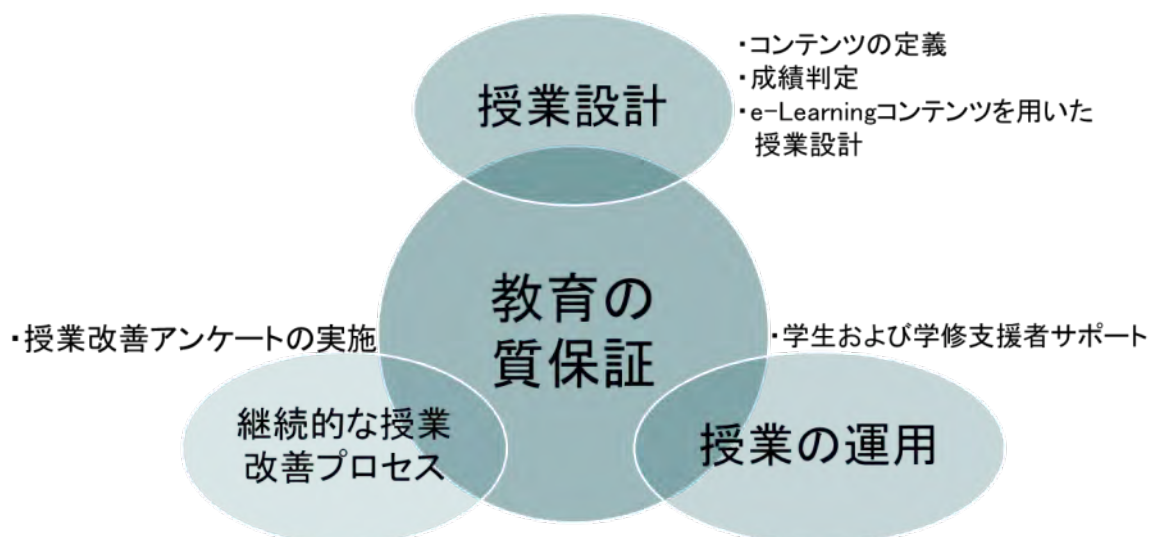


図4 知プラe事業における教育の質保証の仕組み作り

今後は平成27年度の試行を経て、各ガイドライン等の見直しを行い、効果的なe-Learning講義法のブラッシュアップがなされる予定である。

2-10 平成27年度事業実施計画

平成27年度の事業実施について下表を計画している。

平成27年度は共同実施の試行を中心とした課題の洗い出しを行うと共に、知プラe科目の提供計画やe-Learning教育における教育の質保証の仕組みの整備を行う予定である。

また、共同実施の試行モデルができたことにより、今後は年度ごとの事業目標の定量化や事業成果の定量評価も可能になると考えている。外部評価委員より指摘のあった「定量的な評価基準（KPI）の設計」に着手すると共に、センター四国HP上で成果物の公表等を積極的に行う予定である。

2. 平成26年度活動状況

平成27年度事業実施計画			
組織体制の整備・運用モデルの確立 四国5大学型共同教育実施モデル	1	センター四国規則 第3条(1), (6) 四国5大学型共同教育実施モデルの試行	四国5大学型共同教育実施モデルの試行を行い、明らかになった課題の解決方法を検討する。
	2	センター四国規則 第3条(1), (6) 教育の質保証の仕組みの整備	フルe-Learning講義で教育の質保証を可能にする要件の明確化を行う。(講義方法の確立, 修学支援体制の整備, 授業改善の仕組みの整備)
	3	センター四国規則 第3条(1), (6) 規程等の整備	四国5大学型共同教育実施モデルが実施できるよう規程等を整備する。事業評価方法(KPI)の整備を行う。
	4	センター四国規則 第3条(1) センター運用体制の検討	補助金終了後のセンター四国運用体制の検討を行う。
教育プログラム開発 コンテンツ・	5	センター四国規則 第3条(2), (4) 提供科目のコンテンツの開発	年度別の提供計画(平成27年度は後期7科目, 平成28年度は○科目予定)に基づき, 知プラe事業で提供する科目の検討およびコンテンツの開発と蓄積を行う。あわせてコンテンツの評価方法の整備を行う。
	6	センター四国規則 第3条(2), (3), (4) 提供科目を用いた授業の共同実施	提供科目(7科目)を用いた授業を5大学で共同実施する。
基盤強化 システム	7	センター四国規則 第3条(5) e-Learning環境の整備	遠隔会議・遠隔講義システム・LMS・共通ポータルシステム等のe-Learning環境の設計・運用を行うと共に, 補助金終了後のe-Learning環境の検討を行う。
その他	8	四国の5国立大学における大学教育の共同実施について全国へ発信	WWWにより四国の5国立大学における大学教育の共同実施について全国へ発信する。HPの管理はセンター四国が所掌する。
	9	スキルアップ研修会の開催	スキルアップ研修会の開催を行う。1年に2回以上の開催とする。
	10	事業報告シンポジウムの開催	平成27年度の事業内容を広く公開するために, 事業報告シンポジウムを開催する。(平成27年9月)
	11	外部評価委員会の開催	外部評価委員会を開催し, 事業全体の活動計画とその達成度を評価する。それぞれは, PDCAサイクルを基本に1年間に1サイクルとして評価を実施する。

ここに掲げた項目は半年に1度の頻度で点検・評価する。

3. 関係規則等

3. 関係規則等

3-1 大学連携e-Learning教育支援センター四国規則

大学連携 e-Learning 教育支援センター四国規則

平成25年7月5日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学改革強化推進補助金事業「四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業」の共同実施に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学及び高知大学(以下「四国地区国立大学」という。)との緊密な連携のもとで、大学教育・大学院教育の共同実施を行うことにより、教育の質の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学教育・大学院教育の共同実施に向けた組織体制の整備に関すること。
- (2) 四国地区国立大学で相互補完した教養・専門教育コンテンツ群の開発に関すること。
- (3) 共同実施による教育プログラムの開発に関すること。
- (4) オープンコンテンツ開発に関すること。
- (5) 遠隔会議・遠隔講義システム等のシステム基盤強化に関すること。
- (6) 共同実施の運用モデルの確立に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 センターは、四国地区国立大学のうち、香川大学に置く。

2 センターの業務を円滑に実施するため、香川大学を除く四国地区国立大学に、それぞれ大学連携 e-Learning 教育支援センター四国分室(以下「センター分室」という。)を置く。

3 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター教員
- (3) その他必要な職員(以下「センター職員」という。)

4 センター分室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 分室長
- (2) 分室教員
- (3) その他必要な職員(以下「分室職員」という。)

(センター長等)

3. 関係規則等

第5条 センター長は、香川大学に所属する教員のうち、同大学の学長(以下「学長」という。)が指名する者をもって充てる。

2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター教員は、学長が、選考又は指名し、任命する。

4 分室長及び分室教員は、当該大学の学長が、選考又は指名し、任命する。

(職務)

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 センター教員は、センターの業務を処理する。

3 センター職員は、センターの業務に従事する。

4 分室長は、センター分室の業務を掌理する。

5 分室教員は、センター分室の業務を処理する。

6 分室職員は、センター分室の業務に従事する。

(運営委員会)

第7条 センターに、センター及びセンター分室の管理運営に関する重要事項を審議するため、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(企画委員会)

第8条 センターに、センター及びセンター分室の円滑な運営のため、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国企画委員会(以下「企画委員会」という。)を置く。

2 企画委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(外部評価委員会)

第9条 センターに、センター及びセンター分室の業務に対して評価を行い、もって業務の改善に資するため、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国外部評価委員会(以下「外部評価委員会」という。)を置く。

2 外部評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センター及びセンター分室に関する事務は、四国地区国立大学のセンター業務を所掌する課等において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

2 前項にかかわらず、この規則に定めるもののほか、センター分室に関し必要な事項は、各大学が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年7月5日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に任命されるセンター長の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3. 関係規則等

3-2 大学連携e-Learning教育支援センター四国運営委員会規程

大学連携 e-Learning 教育支援センター四国運営委員会規程

平成25年7月5日

(趣旨)

第1条 この規程は、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国規則（以下「センター規則」という。）第7条第2項の規定に基づき、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学連携e-Learning教育支援センター四国及び大学連携e-Learning教育支援センター四国分室（以下「センター等」という。）の業務に係る重要事項に関すること。
- (2) センター等の予算及び決算に関すること。
- (3) センター等の教員等の人事に関すること。
- (4) その他センター等の管理及び運営に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 香川大学の教育担当理事
- (2) センター長
- (3) センター教員
- (4) 分室長
- (5) センター業務を所掌する四国地区国立大学の課長（相当職を含む。）以上の事務職員 各1人
- (6) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。ただし、委員に支障があるときは、あらかじめ当該委員の指名する者が、委員長の承諾を得て代理出席することができる。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(開催)

第6条 運営委員会は、委員長が必要と認めたとときに開催するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

3. 関係規則等

(事務)

第8条 運営委員会に関する事務は、香川大学教育・学生支援室修学支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年7月5日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される第3条第1項第6号の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3-3 大学連携e-Learning教育支援センター四国企画委員会規程

大学連携 e-Learning 教育支援センター四国企画委員会規程

平成25年7月5日

(趣旨)

第1条 この規程は、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国規則（以下「センター規則」という。）第8条第2項の規定に基づき、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国企画委員会（以下「企画委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 企画委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学連携 e-Learning 教育支援センター四国及び大学連携 e-Learning 教育支援センター四国分室（以下「センター等」という。）の運営の実務に関すること。
- (2) 研修会、セミナー等の企画・実施に関すること。
- (3) その他センター等の事業運営に関すること。

(組織)

第3条 企画委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) センター教員
 - (3) 分室長又は分室教員
 - (4) その他センター長が必要と認めた者
- 2 前項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 企画委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

3. 関係規則等

2 委員長は、企画委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 企画委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。ただし、委員に支障があるときは、あらかじめ当該委員の指名する者が、委員長の承諾を得て代理出席することができる。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(開催)

第6条 企画委員会は、委員長が必要と認めたとときに開催するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 企画委員会に関する事務は、香川大学教育・学生支援室修学支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、企画委員会の運営に関し必要な事項は、企画委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年7月5日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される第3条第1項第4号の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3-4 大学連携e-Learning教育支援センター-四国外部評価委員会規程

大学連携 e-Learning 教育支援センター-四国外部評価委員会規程

平成25年7月5日

(趣旨)

第1条 この規程は、大学連携 e-Learning 教育支援センター-四国規則第9条第2項の規定に基づき、大学連携 e-Learning 教育支援センター-四国外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 外部評価委員会は、大学連携 e-Learning 教育支援センター-四国及び大学連携 e-Learning 教育支援センター-四国分室が行う業務について、単年度毎の実績に関する評価を行う。

(組織)

第3条 外部評価委員会の委員は、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学及び高知大学の役員並びに職員以外の学識経験者から、センター長が委嘱し、組織する。

3. 関係規則等

(委員長)

第4条 外部評価委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集及び議長)

第6条 委員長は、外部評価委員会を招集し、その議長となる。

(会議の成立等)

第7条 外部評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の出席)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 外部評価委員会に関する事務は、香川大学教育・学生支援室修学支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、外部評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年7月5日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3-5 各大学分室規則等

3-5-1 徳島大学分室

徳島大学総合教育センター規則

平成26年3月18日

規則第81号制定

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 業務及び組織（第3条・第4条）

第3章 職員（第5条—第15条）

第4章 会議（第16条—第24条）

3. 関係規則等

第5章 雑則（第25条・第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、徳島大学学則（昭和33年規則第9号）第4条第2項の規定に基づき、徳島大学総合教育センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 センターは、全学的視点から入学者選抜、教育改革、ICT活用教育、学生生活及びキャリア支援に関する主要施策を調査研究し、総合的に推進することにより、徳島大学の教育及び学生支援の充実・改善を図ることを目的とする。

第2章 業務及び組織

（業務）

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 入学者選抜の企画立案等に関すること。
- (2) 教育改革の推進に関すること。
- (3) ICTを活用した教育の開発及び支援に関すること。
- (4) 学生の修学支援及び課外活動に関すること。
- (5) 学生のキャリア支援に関すること。
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な業務

2 センターは、前項に掲げる業務のほか、四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業（国立大学改革強化推進費補助金）における、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 四国地区国立大学連合アドミッションセンターの設置とAO入試の共同実施に関すること。
- (2) 四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施に関すること。

（部門及び室の設置）

第4条 前条の業務を遂行するため、センターに次の部門及び室を置く。

アドミッション部門

教育改革推進部門

ICT活用教育部門

学生支援部門

学生生活支援室

学生参画推進室

キャリア支援部門

2 前条第2項第1号の業務を処理するため、アドミッション部門は、四国地区国立大学連合アドミッションセンター規程（平成25年5月13日愛媛大学規則第77号）第7条に規定する四国地区国立大学連合アドミッションセンター徳島大学サテライトオフィス（以下「徳島大学サテライトオフィス」という。）を兼ねるものとする。

3 前条第2項第2号の業務を処理するため、ICT活用教育部門は、大学連携e-Learning教育支援セ

3. 関係規則等

ンター四国規則（平成25年7月5日四国地区国立大学連携事業推進会議制定）第4条に規定する大学連携e-Learning教育支援センター四国徳島大学分室（以下「徳島大学分室」という。）を兼ねるものとする。

第3章 職員

（職員）

第5条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 部門長
- (3) 専任教員（特任教員を含む。）
- (4) 兼務教員
- (5) 就職コーディネーター
- (6) キャリアカウンセラー
- (7) その他必要な職員

2 前項の職員のほか、センター長が必要と認める場合は、副センター長を置くことができる。

3 徳島大学サテライトオフィスにアドミッションオフィサーを置く。

4 徳島大学分室に、分室長及び分室教員を置く。

（センター長）

第6条 センター長は、学長が指名する理事をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、センター長が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（副センター長）

第7条 副センター長は、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

2 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、副センター長が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（部門長）

第8条 部門長はセンター長の推薦に基づき、学長が命ずる。ただし、学生支援部門長は、徳島大学学生委員会委員長をもって充てる。

2 部門長は、所属部門の業務を掌理するとともに、センター長の職務を補佐する。

3 部門長（学生支援部門長を除く。）の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、部門長が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（専任教員）

第9条 専任教員は、センターの運営を補助し、所属する部門の業務を処理する。

2 専任教員の選考は、第16条に規定する運営委員会の議に基づき、学長が行う。

（兼務教員）

第10条 兼務教員は、専任教員と協力し、所属する部門の業務を処理する。

3. 関係規則等

2 兼務教員は、次の各号に掲げる者をもって充て、学長が命ずる。

(1) アドミッション部門

- イ 各学部（学部併任された大学院教員を構成員として含む。）から選出された教員 各1人
- ロ 全学共通教育センターから選出された教員 1人

(2) ICT活用教育部門

- イ 各学部（学部併任された大学院教員を構成員として含む。）から選出された教員 各1人
- ロ 全学共通教育センターから選出された教員 1人
- ハ 情報センターから選出された教員 1人

(3) 学生支援部門

- イ 徳島大学学生委員会規則第3条第2号、第3号及び第4号の委員
- ロ 保健管理・総合相談センターから選出された教員 1人
- ハ 国際センターから選出された教員 1人

(4) キャリア支援部門

各学部（学部併任された大学院教員を構成員として含む。）から選出された教授 各1人

3 前項の規定にかかわらず、センターの業務に関し専門知識を有する者で、センター長が必要と認めるときは、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

4 兼務教員（第2項第3号イの兼務教員は除く。）の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、兼務教員が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（就職コーディネーター）

第11条 就職コーディネーターは、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

2 就職コーディネーターは、学生の就職先企業等の開拓、就職セミナー及び就職ガイダンス等の企画立案並びに業界の動向調査等の業務を行う。

（キャリアカウンセラー）

第12条 キャリアカウンセラーは、センターの職員のうちから学長が命ずる。

2 キャリアカウンセラーは、学生の就職相談及び進路相談業務に従事するとともに、学生と企業のマッチング支援及び面接前後の指導等の業務を行う。

（アドミッションオフィサー）

第13条 アドミッションオフィサーは、センターの職員のうちから学長が命ずる。

（分室長及び分室教員）

第14条 分室長は、ICT活用教育部門長をもって充てる。

2 分室教員は、ICT活用教育部門の専任教員をもって充てる。

3 分室長の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、分室長が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（学外者への委嘱）

第15条 センター長が必要と認めるときは、学長の承認を得て、学外者を就職コーディネーター又はキャリアカウンセラーに委嘱することができる。

3. 関係規則等

第3章 会議

(運営委員会)

第16条 センターに、センターの管理運営及び業務に関する事項を審議するため、徳島大学総合教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第17条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理運営の基本方針に関する事項
- (2) センターの業務計画に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) その他センターの管理運営及び業務に関し必要な事項

第18条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 国立大学法人徳島大学教育研究評議会規則（平成16年度規則第5号）第3条第1項第7号の評議員
- (5) 学務部長
- (6) その他運営委員会が必要と認める者

2 前項第6号の委員は、学長が命ずる。

第19条 運営委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第20条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

第21条 運営委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第22条 運営委員会に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会について必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(連絡会議)

第23条 センターに、センターの各部門間に関係する事項について連絡調整するため、徳島大学総合教育センター連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議について必要な事項は、センター長が別に定める。

(部門会議)

第24条 部門の運営に関する事項を審議するため、各部門に部門会議を置く。ただし、学生支援部門の運営に関する事項は、徳島大学学生委員会において審議するものとし、部門会議を置かない。

2 部門会議について必要な事項は、センター長が別に定める。

第4章 雑則

(事務)

3. 関係規則等

第25条 センターの事務は、学務部教育支援課が学務部教育企画室及び各課と連携・協力して処理する。
(雑則)

第26条 この規則に定めるもののほか、センターについて必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 徳島大学学生支援センター規則（平成15年規則第1753号）
 - (2) 徳島大学キャリア支援センター規則（平成22年度規則第38号）
 - (3) 徳島大学教育改革推進センター規則（平成24年度規則第62号。以下「教育改革推進センター規則」という。）
 - (4) 徳島大学アドミッションセンター規則（平成24年度規則第63号。以下「アドミッションセンター規則」という。）
- 3 この規則施行の際、教育改革推進センター規則第8条の2の規定により任命されている分室長は、この規則第13条第1項の規定により任命されたものとみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- 4 この規則施行の際、アドミッションセンター規則第6条の2の規定により任命されているアドミッションオフィサーは、この規則第12条第1項の規定により任命されたものとみなす。

徳島大学総合教育センター I C T活用教育部門会議規則

平成26年4月1日

総合教育センター長制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学総合教育センター規則第24条第2項の規定に基づき、徳島大学総合教育センター I C T活用教育部門会議（以下「部門会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 部門会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 授業のデジタルコンテンツ化の支援に関すること。
- (2) I C T活用教育の質向上に関すること。
- (3) 四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施に関すること。
- (4) その他 I C T活用教育の開発及び支援に関し必要な事項

(組織)

第3条 部門は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 部門長
- (2) 専任教員（特任教員を含む。）

3. 関係規則等

- (3) 兼務教員
- (4) 学務部教育支援課長
- (5) その他部門会議が必要と認める者
(議長)

第4条 部門長は、部門会議を招集し、その議長となる。

- 2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
(会議)

第5条 部門会議は、組織構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
(組織構成員以外の者の出席)

第6条 部門会議が必要と認めるときは、会議に組織構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
(庶務)

第7条 部門会議の庶務は、学務部教育支援課において処理する。
(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、部門会議について必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

3-5-2 鳴門教育大学分室

大学連携e-Learning教育支援センター四国鳴門教育大学分室規程

平成25年5月8日

規程第 16 号

改正 平成26年3月24日規程第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学教育研究組織規則（平成20年規則第2号）第14条の規定に基づき、大学連携e-Learning教育支援センター四国鳴門教育大学分室（以下「分室」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 分室は、四国におけるe-knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施の効果的かつ円滑な推進に資することを目的とする。

(業務)

第3条 分室は、次に掲げる業務を行う。

3. 関係規則等

- (1) 大学連携e-Learning教育支援センター四国との連絡調整に関すること。
- (2) 大学連携e-Learning教育支援の関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 大学連携e-Learning教育支援の運営に関すること。
- (4) 大学連携e-Learning教育支援に係る企画・立案に関すること。
- (5) その他大学連携e-Learning教育支援に関し学長が必要と認めたこと。

(組織等)

第4条 分室は、次の者をもって組織する。

- (1) 分室長
 - (2) 分室教員
 - (3) その他必要な職員（以下「分室職員」という。）
- 2 分室長は、各教育部に属する教授のうちから学長が指名する者をもって充てる。
- 3 分室教員は、本学教員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

(任期)

第5条 分室長及び分室教員の任期は、それぞれ2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 分室長は、分室の業務を統括する。

- 2 分室教員及び分室職員は、分室に関する業務を処理する。

(分室会議)

第7条 分室に、第3条に掲げる事項を協議するため、分室会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 分室長
- (2) 分室教員
- (3) その他学長が必要と認めた者

- 3 会議に議長を置き、分室長をもって充てる。

- 4 議長は、会議を招集する。

- 5 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(議事)

第8条 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 議長は、会議の結果を、必要に応じて学長又は大学連携e-Learning教育支援センター四国に報告するものとする。

(構成員以外の者の出席)

第9条 議長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第10条 会議は、必要に応じ、専門的事項を調査検討させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置、組織その他必要な事項は、別に定める。

3. 関係規則等

(事務)

第11条 分室の事務は、教務企画課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、分室の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年5月13日から施行する。
- 2 施行日において、第4条第1項第1号及び第2号の規定により最初に選出された者の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

大学連携e-Learning専門部会要項

平成25年5月8日

学 長 裁 定

改正 平成26年4月1日

(趣旨)

第1 この要項は、大学連携e-Learning教育支援センター四国鳴門教育大学分室規程（平成25年規程第16号）第10条の規定に基づき、大学連携e-Learning教育支援センター四国鳴門教育大学分室会議に置く大学連携e-Learning専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2 専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学校教育学部教務委員会委員長及び副委員長
- (2) 学校教育学部教務委員会委員のうち各教育部から1人
- (3) 地域連携センター所長
- (4) 情報基盤センター所長
- (5) 遠隔教育プログラム推進室長
- (6) e-knowledgeコンソーシアム四国の企画委員及びシステム専門委員のうち本学教員
- (7) 大学連携e-Learning教育支援センター四国鳴門教育大学分室教員
- (8) 教務企画課長
- (9) その他学長が指名する者

(任期等)

第3 前項第2号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期

3. 関係規則等

は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は分室長が指名する者をもって充て、副部会長は委員の互選によって定める。

2 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議事項等)

第5 専門部会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 大学連携e-Learning教育支援の実施に係る企画、立案に関する事項

(2) 大学連携e-Learning教育支援の推進に関する事項

(3) 大学連携e-Learning教育支援の内容、実施方法に関する事項

(4) その他部会長が必要と認める事項

(議事)

第6 専門部会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 専門部会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を専門部会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第8 専門部会の事務は、教務企画課において処理する。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年5月13日から実施する。

2 第2第2号の規定により最初に選出された者の任期は、第3の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

3. 関係規則等

3-5-3 愛媛大学分室

大学連携e-Learning 教育支援センター四国愛媛大学分室規程

平成25年9月11日

規則第 117 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学基本規則第21条の4第2項の規定に基づき、大学連携e-Learning 教育支援センター四国愛媛大学分室（以下「センター分室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センター分室は、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学及び高知大学（以下「四国地区国立大学」という。）との緊密な連携のもとで、教育プログラムの共同実施を行うことにより、教育の質の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センター分室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 四国地区国立大学における教育プログラムの共同実施の支援に関すること。
- (2) 四国地区国立大学で相互補完した教養・専門教育コンテンツ群の開発に関すること。
- (3) 前2号の業務を円滑に行うための全学的な連絡調整に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 センター分室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 分室長
- (2) 専任教員
- (3) 兼任教員
- (4) その他必要な職員（以下「分室職員」という。）

(分室長)

第5条 分室長は本学の専任教員のうちから、学長が指名し、任命する。

- 2 分室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、分室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任教員)

第6条 兼任教員は、総合情報メディアセンターの専任教員のうちから、学長が指名し、任命する。

- 2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第7条 分室長は、センター分室の業務を掌理する。

- 2 専任教員は、分室長の職務を助け、センター分室の業務を遂行する。
- 3 兼任教員は、センター分室の専任教員とともにセンター分室の業務を遂行する。

3. 関係規則等

4 分室職員は、センター分室の業務に従事する。

(事務)

第8条 センター分室に関する事務は、総合情報メディアセンター事務課及び教育センター事務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センター分室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年9月11日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命される分室長及兼任教員の任期は、第5条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3-5-4 高知大学分室

高知大学総合教育センター-大学教育創造部門-大学連携
e-Learning教育支援センター-四国高知大学分室規則

平成25年9月19日

規則第40号

(趣旨)

第1条 高知大学総合教育センター-大学教育創造部門に大学連携e-Learning教育支援センター-四国高知大学分室（以下「センター分室」という。）を置き、高知大学総合教育センター規則第11条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センター分室は、国立大学改革強化推進補助金事業「四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業」の共同実施に関する協定に基づき、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学及び高知大学（以下「四国地区国立大学」という。）の緊密な連携の下で、「四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」を推進し、教育の質の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センター分室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学教育・大学院教育の共同実施に関すること。
- (2) 四国地区国立大学で相互補完した教養・専門教育コンテンツ群の開発に関すること。
- (3) 大学教育・大学院教育の共同実施を円滑にするための学内調整に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 センター分室に、次の各号に掲げる室員を置く。

3. 関係規則等

- (1) 分室長
- (2) 分室教員
- (3) 分室職員

2 分室長は、分室の業務を掌理する。

3 分室教員及び分室職員は、分室の業務を処理し、従事する。

4 第1項に掲げる室員は、学長が指名し、任命する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号に掲げる分室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、分室長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 センター分室の円滑な運営を図るため、その運営に関する委員会を置くことができる。

(事務)

第7条 センター分室に関する事務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センター分室の運営に関し必要な事項は、分室長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に任命される第4条第1項第1号の分室長の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3. 関係規則等

連絡先情報

大学連携e-Learning教育支援センター四国

〒760-8521 香川県高松市幸町1-1

電話 087-832-1365

Fax 087-832-1155

Mail chipla_el_info@cc.kagawa-u.ac.jp

URL <http://chipla-e.itc.kagawa-u.ac.jp/>

徳島大学分室

〒770-8502 徳島県徳島市南常三島町1丁目1

電話 088-656-7095

Fax 088-656-7292

鳴門教育大学分室

〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地

電話 088-687-6463

Fax 088-687-6463

Mail e-learning@naruto-u.ac.jp

愛媛大学分室

〒790-8577 愛媛県松山市文京町3番 総合情報メディアセンター内

電話 089-927-8978

Fax 089-927-8805

Mail chipula-e@stu.ehime-u.ac.jp

高知大学分室

〒780-8520 高知市曙町二丁目5番1号

電話 088-844-8644

Fax 088-844-8644

Mail elmanabi@kochi-u.ac.jp

四国における
e-Knowledgeを基盤とした
大学間連携による大学教育の共同実施

